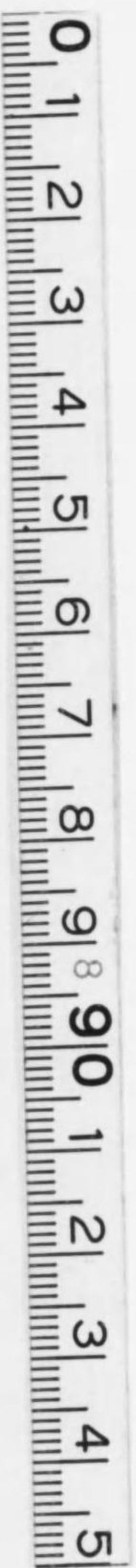


913.393
M167



始



32 9. 2

913.393

Ms 67

校註
新釋大鏡

弘前高等學校
教授 三浦圭三著

東京内外出版社

7885



U 2387

校註 新釋大鏡要覽

- 一、卷數 八卷本と三卷本とある
- 二、題名 元は第六十八代の一九・二一の歌によつて「古鏡」といひ後佛典の「大鏡圓智」から大鏡とし今鏡の序に「これは世繼のが大鏡だからこれなどはまあ小鏡と謂はうか」と様に書かれてから大鏡が通名のやうになつたものであらう 又一名を世繼物語といつたのは大宅世繼の物語が主であるからである。
「大宅」は公家即ち皇室「世繼」は歴史の事で「この話は日本紀同様に思召せ」と戯談の中に抱負をほのめかして居る處から推すと大宅世繼とは史を人格化した名で相手の夏山繁樹は唯「言葉の繁き」意の作名であらう。
- 三、構想 雲林院の菩提講に講師が來るのを待合はす間 大宅世繼(百五十餘歳)と夏山繁樹とが落合つて昔物語をするのを側の世繼の老妻と若侍も時々口をさゝそれを中心に一座が傾聴す

るといふ仕組み。

二

四、記載範圍 第五十五代文德天皇―第六十八代後一條天皇 一五〇―一六八五 一七六年間
嘉祥三―萬壽二 御十四歴代と廿攝關大臣

五、年代 王朝末期に出来たことだけは確實だが細密には斷言しにくい

一、本文に作者が自ら謂ふ處では萬壽二年五月で之を起點として史實を扱つたあとは大分あるが時にその破綻のあともある。

二、道長薨去の萬壽四年と推定したのは本居が道長に中心を置いて居るからといふ外確かな根柢はなす。

三、陽明門院の院號以後だとか南院焼亡に當面した人の記録だからもつと以前だとかいふのは本書の記事の局部を採つた一説に過ぎなす。

六、著者 未詳 王朝末期識見あり教養あり閑暇ある一公卿の作であらうと迄は云ひ得るが此亦それ以上何某と指定することは唯臆説に過ぎない

一、藤原爲業(寂念)といふは尊卑分脈・大日本史・安齋隨筆・國書解題等で以前は殆ど通説のやうになつてゐたが近頃は次第に疑はれ出した。

二、源道方といふは井上通泰先生の説で本文源氏謳歌の文章や時代を引證して餘程傾聽せられてゐるが通説とまでにはなつてない。

三、源經信といふは關根正直先生が試みに提出せられた一説で發生の時代を引下げ一方經信の學識閱歴から考察せられて至極興味ある立説ではあるが此も通説とは云ひ難からう。

七、諸本 早くから一般に愛讀はせられたが研究はせられなかつた近世に入つて大石千引が手をつけて大鏡短觀抄五卷を書いたがその時用ゐた本文は奈佐某の對校本を自分の見た數本と比較したものだといふ。

明治廿九年に故鈴木弘恭大人が正大鏡註釋を書かれ本文は主として間宮永好の校正本により尙之との異同を頭註各節の終に左の五本と比照せられた

一、水本 小山田與清校合の水戸家藏本

二、水異本 水戸彰考館本の寫即ち水戸家の異本

三、古本 傳慶長古寫本

四、活本 慶長活字本(十一行廿字詰)

五、普本 流布本

三

その後古典保存會が千葉胤明氏所藏の大鏡古寫本の複製を刊行した。此は本文もすぐれ字體も立派だが何分にも缺本が多いので全部のテキストにはならない。其外には史籍集覽に取容れたものと萩野松井兩博士の校定大鏡とが優れて居るが後のはまだ見る機會を得ない。次で關根先生の^註新大鏡は先生が蒐集せられた群書の中に新田文府の押印ある六冊本を底本にせられたもので詞形は概して平明で文の筋はよく通る箇處が多い。今此書は筆寫の便宜上石川佐久太郎氏の^註校大鏡により處々他諸本によつて改訂してゐいた。この石川氏のは前述萩野・松井兩博士の校定大鏡をもととし之に桂宮本及び他の同一系統の古寫本によつて校合した旨序文に斷つてある。桂宮本といふものを自分はよくは知らないがこの校註の本文は正しいもので殊に後人摺入の疑ある箇處が一々線で圍つてある點なども一種特異の點かと思ふ。

八、註釋諸本 註釋では矢張前述大石千引の大鏡短觀抄が最初のもので又相當綿密に出來て居る解釋上今も此書に負ふべき點もあり何よりも始めて手をつけた苦心を多とすべきだ。

次に明治に入つてから鈴木弘恭大人の校正大鏡註釋三冊本と落合直文小中村義家兩先生の大鏡詳解とが出て長らくの間此兩書で持ち切つた時代があつた。余も亦今から廿數年の昔此書を讀まうとするのに文學全書本だけしかないので當時京都府立第一高女の専攻科に在學して

故猪熊夏樹翁の講義を聽いて居た知人（今は某夫人となつてその方には無關係となられたが）を介して参考書を聞合はせてこの兩書を指定せられその上右知人が新に購入されたものをそのまま借覽して、つまりこの二本で大鏡解釋力の根柢を得た。校正の本文の考異や卷頭の系圖などは實に有がたいもので後には此を基本に自分でも大鏡系圖を作製したりして悦んだものだつた。詳解の全體的に整つてゐて今日所謂鑑賞程度にまでもくひ入つた親切な釋明は今も感謝して居る。

次に見たのは佐藤球先生の大鏡詳解で中には傾かれる節もあるが史實の穿鑿の行き届いてゐることは此が一等だと思つた。今日と雖も此書を見ずに大鏡を研究する譯には行くまい。芳賀矢一先生の口譯大鏡とても何れは良書だとは想ふがまだゆつくり讀む機會を得ない。

次に關根正直先生の^註新大鏡といふが出た。博冷な學識と犀利な見識とで從來の疑點に明快な斷案を下され、どの本にもあるやうなくたくしい贅釋は抜にして集疑の要點について深く考察せられた良書である。其他近頃は各種叢書や高等學校程度の教科書として校正頭註したものにも優れたものが大分あるやうだが今繁を避けて一々紹介はしない。唯以上述べただけで大鏡註釋書の主なるものは盡せてをらう。

九、資料参考としては邸宅の位置などは拾芥抄が簡單ながら比較的正確なものとされてをる。同時を扱つた正史としては三代實錄・日本紀略・常王篇年紀・大日本史・類聚國史などがあり諸家の系圖には尊卑分脈があるし、大鏡のみの系圖に土肥經平の大鏡目錄並系圖小目錄(國史註釋叢書十三)があり短觀抄卷頭にも大鏡短觀抄系圖があり、系圖にはなつてないが、各家小傳をあげて系圖作製の資料になるものに大鏡裏書(國史註釋叢書十三。群書類從卷四百四十九下)といふがあるし局部の参考には伊勢物語・大和物語・古今・後撰・拾遺。後拾遺(稀には千載集以後のもの)の各勅撰集、伊勢・小町・貫之・躬恒など各家集・北野縁起・九條殿御遺誠かげろふ日記・多武峯少將物がたり・枕草子・御堂關白公御日記・小右記・小心記などがあり、同一事項を扱つた點については始終榮華物語と對照する必要もある。

一〇、大鏡系圖・大鏡年表・大鏡地圖は是非必要だとは思ふが此は寧ろ讀者自から本文の開展と共に自から作られた方が力がつくと思ふから省いておく。

一一、榮華と大鏡との對照

榮華物語

大鏡

一、出現 前

後

二、卷數 四〇

八 若クハ三

三、體裁 編年史(法華經世講ニ準フ)

列傳體(史記ニ準フ)

四、記載範圍宇多―堀河二〇〇、但二年十ヶ月闕、文徳―後一條一七五

五、内容

- | | | |
|---------------|------------|-----|
| 1 史觀 | 表面觀 | 裏面觀 |
| 2 取材 (表現モ)女性的 | | 男性的 |
| 3 態度 | 讚美的 | 批評的 |
| 4 力點 | 宮廷門ノ門部的生活史 | 政治史 |

六、形式

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 文體 | 典雅、優麗 | 簡古雄勁 |
| 2 題目 | 美的 | 常體 |
| 3 歌 | 六二八首 | 八〇首 |
| 七、後世への影響少イ (柳澤吉保ノ妾七、正親町町子ノ松蔭日記ナド一二アルダケ) | | 甚大(水鏡・増鏡・今鏡等) |

校註 新釋大鏡 目次

大鏡私考……………三

上卷

序 雲林院の菩提講……………一五

一 二人の翁……………二五

二 二人の年齢……………二七

三 續樹が生ひ立ち 二人の妻……………二八

四 昔物語 冒頭一……………二九

五 昔物語 冒頭二……………三〇

本文 甲 御歴代……………三一

一 五十五代(文徳天皇)……………三五

一 五十六代(清和天皇)……………三六

一 五十七代(陽成天皇)……………三六

一 五十八代(光孝天皇)……………四一

目次

一	五十九代(宇多天皇)	四三
一	六十代(醍醐天皇)	四四
一	六十一代(朱雀天皇)	四五
一	六十二代(村上天皇)	四六
一	六十三代(冷泉天皇)	四七
一	六十四代(圓融天皇)	四八
一	六十五代(花山天皇)	四九
一	六十六代(一條天皇)	五〇
一	六十七代(三條天皇)	五一
一	六十八代(後一條天皇)	五二
本文		
乙	攝關大臣	五三
1	一 大臣冬嗣	五三
2	一 太政大臣良房	五四
3	一 右大臣良相	五五
4	一 權中納言從一位左兵衛督長良	五六
5	一 太政大臣基經	五七
6	一 左大臣時平	五八
(一) 菅公の左遷		
二	八條の大將保忠―二つのもちひ・くびら大將	
三	敦忠の中納言	
四	先坊の御息所の事	

7	一 左大臣仲平	一〇三
8	一 太政大臣忠平	一〇五
7		
一	一族の榮華	
二	宗像の明神	
三	忠平鬼を叱す	
9	一 太政大臣實頼	一〇九
9		
一	實頼の人となり 有識・歌才・謹直	
二	敦敏の天死	
三	佐理の大貳三島の社の額を書く	
四	佐理の憐意	
五	實頼の一族	
六	小野の宮	
10	一 太政大臣頼忠	一一九
10		
一	よろづのしたため 油の始末	
二	隆家四條宮の前わたり	
三	頼忠の謹直	
四	遵子皇后の御崇佛	
五	其他の一族	
六	公任の失言・素腹の君	
七	公任三船の才	
11	一 太政大臣師尹	一二九
目次		
三		

中 卷

12

目 次

- 一 宜耀殿の女御
- 二 八宮のこと
- 三 濟時の大將・八宮の接待
- 四 小一條の大將の姫宮のこと
- 五 小一條院東宮を辭し給ふこと
 - 其一 表面觀
 - 其二 裏面觀 一 流言區々・小一條院辭意を決せらる
 - 其三 裏面觀 二 小一條院能信を召して辭意を洩らさる
 - 其四 裏面觀 三 能信の報告道長直に車を執り給ふ
 - 其五 裏面觀 四 道長の事さだめ
 - 其六 裏面觀 五 火焚屋の撤去「雲みまで」の御歌
 - 其七 裏面觀 六 道長小一條院を御掣取のこと
- 六 媵子皇后の皇子達
- 七 師尹左大臣の諸子
- 八 師尹の中の姫君道長に直訴

一〇 右大臣師輔……………一五

一 序 説

二 安子 皇后 説

- 其一 夜ふけての御渡りに戸をたてさせ給ひしこと
- 其二 嫉妬のためかはらけをなげ給ふ
- 其三 めでたき御心ばへと御門助

三 式部卿の宮の事！東宮を皇弟圓融院に越えられ給ふ・威儀のみこ・姫君入門後小野宮賞資に縁ぐ子の日の御遊

四 大齋院の事……………一六

13

- 五 貞觀殿の内侍
- 六 其他の姫君
- 七 をとこ君たち・多武峯少將の事
- 八 顯信の出家
- 九 百鬼夜行
- 一〇 御庚申侍の據
- 一一 夢合はせ
- 一二 貫之の代作「吹く風に氷とけたる」
- 一三 冷泉院・師輔の子女

一 太政大臣伊尹……………一六

一 折々の和歌

- 二 世尊寺の板の壁ばり
- 三 女君たち
- 四 後少將義孝・極樂往生のこと
- 五 義孝月下に法華經を讀誦す
- 六 殿上の逍遙に於ける義孝
- 七 義孝の美觀 一 一條院の梅の雪
- 八 義孝の諸孫 行成藏人頭となる
- 九 伊尹と朝成との頭争ひ
- 一〇 朝成の怨靈行成に祟らんとす
- 一一 殿上の歌論議
- 一二 こまつぶり
- 一三 人々扇を献上す 行成の意通
- 一四 賀陽院の籠馬に行成の秀句
- 一五 内おとりの外めでた
- 一六 義懐の出家とその子孫

目 次……………一六

14

- 一七 花山院の御修行 千里濱の御製 中堂の戯くらべ
- 一八 南院焼亡 冷泉院御父子
- 一九 祭のかへき 柑子の御珠數
- 二〇 花山院冷泉院の御贈答
- 二一 花山院の風流

三九

15

- 一 太政大臣兼通
- 一 總序
- 二 安子皇后の御遺書
- 三 兼通の生立ち袴着・童舞
- 四 卯酒の御肴の雉
- 五 兼通の二女 姉子と姪子
- 六 兼通の長男 顯光とその一族
- 七 兼通の二男 朝光とその一族
- 八 閑院の大將朝光枇杷大納言の後室に住みつゝ事
- 九 其他の兼通の子孫
- 一〇 最後の除目

四〇

16

- 一 太政大臣爲光
- 一 爲光の諸子 誠信の怨み死に
- 二 誠信の上戸
- 三 爲光の諸子
- 一 太政大臣公季
- 一 公季の諸子
- 二 公季の母君(康子内親王)
- 三 公季の生ひ立ち
- 四 公季孫公成を鐘愛す

四四

17

- 五 資綱の御五十日
- 一 太政大臣兼家
- 一 兼家の過差
- 二 夢とき かななぎ
- 三 法興院の妖異
- 三 二條大路の夕占
- 五 兼家の女綾子の事
- 六 三條后超子
- 七 敦道親王・爲尊親王
- 八 女院詮子 右大將道綱母子 其他の諸子 三道

五一

18

- 一 内大臣道隆
- 一 道隆の上子
- 二 道隆のかたちきよらなりしこと
- 三 道隆の諸子 一條后定子
- 四 二の君 三の君
- 五 高内侍 四の君
- 六 其他の諸子
- 七 伊周の事
- 八 伊周の姫君
- 九 伊周の長男 道雅
- 一〇 伊周後一條帝七夜の和歌の序代を書く
- 一一 道隆の三男隆家の事
- 一二 隆家刀伊の賊を撃ち退く
- 一三 隆家花山院とあらがふ(花山院の前わたり)
- 一四 其他の道隆の諸子

五六

19

- 一 右大臣道兼

五九

下卷

20

甲 太政大臣道長

- 一 序説 長徳元年の悪疫流行
- 二 道長榮達の次第
- 三 倫子腹の姫君
- 四 同 公 達
- 五 倫子の榮華
- 六 明子の事並にその姫君の事
- 七 顯信の出家
- 八 道長の出家
- 九 道長の繁榮
- 一〇 春日の行幸 道長の和歌
- 一一 道長の膽力
- 一二 道長の人相 虎子如渡深山峯
- 一三 賀茂の行幸の日の雪
- 一四 道長南院にて弓を射る
- 一五 石山詣と川道造(道長・伊周感情の疎隔)
- 一六 東三條女院の愛護・關白の宣旨下る
- 一七 藤原氏の發祥 中臣鎌足
- 一八 藤原氏 四家
- 一九 鎌足のこと 維摩會の起り

目次

- 一 關白の宣旨と死の床
- 二 福公 君
- 三 道隆の公達
- 四 道兼の姫君・遺族・雜事

20

乙 昔物語

- 一 光孝帝御即位前の有様
- 二 賀茂臨時祭の起り
- 三 八幡の臨時祭の起り
- 四 宇多帝御遜位間際伊勢との贈答
- 五 寒夜の御脱衣・野の行幸
- 六 温顔を以て人に接せらるる公忠の辯魔に精し・雅明親王の童舞
- 七 宮瀧御幸・大堰河御幸
- 八 朱雀院の御退位
- 九 鶯 宿 梅
- 一〇 承香殿の女御
- 一一 翁どもの身の上語り・蟻通の明神・中務の君・繁樹の妻源信明に隨ひて上京す・衆樹の宰相

三七四

目次

目次

- 一二 兵衛内侍の父玄上を弾く
- 一三 御代の衰へ・小野宮の雅會
- 一四 宇田源氏 雅信と重信
- 一五 圓融院石清水の臨時の祭の御物見 時中 求子を御
- 一六 清照法權の神分の心經表白 清範律師の大供養
- 一七 五大堂供養の熱湯漬
- 一八 東三條女院の四十の賀に頼通頼宗の童舞
- 一九 上東門院大原野の行啓
- 二〇 物の怪させる禍なくてやみしこと 大極殿(兼家)と春日詣(倫子)
- 二一 世繼の翁妄語戒を保つ 今昔人間の壽命
- 二二 高麗の相人
- 二三 遊女の歌 白女と玉淵女
- 二四 貫之射恒の即興
- 二五 圓融院子の日の御遊 會根好忠斥けらる
- 二六 出車の香囊 一品宮の山房裳唐衣を賜はらぬとて思ひ死にす
- 二七 講師登壇翁軼姿を消す

追記

- 一一 朝觀行幸に風箏にすることの起り
- 二 夢物語

校註 新釋 大鏡 目次終

校註 新釋 大鏡



私考

作者に對する一つの臆測

一、大鏡は國文の歴史か？

從來大鏡を以て國文の歴史の翹祖であるといはれて居るが、此は少し名稱が不妥當ではないか、矢張一種の國文學でその題材が史話といふまでである。若し純然たる國文日本歴史のつもりならば、何も雲林院の菩提講を假構し、二翁一姫一若人の對談の筋の自然さを保つ爲めに、あゝまで注意周到に小説的脚色を施す必要はなからう。一頃、落合・中村の兩先生が「花の白雲」「枯野の雪」「卯の花月夜」などの題目の下に執筆せられたあれ等こそ、たとひ文章が美しくても國文の歴史と謂つて宜いが、小説と同じ構想の下に執筆せられた大鏡を、純國文の史書と看做すことは出来ない。「雜史」など呼んだ人もあるが、これは尙よくない、正系の御歴代や代々の攝關について物語るものを雜史といふことはない。但しその記事が國史研究の好材料たることはいふまでもない。已に純粹國史の書でない以上、

その記載に史實上の誤があつたとしても、それは本書固有の價値を減殺するものではない。文學といふものはモデルを脚色して嘘を書くもので、その嘘が多い程文學としての領域を擴張した譯で、要はその嘘の構成が宜しきを得るか否か、高次の想化と謂ひ得るか否かにある。隨て本書上代の記事に誤謬があるからといつても、それは本書を參考する歴史家を戒めるには宜いが、それで本書はその部分だけ價値が薄いなどとは謂はれない。(唯併し作者に於ては他に克明に史實に準據しながら、その部分だけ歪めて記述し、而かもその記述が何等より多くの効果を齎らさないならば、それは矢張作者の史觀が劣つてゐる譯ではある。)繰返して言ふ、大鏡は國文日本歴史でなく、これは一種の史話文學である。

二、大鏡は道長中心の作品か？

これは作者自ら序文や、その他の處々で「道長公のことが語りたければかりに、その餘の話もする」と様にいつて居るし、道長の記事に約八分の一を費して居るし、その記述振がまた唯一乘法にも比すべき最大級の禮讚であるし、從來諸家の觀られる處も同様だから、此に異論を挟むべきではないが、唯疑はしいのは若し道長が中心ならば、何の爲めに道長の後に昔物語をおいたか？ あんなものはないとも道長を説くべく遜昂的の用意はその前に充分されてある筈で、あれを添へたからとて道長の偉

大さを紹介する上には何等の効果はない。で余は思ふ、道長のことが此作を出す動機であつて、一篇の基底は史話と表現とを好む作者の性格であると、それだから豫期の目的は已に達せられたに拘らず猶も興味的な事件は洩れなく拾遺して、翁の思ひ出話の自然さの下にうまく補つたものである。これとても若し正式な國史ならば、かうした體裁はとつてはならないもので、矢張その時代々に挿入して一篇完備した史書とすべきだが、文學の自由性はそんな窮屈なことはしないで、老人の思ひ出し思ひ出し語る體裁で、らくらくと章をついだものである。

道長の記事の多いのは、此書述作の近因となつたからで、「この事も書きたい、あの事も書きたい」と道長中心に事件が始から作者を刺衝した故もあり。概して史實は時代が下る確實な資料が多くなるからでもある。では道長をば口を極めて讚へたのはどうかといふに、此の作者の立場から來たのであるらうと思ふ。(作者の項参照)愚考では、作者は當時の一般教養人よりも以上に佛教讚仰者であつて、何か少し特異なことになると直ぐ宿命觀で解決するし、佛典や佛閣や佛教の尊さや出家の顛末などは、餘程太い線で描いて、道長第一主義とよりは寧ろ佛教第一主義であつたと思ふ。道長の第三十段御堂供養に、或高僧が御堂へ參列するに、始め關白頼通を見て「此こそ一の人よ」と見てゐると、そこへ道長公が來られると頼通がその前に畏まつてゐられるので、矢張道長公はえらい——と思つてゐると、

亂聲につれて後一條天皇が御渡りになると、その道長が又主上の前に畏まられるから、矢張國王こそ日本一でいらせられると御見上げしてゐると、その又天皇が「阿彌堂の中尊の御前に」禮拜せられたので「なほく佛こそ上なくはあはしましけれ」と謂つた處があるが、作者の佛教觀も恐らくは此と同様であつたかと想ふ。

三、年代作者について從來の諸説に對する感想

イ 作者を藤原爲業とするものは、尊卑分脈といふ比較的早い時代の正確な文獻にあるので殆ど通説のやうになつた時代もあつたが、「世繼四十卷の作者」とあつて世繼は單に歴史の別名に過ぎないから、此書がいふのは爲業が榮華物語の作者だといふに過ぎないことだと判つて、此等の説は今日では成立たない。(此は已に先覺の立説がある)

ロ 年代を萬壽二年とするのは本文で、此爲めに

- 1 後一條院位につかせ給ひて十年ことしは萬壽二年にあたる。
- 2 道長の北の方倫子六十賀は一昨年あつた。
- 3 姫子姪じ給ひて七八月になり給ふ。
- 4 道長のことは只今の入道殿下。
- 5 教通のことはたゞ今の内大臣。

6 實資は今の右大臣。

7 教明親王を今の小一條院。

8 姪子をたゞ今の皇后宮。

といひ、その他公卿の肩書を凡て萬壽二年現在に合はせてある、これは作者一個の作爲でピントを合せたものだといふが從來の觀方であるが、愚考、此は文字通り萬壽二年ではないまでも萬壽二年を去ること遠からぬ執筆で、その爲め茲に限界をわいたもので、此の點は伴信友が比古婆衣に萬壽四年位の作か? と謂つたのが正肯に近いと思ふ。勿論萬壽二年頃作として若干の破綻はあるけれども、破綻の數と統一せられた數とを比べると後者の方が遙かに多い。

ハ 萬壽二年としては合はないと謂つて指摘せられた一人は故萩野由之博士で

- 1 「藤原氏の太政大臣は十一人で、その内證號の無いのは二人だけである、これは出家したからだ」とある。それは兼家・道長のことである。すると道長の出家をも入れたことになる。併し、此は已に本文第八段に道長の出家の顛末まであげてあることとなり、又道長出家は寛仁三年(一六七九)三月十八日五十四歳の時のことで、萬壽二年(一六八五)はそれより七年後のことだから入れるのが當然である。尤道長薨去は萬壽二年十二月四日だから、證號がないことはそれ以後確定したことになるので、萬壽二年執筆といふことは二三年引下げる必要はある。或は兼家の先例で道長の無證號を豫想したものと觀られる
- 2 「村上后安子を中后といふ」とあるが、この稱號は後三條后茂子を宇治に奉養する時宇治の三陵を區別して

- 一 大后 醍醐后 穩子
- 二 中后 村上后 安子
- 三 今后 後三條后 茂子

としたこと江家次第にある通であるから、この稱號のある以上大鏡は後三條后茂子崩御以後でなければならぬ。

愚考、本文六十四代の末尾に安子の事を「この世の光はいと面目ありかし。中后と申すはこの御事なり」とあるが、その二代前六十二代の終にも穩子の事を「世に大后とこれを申す」とあつて、この二つの稱號は王朝時代已に存在したもので、穩子は基經の女、安子は基經の孫、師輔の女で御陵が同一處に在る處から大と中とでわけること猶大姫君・中姫君といひ大入道殿・中關白といつたのと同様で、後に後三條后茂子を奉葬するに當り、既定の大后中后に對して今后とお呼びしたものであらう。江家次第第十一荷前事に

- 宇治三所 參議以上一人兼三所之例太多。
- 宇治 大后 朱雀村上母后 大后 穩子
- 中宇治 中后 冷泉圓融母后 中后 安子
- 今宇治 院母后 院母后 茂子 白川母后
- 伴三所隨代興廢、但二帝母不可廢由見國史

とあるのを見るに、何も此御代にこの三つの名稱をお定めになつたとは書いてないのみならず、前二ヶ所こそ固定的なものでいつも荷前の使を立てられたといふではないか。

3 「右大臣良相が淨藏を祈りの師にした」といふのは誤であるが、この誤は今昔物語にあるから大鏡の作者はその今昔の誤を傳へたものではあるまいか？ すると大鏡は今昔物語以後に出来たものだ。

愚考、本文(3)右大臣良相の處に「淨藏定額を御祈の師にておはす」とあるのは云はれた通りで、それの誤である事はその頭註にあげておいた。一方今昔物語卷廿二の第五「閑院冬嗣右大臣并子息第五」に冬嗣のことを述べた續きに「三郎ハ良相ノ右大臣ト申ケル、世ニ西三條ノ右大臣ト申ハ此レ也、其ノ比淨藏大徳ト云フ止事无キ行者有ケリ、其人ト極ジキ檀越トシテ大臣千手陀羅尼ノ靈驗蒙リ給ヘル人也」とあるから、此は博士の説の通りである。が併し、この今昔物語はいつ頃出来たものか？ 此とて確かな年代は不明だが、余の見聞の範圍では王朝最末期の發生が略々諸家の通説だと思ふ。さすれば今昔こそは大鏡の誤を踏襲したもので、それを今昔が大鏡がまねたといふのは首尾顛倒の嫌がある。一體今昔と大鏡と何れがより多く典據視せられるであらうか、今昔とてもそれ自身独自の興味と價値は有つて居るが、謂はゞ雜纂の述作である。これを典據として大鏡が出来たのなら、あゝした齊整は得られない筈である。だからこれも主客の顛倒で廟と母屋を穿き違へた

謬論ではあるまいか？

次に芳賀矢一博士の御説で

「4 嬪子が後冷泉院御出産のことを、五月のことだのに己に皇子御降誕と豫言したやうな書き振りになつてゐるのは、實際は萬壽二年以後後冷泉院の御降誕をお見届してからの記事だ」とあるが、

愚考、これはお説の通りである。本文に「妊じ給ひて七八月にぞ當らせ給へる。入道殿の御有様見奉るに必ずをの子にてぞおはしまさむ」とある。これは萬壽二年五月現在として謂つて居ることである。やがて同年八月三日に親仁親王即ち御冷泉天皇が御降誕になつて居るから、正にその通である。が併し此とても道長の運の強いことといひ、御出産間際の嬪子の御様子といひ、旁々御男子であらう位なことは今の俗人でも豫測する程度のものである。假に一步を譲つて御出生以後の執筆を興味的に、効果的に、かうした記述をしたからといつても何も十年も廿年も年代を引下げなければならぬといふ理由にはならない。その翌三年若くは翌々四年頃書いたとして牴觸するものではない。

次に藤岡作太郎博士のお説

「5 源師房の姉藤原が頼通(道長の長男)の室である處から、道長が師房を引とる記事が何だか師房の未來に見込をつけたやうな書き振りになつてゐるのは、他日師房が右大臣になるのを見て以後の執筆であらう」とあるが、

愚考、此も本文は正しくその通りで「女君と申すは今の小一條院の女御、今一所は故中務卿宮具

平親王と申すは、村上の御門の七のみこにおはましき。その御男君三位、中將師房の君と申すこと、今の關白殿のうへの御兄弟なる故に、關白殿御子にし奉らせ給ふを、入道殿掣とり奉らせ給へり。淺はかに心えぬ事とこそ世の人申し、か。殿の内の人と思したりしかど、入道殿思ひおきてさせ給ふやうありけむかしな」(20)の第六段)とあつて、この師房は

後冷泉天皇 治暦元年六月三日(一七二五)に内大臣

後三條天皇 延久元年八月廿二日(一七二九)に右大臣

に昇進して居るから、これを見透していふとなると萬壽二年(一六八五)よりは四十一年乃至四十五年後のことと見なければならぬ。けれどもさうした適確な證左はなくとも道長公のことだから何か見られる處があつての措置であらう位なことは、何も内大臣任命の沙汰がなくとも豫想せられることだから、此は常識上、どちらにも道理を附し得る程度のものだと思ふ。

「6 「陽明門院の御降誕を説いて未來の御瑞相の夢見せがあつた」などはこの嬪子内親王後日の榮えを知つていふことで、すればこの皇女が入内から立后から院號までを御見届けたものの執筆だ。又此は榮華の蒼花によつて書いた形跡があるから榮華物語以後の作である。そしてその榮華物語は尊卑分限などの示す通り藤原爲業の作である」と。

愚考、これこそ正しく云はれる通りで(20)の三三三段に

「又世繼がおもふ事侍れ云々」

とこの皇女出生の時は東三條女院が一條天皇を、上東門院が後一條天皇を御出産の時と同じ夢見せに遇つたとある。そして院號は東三條女院に始まり、門院號は上東門院に始まり、上東門院以後のこの頃まででは唯一陽明門院がお在りなされるだけである。で此迄の擧げられた中この夢の一項が一番蓋然性の多いものであらう。が併しその夢の内容は何も明示せられてないし、又、作者は事實この奇瑞に逢つてそのまゝを物語つたので、院號だけを目あてにいつたものでなかつたと觀ればこれも強ち否定する譯にはゆかぬ。又榮花前大鏡後といふことは從來よく云はれるが、この部分だけに就いてはさう明瞭に斷定される程の書振ではない。榮華の蒼花には此陽明門院の御生ひ立ち餘程委しく述べられてあるが、殊に大鏡と對照されるのはその御出生の「同じことなら男みこならば一層およろこびになつたらうに」といつて

されど、^{後一條}春宮のうまれ給へりしを、^{道長}殿の御前の御はつらまごにて榮華のはつ花と聞えたるに、この御事をば、つぼみ花とぞ聞えさすべかめる。これは只今こそ心もとなければ、時至りて開けさせ給はん程めでたし

とある一段で榮華の作者は門院號まで觀てゐるので筆つきに確かなところはあつたが、これと大鏡とを

對照してもどちらが前とも後とも判定はつかない。尤も榮華はもつと委しく御鍾愛の様はその後に
出て居る。がそれと何れも後來の院號をほのめかしてはゐない。榮華を引合にいふならこの卷ではな
く寧ろ末の方の「松の下枝」や「布引の瀧」の本文で明瞭にこの禎子内親王のことを「陽明門院」と
書いてゐるものが宜いのだが、尙余はこれで榮花によつて大鏡が書いたとは推定しかねる。若しそれ
ならば何もあんな奥歯に物のはさまつたやうな謂ひ方をせずとも、あらはに門院號を提示すべきで
はないか？ だが併し、大鏡は萬壽二年でとめるし榮華はそれより後をも書いてゐるものだから、そ
れ以後の榮華の記事を暗示的に印象的に書いたものだといふ説も成立し得ようが、それなら萬壽二年
以後その暗示的な記述法を執るべき事項はこの事以外まだ、澤山あるではないかとなつて矢張否定
されよう。

それ等を離れて萬壽二年現在で禎子内親王(十二歳)の御身上を考へるのに一方第六十七代の處で此内
親王があれだけいとほしがられてゐられる記事と對照して「未來ある姫君」としてその御繁榮を豫想
した文章であると看做してもさほど不自然もなからう。否、正にその程度の表現であらう。

次に今想ひ出せないが或一説に

「7 南院の消亡の描寫はどうしてもあの事に當面したものの筆致である」といふ。

愚考、南院の消亡は如何にも名文だが、かうして身その實境に臨んだかのやうに想はせることが大鏡文の特色であつて、そんな事をいふなら紅梅内侍でも、王侍従の賀茂の御詫言を受けられる處でも、基經が光孝天皇を擁立する處でも、到る處に此種の名文がある。のみならずさう色々此作の年代を引下げたり引上げたりしては矢張世繼位の長命者でなくては出来ない事になるから、少くともこの觀方は前説とは相容れない。

其他井上通泰博士の源道方説、關根正直博士の源經信説などのあることは始めに擧げた通りである。これ等を綜合すると、大鏡は王朝最末期白河高倉の交の發生といふことになる。から諸君もさう心得られて宜い。唯余は從來此書に沈潜して自分一人の考へを抱いてゐることがあるから以下少しく自分の私見を披瀝しておく。くれぐれも斷つておくのは何も好んで大家の説に異を立てようといふのではない。といふ事である。

源氏の繁榮を豫言することも「こゝに」といひたかつたとして、作者自身が陽明門院の家來筋であることをほのめかしたのも、井上先生のやうに觀れば確かに一つの有力な手がかりになるが、それは話を變化づける作爲であつて、その流で行くと貞信公と繁樹、繁樹が妻と源信明、侍のおぼちと兼通とも交渉ある實在の人物でなければならず、卷頭以下地の文の言動感想は皆考慮の中に入れる必要が

生じて来る。で、余は想ふにこの書の發生は矢張萬壽二年を去ること遠からぬもので、作者は誰かは不明だが時代は正しくこの年代だと推定する。そして年月日は不明だけでも作者がこの述作をした動機縁由は略察知することが出来る。先づ第一には現在道長の權榮並ぶものなきを見て、此を一つ後代に書き遺したいと思つたのである。源氏螢の卷に源氏の口をかりて、

善きも悪しきも、世に經る人の有様の、見るにも飽かず聞くにも餘ることを後の世にもいひ傳へさせまほしき節々を、心に籠めがたくていひ置き始めたるなり

と云はせて居るがこの書の作者も此に近い心境から執筆したと想ふ。

だが併し道長を無條件に讚美したものではない。と謂つて、一般に謂ふやうに世繼に裏面を謂はせて、侍に裏面の裏面を謂はせ、道長なりそれ以外の諸臣と始終批評的に觀たのでもない。唯道長の仕打を傍觀してゐると随分ひどいことをすると思つて、それを默視するに忍びず、殆ど「穴を堀つて言ひ入れ」て迄もその事をいひたいと思つた事は確かに擱んで居る。

それでもいよ／＼章にする段になつては大分遠慮をして、褒める方には最大級、毀る方には最小限の用意がして在る。小一條院御退位の處など若し無遠慮に書くならもつと云ひたいことがありさうだ。唯作者は非常に史話に興味のある人で、自分のかうした嗜欲を満たしたいが山々で此書を書いて

れ居る。(若し道長を中心といふだけなら道長が如何にしてあの優越を得たかをもつと系統的に説くべきではなかつたか?)

にもかゝらず六國史以後は絶えて國史官撰の御沙汰がない。それにあの六國史のやうな味も無ければ、生氣もなければ、流動性もない、史書にも飽きを感じて居る。續日本後紀に

藤原吉野は性至季、定省温情、造次も違ふことなし。その父嘗て鮮肉ありと聞き、人を遣はしてこれを索めしに、庖人吉野の在らざるを以て斬んで與へざりしを吉野歸りてこれを聞き、大に悔恨涕泣して庖人を責讓しけるが、これより終身肉を食はざりきと云ふ。

と、その他文徳實錄の山田古嗣、三代實錄の藤原良繩や藤原良仁の記事も皆同様の筆致である。此は一つは當時の公卿道とも謂ふべきものが、支那式の形式的なものであつた故もあるが、又その表現が硬化症的な無生氣な筆致であつたことも主要な原因であらう。

作者は又、紀貫之が從來漢文で書かれた日記を國文で書いて土佐日記として發表したものが、意外にも賞讃を受けて、幾多の踏襲を見るに至つたことをも認めて、この骨法で從來漢文で作られた國史を國文で書いたならばとも思つた。尙その上に史記をも愛讀して、略史書編次の構想をも立案し得て史記の體裁を國史に通譯することも確かに一快心事だと思ふに至つた。尙又、法華經その他の佛典に造詣して法座に於る假設的問答の形式を面白い趣向だとも思つた。(爾時佛諸の比丘に告げたまはく、

爾時世尊重ねて此義を宣べんと欲して偈を説きて言はく・爾時五百萬億の諸々の梵天王。偈もて佛を讚じ己りて各佛に白して言さくの類。)

更に作者は此期散文の主流を爲す物語が竹取・伊勢・うつぼと次第にロマンチックから、リアリスチックになつて、現實的な取材描寫が讀者の興味を惹きつゝある傾向をも認めて、寧ろ架空妄想でなく事實そのまゝにして小説よりも珍奇なる歴史を書いたならばもつと讀者を惹きつけはしないかとも考へた。尙も作者は幼い時から家の出入の老翁老嫗が齷あらはに物語る昔話にも興を持って傾聴して來たもので、お負けに宮廷や上卿の古記録古草子をも拜見し、借覽し、筆寫する便宜をも持つて居た。此等作者の事情はどうしても大鏡を作らざるを得ないやうな状態に在つて、さてこそこの傑作を産み出したものである。

斯く觀じ來れば大鏡の著者は或は紫式部ではなからうか? 無論此は極めて突飛な臆測かも知れないが、余の心ではどうもさう主張したい。

第一 彼女は道長の恩恵を蒙つた人である。一方彼女と對照的な才媛の清少納言が枕草子の殆ど全幅をあげて道隆の一家を讚へて居るのに向ふを張つて、道長の一族を禮讚しようといふ意圖も察せられる。枕にあれだけ委しく記述せられた道隆も大鏡では大の上戸であつた事以外ホンの少ししか書か

てない。伊周や隆家の記事も枕のやうに内に入り込んだものの筆觸ではなく道長側から見た口吻である。

一八

第二に 彼女は史記の愛讀者であつた。紫式部日記の例の幼時兄惟規の史記を習ふ傍に居て兄が忘れてゐるのに、妹が覚えてゐたので父爲時が「この子男ならましかば」と歎聲を發した記事がある。

第三に 彼女の年代が一致する。尤もこれは正確な傳記は不明だが、手近なもので大日本史や、堀秀成の考や、本朝列女傳を引いた大日本人名辭書によると

圓融 天延三(一六三五)——後一條長元四(一六九一)五十七歳で萬壽二年(一六八五)には五十一歳でそれより三年後に書いたとすれば五十四歳である。尤も此は彼女の他の作源氏や日記の時代とも關聯して考へる必要があつて、それを論證することは又々多くの頁を要する譯だが、今唯この部分についての自分の考だけをいふと、彼女は長保三年四月廿五日(一六六一)二十七歳で夫宜孝に死に訣れて後、暫らくして上東門院に仕へ、寛弘五年九月十一日敦成親王(後一條天皇)御降誕迄六年内外で源氏物語を書いて、(百萬字近い大作を五年やそこらで書けないといふ人もあらうが、現代の作家は二年位で書き上げた向もあるから矢張この期に完成させたものと觀)御降誕以後、紫式部日記を書いて萬壽四年十二月四日(一六八七)に道長の薨去に遭つて翌長元元年五十四歳にこの大鏡を書いたと思ふ。そして此節の彼女は最早出家して方々の法

會に詣で、物げ乏しくなれば上東門院の補助を仰ぐこと翁の所謂禮紙三枚にも及ばなかつたであらう。第四に 彼女は相當苦しい體驗者であり、老人の心理をよく呑込み、隨て老人の描寫も巧であつた。源氏の左大臣北の方の大宮や、落葉の宮の母君や、横川の僧都の妹尼の庵に同居してゐる老尼などは實に手に入つた寫し方がしてある。この筆力で世繼や繁樹繁樹の妻を分身さすことは朝飯前であつたらう。

第五に 彼女は自分を始め、當時在廷の才媛のことは全部省略した。此は彼が不得意なる爲めではなくて、今少し眼界を廣めも高めもした結果であることは「御簾の内のこととも相當知つてゐる」と本文にほのめかした通である。若も此が王朝末期男子の筆ならば、何はさておき才媛の輩出を以て寛弘朝廷を色どるべきである。

第六 教女は源語に於て竹取以來の物語進展の最高頂を築いた。それは在來の物語に比して遙かに寫實の分子に富むもので、これ以上寫實的ならんとする時、そこには幾多の方向があらうが、この大鏡のやうな史實的題材を採ることも確かに自然の路である。

第七 紫式部傳を見るに「彼女が源氏を作つた時、一條天皇が御覽になつて『これはよく日本記を讀んだものの筆である』と激賞せられたので、爾來彼女を日本紀局といふ」と様に書いたのが大分あ

る。が此事につき余は久しく疑つた。源氏五十四帖には日本書紀の素養を要する何等の箇處がない。強ひて云はば、各人の進退、殊に大臣・上達部・殿上・地下の人々が時に連れつゝ肩書を變へて行く次第などが紀の書方に近いと云ふ位のことである。……と處で、彼女が日記を見ると此は所傳の誤であることがわかる。

「内の上の源氏の物語人に讀ませ給ひつゝ、聞し召しけるに「この人は日本記をこそよみ給ふべけれ、誠に才あるべし」

といふ「この人は」以下は僅かな文字だが過去と未來の判別になる大切な文字だ。即ち「日本書紀をよんだ」といふのでなく「日本書紀をよめばよからう」といふのである。(一條天皇は史學に興味がお在りなされた)但しこれは流布本紫式部日記の詞形でいふので或は「よみたるなるべけれ」とか又はそれに近い本文であつたかも知れぬから、今此を強く主張する譯ではない。が此からして彼女を「日本紀の局」とよび始めたのは左衛門の内侍で、彼女とはどちらかといふと仲がよくなかつたので、冷やかし半分に呼んだのが後には名譽の別名となつた。で彼女とても最初はそれを好ましからぬことに思つたが、段々日本紀の局でもてはやされるやうになつては滿更不快でもない處から、一つ名實共々の日本紀の局になつて見ようと思つて此作に手をつけたのではあるまいか。大鏡上代の記事ならば是非日本紀の

讀者の筆でなくてはならぬと思はれる。

第八 源氏螢の巻の源氏と玉鬘の對話を通して彼女の文學觀を考へると「小説と史實とはそのものと一つで煩惱と菩提のやうなものだ」、とあるから彼女が戀物語から一轉して歴史物語に筆を執つたことは此處にも自然さが見出される。

第九 從來大鏡は男子の筆と看做されて居るが、これこそ殊に興味ある點で、彼女が適くとして可ならざるなき横縦無盡の才を發揮する安全弁として、この表現形式をとつたものなのだ、尙立入つて想像を逞しくすれば、昔紀貫之が男もすなる日記といふものを女もして見んとて土佐日記を書いて、漢文の日記から國文の日記を獨立させたから、彼女は逆に「最早女文字の弘通して居る時勢であるから」女子であるのを男子に装うて漢文の史筆から國文の史筆を獨立させようとしたものではなかつたか。已にさうした意圖さへあるなら彼女の文才で、あの様に老人であり野人である世繼の繁樹を活躍させる位のこととは譯も無いことである。

第十 其他地の文と歌との繋がり、梅が源氏と相通ずる點があり、題材に於て菅公と須磨謫居、安子皇后と弘徽殿女御、西宮左大臣前後と右大臣系統の跋扈、桐壺の高麗の相人と道長の人相書きなど讀過の中、暗々裡にその筆觸の相似や潤色と素材の對照を看取せられるものがある。要するに彼女が

大鏡を書く時いつも対象として考へたものは一に史記、二に日本書紀、三に枕草子、四に土佐日記、五に自作の源氏ではなかつたか？

加ふるに彼女はなか／＼の苦勞人である。その人生觀照の態度は決して狂蝶蜜を追うて轉々狂態を演ずる餘他の宮女のやうな甘いものではない。若くして人妻となり、間なく二女の母となり、廿七八といふ女盛りに早くも夫に訣れて樂しみのうすい責任の重い境遇に陥つた。「これもさるべき宿世であらう」は彼女が人生苦・社會苦にぶつつかる度毎最後の歎聲でもあり安住處でもあつた。(尙も晩年には讀むことと書くことがあらゆる受難からの回避境でもあつたらう。) 源氏全篇の底深く流るゝ這般宿命觀の如何に濃く強いものであるかは、已に先覺の多々述べられた通である。處が大鏡全篇の底にも此流れが可なり幅廣く尋深く湛へつゝあると思ふ。菅公の左遷も、義懷の花山院輔翼も、惡疫の流行も否最も力を入れたと看られる道長の榮華も皆この「然るべき宿世」と觀じて片附けてある。……

第十一 紫式部日記には早く出家遁世して佛の御弟子になりたいとしみ／＼述べた處があり第十二後世紫式部の墓の所在を雲林院としたこと(寺は今日では廢廟してゐるので彼女と彼院との關係を確かめる資料はないにしても)かう觀て來ると、大鏡の作者を紫式部と推定することが非常な突飛なことでもない。又かうした齊整さを保つ述作は清少納言や和泉式部には到底出來ない、源氏五十四帖を書いた彼女ならば肉食

の後の奈良漬茶漬位の輕易さで書いたと思はれる。唯それ彼女の慎ましい性格と、書かれた内容の性質上、彼女は之を篋底奥深く藏して單に自家表現の嗜欲を充たすだけで満足をし、遙かに後世に呼び掛けておいて彼の世からその成行を視つめようといふにあつたのではないか。(此系統の作品で近世の荒木田麗女は別として他は皆作者がはつきりしないのもあまりにおふけなき述作に遠慮をした著者の謙遜からであらう。)

さりながらかうした事はもつと確實にして時代の古へ大鏡原本が手に入つて、大鏡流布の徑路が闡明せられてからでないかと確固たる斷案を下す譯には行かぬ。今は唯此迄自分の思ひ得た梗概を述べた迄で、此を正當と信ぜよなどと強ひる意向は毫頭ない。世間往々臆面もなく大鏡の内容すらも誤り勝の引方をしながら、研究考察と銘打つて論斷せられるのを見ると自分も穴に入りたり思ひがするが、さて我身とても或はそれと同様ではないか？ と氣づかひつゝ此筆を擱く。

序 雲林院の菩提講一、二人の翁

序 此大鏡は雲林院の菩提講に高齡の大宅世繼と夏山繁樹と今一人の若侍とが落ち合つて講師待つ間のなぐさみに二人の翁が昔話をするのを侍が時時質問を挿むといふ手法で進展されてゐる。

- 一、「さきつ頃」の昔便 先達て 先日頃
- 二、山城國愛宕郡、上賀茂、紫野、雲林院村、元淳和天皇の離宮であつたのを仁明天皇の皇子常康親王に賜て僧正遍昭が傳領し元慶寺の附屬となつた。今の大徳寺の南手が昔の迹
- 三、極樂往生を欣求して法華經を講説し稱名、稱佛する法會 雲林院のは殊に名高い中右記承徳二年五月一日の記事に其起りや様子が出て居て毎年五月が定まりである。そこで本書も始終五月頃を中心として視野をひろげてあるし、本書の構想も王朝から近古にかけて盛行した法會や佛典に表れた法問の形式にヒントを得たものであることが察せられる。
- 四、行つたら、參つたらば この「かば」を「故に」と解いては不可
- 五、此上なく 非常に

大 鏡 (上卷)

註校 新釋大鏡

上 卷

序 雲林院の菩提講

一、二人の翁

さいつころ雲林院の菩提講にまうでて侍りしかば、例の人よりはこよなう年老い、うたてげなる翁ふたりをうなと行きあひて、おなじ所にぬぬめり。あはれに同じやうなるもののさまかなと見侍りしに、これらうち笑ひ見かはしていふやう、一年七ころ昔の人に對面して、いかで世の中の見きく事どもをあはせむ、このただ今の入道殿下の御有様を申しあはせばやとおもひしに、あはれにうれしくもあひ申したるかな。今ぞ心やすくよみぢもまかるべき。おぼしき事はぬは、げにぞ腹ふ

- 六、異様な あまりに年をとつてゐて自分等とは全く世界のちがつた人と様なけうとさを覺えること
- 七、この「年ごろ」はずつと下の「おもひしに」に係る副詞、永らく つね日頃
- 八、今こそ何の心残りもなく彼の世へ參ることが出来ませう、老人の口吻である。ともすると命かけた最大級の感激を發するところの………
- 「べき」は想像の助動詞に説いた本もある。
- 九、いひたいことをいはいないとサンニ腹がふくれさうな氣がします。さうならこそ、昔の人は物がいひたくなると穴を掘つていひ入れたのだなと思はれます。これは當時の諺だが出典は不明だ、後世こゝの記事が典拠となつて盛んに用ひられ出した。言論自由の要求は上代の民衆にもあつたことがわかる。
- 一〇、故太政大臣藤原忠平の諡號(おくりな)
- 一一、近衛少將兼藏人忠平がこの役在任は寛平年間のこと。
- 一二、藏人所に附屬して雜用を勤める給仕役
- 一三、御身「うしはく」「うし」など同一語系後には此に接頭語をつけて御ぬし、和ぬしなど

くるる心ちしける。かかればこそ、昔の人はものいはまほしくなれば、穴をほりては、いひいれ侍りけめとおぼえ侍る。かへすく嬉しく對面したるかな。さてもいくつにかなり給ひぬる。」といへば、今ひとりの翁、「いくつといふ事は、さらにおぼえ侍らず。たゞし己は故太政のおとゞ貞信公の藏人の少將と申ししをりの小舎人わらは大犬丸をか。ぬしはその御ときの母后の宮の御方のめしつかひ、かう名のおほやけの世繼とぞいひ侍りしかしな。さればぬしのみとしては、おのれにはこよなくまさりたまへらむかし。みづからは小童にてありし時、ぬしは二十五六ばかりのをのこにてこそはいませしか。といふめれば、世繼「しかく」さ侍りし事なりさてもぬしの御名はいかにぞや。」といふめれば、「故太政大臣殿にて、元服仕うまつりし時、「きんちが姓はなにぞ。」と仰せられしかば「夏山となむ申す。」と申ししを、聽て繁樹となむつけさせ

給へりし。」などいふに、いとあさましくなりぬ。

二、二人の年齢

- 一四、宇多天皇の御母光孝天皇の皇后班子女王の事
- 一五、評判の名うての中古文によくある詞で中には「例の」といふ位の軽いものもある。
- 一六、大宅世繼 おほやけは皇室世繼は歴史の意で皇室の正史といふ名義
- 一七、ウシ／＼さうでした。
- 一八、元は「はじめ」の意、始めて大人の服裝をする儀式、童形、童名を改めて冠を着る。
- 一九、汝 其方卑稱對稱の人代名詞元は「きみもち」で上代では最上の敬意を含んだ語
- 二〇、意外なにあきれた、驚異の眼をみはつた
- 「いと」は中古文では最上級でなくともつける
- 二、二人の年齢
- 一、相當の身分のもの、地位敬養のあるもの
- 二、眼をとめ
- 三、寄り居 のさかし そばに寄つて座る
- 四、若侍らしい風体のもの「なま」は「熱」の反對で未熟の意の接頭語 なま女房 なま公達
- 侍は後世の武士ではなく親王大臣などの豪家に

たれも少しよろしきものどもは見おこせ、およりなどしけり。年二十ばかりなるなま侍めきたるもの、せちに近くよりて「いでいと興ある事いふ老者たちよな。更にこそ信ぜられぬ」といへば、翁ふたり見かはしてあざわらふ。繁樹となるが方さまに見やりて、「ぬしはいくつといふ事おぼえずといふめり。此の翁どもはおぼえ給ふや。」ととへば、「更にもあらず一百五十歳にぞことしはなり侍りぬる。されば繁樹は百四十におよびてさふらふらめど、やさしく申すなり。おのれは水尾の帝のおはします年の正月のもちの日生れて侍りしかば、十三代にあひ奉りて侍るなり。怪しうはさふらはぬ年なりな。まことと人々おぼさじ。されど父がなま學生につかはれ奉りて下薦なれども、都ほとりといふこと侍れば、日を見給

奉公する五六位階級の人々をいふ

五、無しやうに近くすり寄つて

六、ナント面白いことをいふお爺さんたちだなんてんで本當とは思はれないよ

七、嘲りの氣味を含んで笑ふ 嘲笑をこめた嘲笑

八、「その侍が」といふ言葉をに入れて解く

九、羞んで控へ氣味でいふのです

一〇、清和天皇を申す御陵が山城國葛野郡嵯峨村大字水尾にあるから、貞觀十八年(一五三六丙申)十一月廿九日御年廿七歳で御讓位

一一、十五日望はみち「滿」の義 満月

一二、清和陽成光孝宇多醍醐朱雀村上冷泉圓融花山一條三條後一條

一三、老人といふに不足のない年でです

一四、學生のはしくれとして奉仕して學生は大學寮の生徒で且つ役員のやうなもの 博士の指導を受けて學業を司る。「なま」も矢張り未熟の意だが、これは自分の父のことを謙遜してつけた

一五、身分の卑しいもの、藪は元佛教修業の年功の意で上中下の別があつたが、我が國でいふ上

藤下藪はこれから轉じたものだ
一六、當時の諺 都近くは自然氣だても風俗も上品で美しいとの意、愚考學生が都住なることは當然自明であるから こゝは「都ほとり」を一人は周圍に化せられるとの意にとり父が學生のはしくれだから誰に都ほとりとあるやうに見よう見まねに物議めかしくの意である「門前の小僧習はぬ經を讀む」と似たいひ方だ。從來の解では産衣に書きつけたといふ以下の理由が、一なま學生、二都ほとりとなるがこゝはさうではなくなま學生一つを強調するために都ほとりとあげたものだ
一七、「目」「自」「日」との三説あるが今は短觀抄の次の註による「めはひの字の誤なり目日字形似たり日を見給へてなり」
一八、産衣、生れたてに着る着物
一九、ひのえさる一〇参照

三、繁樹が生ひたち 二人の妻

一、もう一人の夏山茂樹に向つて 侍がいふ

二、「いふ」と「めれ」は「と見える」だが断定をやはらげる爲めに添へた語 これも中古文に多

へて、うぶぎぬにかきおきて侍りける、いまだ侍り。丙申の年に侍り。」といふもげにと聞ゆ。

三、繁樹の生ひたち 二人の妻

今ひとりに、「なほも翁の年こそきかまほしけれ。生れけむ年は知りたりや、それにて、いとやすく數へてむ。」といふめれば、「これはまことの親にもそひ侍らず。こと人のもとに養はれて、十二三までを侍りしかば、はかしくしうも申さず、たゞ我は子うむわざもしらざりに、主の御つかひに、市へまかりしに、また私にも錢十貫を持ちて侍りけるに、にくげもなきちごをいだきたる女の、これ人にはなたむとなむ思ふ子を十人までうみて、これはし十たりの子にて、いとど五月にさへうまれて、むつかしきなりといひはべりければ、このもたる錢にかへてきにしなり。」と、姓はなにかいふと問ひばべりければ、夏山とは申しける。さて十三にてぞおほさ

大殿にはまわり侍りし。」などいひて、「さてもうれしく對面したるかな、佛の御しるしなめり、年ごろこゝかしくの説教とのしれど、何かはとてまわり侍らず。かしく思ひたちて参り侍りけるがうれしき事。」とて、「そこにおはするは、そのをり二六の女人にやみえますらむ。」といふめれば、繁樹がいらへ、「いでも侍らず。それは早ううせ侍りにしかば、これはその後あひそひて侍るわらはべなり。さて閣下一八はいかに。」といふめれば、世繼がいらへ、「それは侍りし時のなり。けふももろともにまゐらむと出でたち侍りつれど、わらはやみをして、あたり日に侍りつれば、くちをしうもえ参り侍らずなりぬ。」など、あはれにいひかたらひてなくめれど、涙おつとも見えず

四、昔物語・冒頭(一)

かくて講師一七まつほどに、われも人も久しうつれなくなるにこの翁どものいふやう、「いでさうくしきにいざたまへ昔物

- 三、私は
- 四、異人 他人
- 五、しかと はつきりと
- 六、物品の交換賣買をする市場 市場は萬葉時代から立つてをる
- 七、自分の分として(主人の買物用のお金の外に)
- 八、差緒に買った錢十さし、今の幾らに相當するかは不明だが王朝以來、鑄錢司、鑄錢使、採銅使などを設けて多く銅錢を鑄造せられた記事がある處から察して今日の十錢よりはずつと價格が高かつたらう
- 九、この子を人にやりたい 手放して人様にあげたい
- 一〇、これはまた よりによつて「し」は強意
- 一一、それに生れが五月ときてゐるので家においては面倒なのです 「五月兒は親にたゝる」とは當時の諺 下學集の註などにある
- 一二、この持つてゐた十貫の錢にかへて この文章から察すると、その母親は子を賣りに市場へ来てゐたものやうだが、果して當時人身賣買の風があつたか否かは不明である。若しくは

語してこのおはさふ人々に、さは、古の世はかくこそありけりと、きかせ奉らむ。」といふめれば、「しか／＼、いと興ある事なり。いで覺え給へ、時々さるべき事のさしいらへ、しげきもうちおぼえ侍らむかし。」といひて、いはむくと思ひたるけしきも、いつしかときかまほしく、おくゆかしきこゝちするに、そこらの人多かりしかど、ものはかたくしく耳とむるものあらめど、人目にあらはれては、この侍ぞ、よくきかむとあどうつめりし。

世繼がいふやう、「世はいかに興あるものぞや。さりとも翁こそせう／＼の事はおぼえ侍らめ。昔さかしき御門の御政のをりは國のうち年老いたる翁やあると、めしたづねて、古のおきてのありさまをとせ給ひてこそは、奏する事を聞召しあはせて、世の政は行はせ給ひけれ。されば老いたる身はいとかしききものに侍り。わかき人たちなあなづり給ひ

市場は人だかりの多い處だから然るべき買ひ手を物色して居ると繁樹の變父が來合はせ貰受けの話がまとまつて有合の十貫をおいて行つたといふのであらうか?

- 一三、さて／＼うれしくもお目にかゝりましたなあ
- 一四、大騒ぎしますけれども
- 一五、よくも思ひたつて参つたことだと嬉しく存じますぞ「うれしき事」は项目的にうれしき事は何々だとあげるのではなく「嬉しきことよ」と情呼的に叫んだ、いひ方だこれも中古文に多い。
- 一六、おつれあひ 御家内
- 一七、應答 ことへ
- 一八、女房ですといふ處を自分が餘り高齢なので妻の老邊を子供扱ひにしたもの
- 一九、「かくか」のウ音便「足下」といふよりも鄭重 あなたの御つれあひはどうなさいました
- 二〇、おこり、間歇熱 二日一發の病など謂つて一日おきに惡寒發熱する瘧疾
- 二一、今日はその熱の出る日
- 二二、思ひ入深く語らつて

そ。」とて、黒梯の骨の九つあるに、黄なる紙をはりたる扇をさしかくして、けしきだち笑ふほど、さすがにをかし。

五、昔物語・冒頭(二)

「まめやかに世繼が申さむと思ふことはことごとかは。只今の入道殿下の御ありさまの、世にすぐれておはします事を道俗男女の御まへにて申さむと思ふが、いとこと多くなりてあまたの帝后、又大臣公卿の御上をつゞくべきなり。その中にさいはひ人におはしますこの御ありさま申さむと思ふほどに、世の中の事のかくれなくあらはるべきなり。つてに承れば、法華經一部を説き奉らむとこそ、まづ餘教をば説きたまひけれ。それをなづけて五時教といふにこそあなれ。しかの如くに入道殿の御さかへを申さむとおもふほどに、餘教のとかるゝといひつべし。」などいふも、わざわざしくことごとしく聞ゆれど、いでやさりと、なにばかりの事をかとお

二三、別に涙はこぼしてあさうもない 老人 對話の有様がよく描かれてゐる

四、昔物語 冒頭 一

一、説經僧

二、所在なさにさびしい 無聊のさびしさをつれづれといふ

三、さびしくしき(寂々しき)空虚のさびしさをいふさびしいのにサアいらつしやい

四、居合はせられる人々 一座の皆様「おはさう

」は「おはす」の延音

五、サアお話しなさい

六、應答 うけこたへ

七、いはう／＼と思つた様子に今か／＼と聞いても見たく又その話が面白さうにも想はれるのに

八、話の合植を打つやうだつた「あと」「あと」兩方あり証談挨拶など宛てる。愚考「あと」と

證む「うつ」はそのことを行ふ義で「あと」は

「應答」の轉約、話の應答兼進行係とも謂ふべきもの 熱心な聴き手

九、賢明なる皇帝 支那上代の堯舜や、我が村上

天皇が古老を召して延喜天曆治世の得失を御下

問になつたことなどがこれに相當する

もふにいみじうこそいひつづけ侍りしか。

「世閒の攝政關白と申し、大臣公卿ときこゆる、いにしへ今

みなこの入道殿のおんありさまのやうこそは、おはしますら

めとぞ、いまやうのちごどもは思ふらむかし。されどそれさ

もあらぬことなり。いひもていけば、同じ種ひとつすぢにて

あれど、門わかれぬれば、人々の御心もちるも、又それにし

たがひてこと／＼になりぬ。

この世はじまりて後、帝はまづ神の世七代をおき奉りて、

神武天皇をはじめ奉りて、當帝まで六十八代にぞならせ給ひ

ける。すべからくは神武天皇を始め奉りて、つき／＼の御門

の御次第をおぼえ申すべきなり。しかりといへども、それは

いとさきみ、遠ければ、たゞ近きほどより申さむと思ふに侍

り。

文徳天皇と申す御門おはしましき。その御門よりこなた、

一〇、黒柿の木の九本骨に黄色の地紙を張つた如何にも老人好みの扇をかざして我顔をおほひ隠して「扇をかくす」とあるときはいつも扇で以ておほひ隠すと解くが宜い扇そのものをかくすと解いてはいけない

一一、氣どつて笑ふ様子なんかも

五、昔物語 冒頭 二

一、はじめに

二、異事かは 別の事でせうかいイヤさうでない 反語 三、道長の事 道長出家の事は本文の終の方にある。殿下は道長に對する敬稱、西陽雜俎に秦漢以來の敬稱として次のやうに出て居る 天子、陛下 皇太子、殿下 大將、麾下 使者、節下、轂下 地方長官、閣下 父母、膝下 對等、足下 が、こゝはそれとは少し違つて居るし、今日では皇族に對する敬稱は、皇室典範に明定せられ、臣下に殿下は用ひられない、閣下は有爵高位高官の人につける。

四、道は僧尼のやうに佛道に入つた人 俗は一般世俗の男女 五、公卿(くきやう)高位高官の朝臣、分けて云へば攝政關白大臣(太政大臣左大臣右大臣内大臣)は公で 大納言 參議又は三位以上を卿といふ。 六、御身の上。 七、果報人。 八、「つたへ」の約「人づて」の意だがこゝは少し重みをつけたもので「傳へ承けたまはる處によれば」

九、一部八卷、大乘佛敎の教義を書いたもので、天台宗では第一の敎典としてゐるし王朝以來一般に尊まれた經で法華八講の催しは本書を始め榮華源氏や枕やその他當時の文學によく出て居る。 一〇、釋迦一代の説法を五期に分け近きより遠に淺より深に易より難に説き及ぼされた。一華嚴時 二阿含時 三方等時 四般若時 五法華涅槃時 それ／＼その時名の敎典があつて之を五時敎又は餘敎といふ 餘敎とはこの中には小乘佛敎々理も含んでゐるから本敎の法華敎に對して呼ぶ名稱であらう又第三の方等時の經典は維摩經、楞伽經である。

一一、わざとらしく大袈裟に聞えますけれども 一二、イヤモウあんなに云つても大したことではなからうと思つてゐるのに

一三、天皇の御代理として萬機の政をすべ行ふ方又その御地位のこと、天皇が御幼冲でいらせられるか 久しきに亘る御事故がおありなされた時におかれた 今日では攝政をおかれる場合は皇室典範に定められてある。 一四、萬機の政にかかはりまうすの

今の御門まで十四代にぞならせ給ひにける。世をかぞへ侍れば、そのみかど位につかせ給ふ嘉祥三年庚午の歳より、今年までは一百七十六年ばかりにやなりぬらむ。かけまくもかしこき君の御名を申すは、かたじけなくさぶらへども」とて、いひつゞけ侍りき。

義で最高の輔弼である支那では漢宣帝の時の霍光我が國では陽成天皇の御代基經に始まる。一五、このせつのは今日此頃の
 一六、門戸がわかれると藤原氏は已に奈良朝時代南北京式の四家に分かれ王朝に入つては殊に北家が榮え北家の内又々幾多の分派
 があつて基經の子の三平の中にも忠平、忠平の三子の中でも師輔、師輔の五子の中でも兼道その兼道の子同士でも道隆と道兼と道
 長と様に門がわかれた系圖參照。一七、聞く人の耳に遠いから時代が隔つて縁遠いと聽かれませうから。
 一八、本書の發端を文德天皇と對つたのは作者執筆の興味がこの御代からだといふことを表はしてゐるし、その興味は主として藤原
 氏勃興の叙述にあることもわかる。一九、言葉にかけて申すも畏れ多い。二〇、もつたいないこと「難し氣無く」で
 それを申すことをかがやすく輕々しくする意。

本文、甲、御歴代

一、五十五代(文德天皇)
 一、漢風の御歴である。史記正義に「監法。經緯
 天地曰文。勸風好問曰文。慈惠愛民曰文。愍民
 惠禮曰文。錫民爵位曰文。又綏柔士民曰文。執
 義揚善曰德。謙諍不威曰德」とあるが果して此
 に基づいての御歴號かどうかはわからぬ。文德
 の二字を入れた故語はまだ外に澤山ある。
 二、御實名 貴人の名は忌み憚るべきものだから
 諱といふ
 三、天皇の御祖母で后位に登らせられた方の敬稱
 四、ひのとひつじ 干支の名稱は現代人にとつて
 は面倒だから此一段にはよみをあげておくが以
 下は左の凡例によられたい

甲	きのえ	木の兄
乙	きのと	木の弟
丙	ひのえ	火の兄
丁	ひのと	火の弟
戊	つちのえ	土の兄
己	つちのと	土の弟
庚	かのえ	金の兄

本文甲 御歴代

五十五代 (文德天皇)

「文德天皇と申しける帝は、仁明天皇の御第一皇子なり。
 御諱道康。御母は太皇太后藤原順子と申しき。その後左大
 臣贈正一位太政大臣冬嗣のおとこの御むすめなり。このみか
 ど天長四年丁未八日に生れ給ひて、御心明らか、よく人を
 しろしめせり。承和九年壬戌二月二十六日に御元服、同じき
 八月四日東宮に立たせ給ふ。御年十六。仁明天皇もとおは
 する東宮をとりて、この帝を承和九年八月四日東宮になし
 奉らせたまへるなり。いかに安からずおぼしむところを覺
 え侍れ。嘉祥三年庚午三月二十一日に位につかせ給ふ。御
 年二十四。授世をたもたせ給ふ事八年。天安二戊寅の歲八
 月二十七日うせさせ給ひぬ。御年三十二。御陵田村にあり

辛 かのと 金の弟
 壬 みづのえ 水の兄
 癸 みづのと 水の弟
 十二支(十二の生物)
 子ね 丑うし 寅とら 卯う
 辰たつ 巳み 午うま 未ひつじ
 申さる 酉とり 戌いぬ 亥る
 以上干支(かんし)とも兄弟(えと)とも呼んで曆数の下につけて呼ぶこと支那より入つて我邦にも行はれた。爾雅などにあつて何の足しにもならぬ煩はしいものだが文献學では時に年代推定の有力な資料になることもある。
 五、みづのえいぬ
 六、皇太子の居られる御所轉じてはその御位やその御位に居らるゝ皇子をも申す。
 七、御とりあげになつて承和九年七月廿四日橘邊勢等の騒ぎに連座せられて。
 八、當の恒貞親王はどんなに御不満に思召したことだらうと思はれます。
 九、かのえうとみ。
 一〇、つちのえとら。
 一一、山城國葛野郡田村郷の眞原岳といふ山。
 一二、きのえいぬ。
 一三、かのとみ。
 一四、梵語(サンスクリット)アプヒセーカの漢譯で法水を頂に灌いで佛果を得させる眞言宗の密法此に結緣授職の二種あつてこゝはその前者の方 この起源は古代印度の風俗で 國事を太子に委する時四大海の瀝水を金瓶内に置きてこの瓶をつてその太子の頂にそゞく式から來たといふ。
 一五、ひのえさる。
 一六、東五條の御邸宅に住ませられたから五條谷と申す
 一七、我國歌物語(歌を中心にして脚色した小説)の早いもので王朝中期以前のものだが作者も年代も不明 但し在原業平のことが

御母後の御年十九にてぞこの帝を生み奉り給ふ。嘉祥三年四月に后に立たせ給ふ。御年四十二。齊衡元年甲戌の歲皇后宮に上り給ふ。貞觀三年辛巳二月二十九日御出家して灌頂などせさせ給へり。同じき六年丙申正月七日皇太后宮に上り給ふ。これを五條の后と申す。伊勢物語に業平の中將の「宵宵ごとにもねななむ。」とよみ給ひけるは、此の宮の御事なり、^九「いかなる事にか二條の后に通ひ申されける間の事とぞ承り及ぶなる。」^{二〇}「春や昔の。」なども。五條の後の御家と侍るは、わかぬ御中にて、その宮に養はれ給へれば、同じ處に坐しけるにや。

一番多く取材せられてある。 一八、伊勢物語五段にある上の句は「人知れぬわがかよひ路の關守は」とあつて「忍ぶ戀路の邪魔する人は毎晩早く 宵寝をすれば宜い」との意 業平がこの歌をよまれた戀の對象は この五條后順子でいらせられる。(愚考)これは言ひ方が少し足りない「此の宮にての御事なり」とあるべきだ。尤も次の「如何なる事にか」に對しては順子とした方が承接が適つて居るやうだが己に作者の引いた伊勢物語に「二條の后に忍びて參りけるを世の聞えありければ兄達の守らせ給ひけるとぞ」とある。 一九、どうした事か? 二條だのに二條へは行かないで五條へ通はれたことはどうした事か?と 訝かつたもの 二條后は長良の女高子清和后陽成母 五條后の御姪。 二〇、伊勢物語四段にある「月やあらぬ春や昔の春ならぬわが身ひとつはもとの身にして」今更説くまでもなく有名な歌「月は昔の月ではないか、春も昔の春ではないか、自然は昔さながらなのに人の世の戀は無常にも我身一人はもとのものがらかつてこの梅さく庭に姿を並べた戀人——即ち二條后の影をかくとは何たる悲しいことぞ」の意。 二一、世繼自からその不審を解釋したもので

長良—高子
 冬 嗣 良房
 順子

となつて順子と高子とは叔母姪の近しい御關係で
 二二、引きとられて居られたので

- 一、五十六代 (清和天皇)
- 一、三代實錄元慶四年十一月四日の記事に「自運皇位 御清和院」とあつて御住まひからの證號
- 二、良房女 母は嵯峨皇女 正三位源潔姫 文德后清和母
- 三、御外祖父御母君(明子)方の御祖父即ち良房
- 四、おめでたつぎのさいさきでどんなに花やか

一 五十六代 (清和天皇)

次の帝清和天皇と申しけり。御諱惟仁。 文德天皇の第四の皇子なり。御母皇太后宮明子と申しき。太政大臣良房のおとこの御むすめなり。此の帝は嘉祥三年庚午三月二十五日に、母かたの御おほぢおほさおとこの小一條の家にて、父

五、「殿しく」の轉 整つて美しい意
 六、文德皇子御母は紀名虎の女正四位下 靜子
 七、惟喬親王は紀氏出で、外戚の間が無い惟仁親王は御幼少だが藤原氏といふ歴とした外戚の背負がある。そこで暗々の裡遂に惟喬親王の御地位が不安となつて退位を餘儀なくせられたといふのが本當の處であらう、が元亨釋書には懸亮傳にその法徳をたゞへたる引合せにこの東宮争の事が出て居る。始めは兩親王の藝争ひで勝負がつかず次に那都羅(惟喬親王方)善雄(惟仁親王方)兩力士の相撲となつたが那都羅の方がずつと強さうなので惟仁親王方では法力の加護を亮に清はれると惟喬親王の方でも眞濟に請はれる。いざ勝負となるとどうも善雄が危つかしい惟仁親王は急使を亮に馳せられる。亮は獨鈷の杵を執つて我が頭腦を打くだき之を燈火に投じて供養專念する……とその一刹那大威徳明王現はれ給ひ、その御する青牛一聲高く吼え叫んだ——この瞬間宮中では善雄が見事那都羅をとつて投げ乃ち東宮の位は惟仁親王に歸したとある
 八、このみこの事
 九、正親町の北にあつて良房の住宅 明子の御實

帝の位につかせ給ひて、五日といふ日うまれ給へりけむこそ、いかにをりさへ花やかにめでたかりけむと覺え侍れ。此の帝は御心いつくしく、御かたちめでたくぞおはしましける。惟喬の親王の東宮あらそひし給へりけむも、この御事とこそおぼゆれ。やがて生れ給へる年の十一月二十五日東宮に立たせ給ひて、天安二年戊寅八月二十七日御とし九つにて位につかせ給ふ。貞觀六年甲申正月七日御元服、御年十五なり。世をたもたせ給ふ事十八年。おなじき十八年十一月二十九日染殿の院にておりさせ給ふ。元慶三年己亥五月八日御出家 御年三十。水尾の帝と申す。この御末ぞかし、今の世に源氏の武者の族は。それもおほやけの御かためとこそはなるめれ。御母二十三にて此の帝を生み奉り給へり。貞觀六年甲申正月七日皇后宮に上り給ふ。後の位にて四十一年坐します。染殿の后と申すその時の護持僧は智證大師におはします。天安二年にぞ

唐よりかへりたまへる。

家、庭内機が多いので有名 清和天皇は御在位中にも時々行幸あらせられた(三代實錄貞觀六年二月廿五日にも同八年閏三月丙午にも) 一〇、清和天皇の皇子貞純親王、その子經基源姓を賜はりこの子孫を清和源氏といふ。 一一、それも朝廷の御守護となることであらう。 愚考 これは本書の末に藤原氏の後に源氏の血統が榮えることを述べて居るから「かため」は單に武將としての鎮護でなく皇室の藩屏との意であらう「それも」の「も」は「猶この藤原氏の如く」と解きたい。 一二、清涼殿の二間「ふたま」に伺候して玉體冥護の佛法を奉修する僧又夜居の僧「よみのそう」ともいふ。 一三、僧圓珍の諡號

一、五十七代 (陽成天皇)

一、五十七代陽成天皇
 一、三代實錄に御退位後天曆三年までずつと二條に御住まひなされたのであつて二條院の別號が陽成院だから御座所によつた御諡號だ
 二、贈太政大臣長良の女御母は贈太政大臣總繼女 清和后 陽成母
 三、拾芥抄に「二條北 堀河東」とある
 四、故人の爲めに追福作善をするについての文、華麗なものが多い。この願文は大江朝綱の作で本朝文粹卷十四の初『陽成院四十九日ノ御願文』として出てをる。
 五、釋迦は八十歳で入滅したから願文に「昔其尊儀發婆世界十善之主 計其寶算釋迦如來一年之兄」とある。

次の帝陽成天皇と申しき。御諱貞明。これ清和天皇第一の皇子なり。御母皇太后宮高子と申しき。權中納言贈正一位太政大臣長良の御女なり。此の帝貞觀十年戊子十二月十六日染殿の院にて生れ給へり。同じ十一年己丑二月一日御とし二つにて東宮に立たせたまひて、おなじ十八年丙申十一月二十九日に位につかせたまふ。御とし九つ元慶六年壬寅正月二日御元服御とし十五。世をしらせ給ふ事八年。位おりさせ給ひて二條院にぞおはしましける。さて六十五年なれば、八十

六、死後の往生安樂の障りとなつたりとサ、或人の夢に見えましたとよ。

七、この二條后が始めて御入内あらせられた時の次第は何とも以つて臆に落ちない

八、まだ世隱つて深窓の下に人とならせられた時九、近衛中將在原業平文才に秀で美眉秀眉且つ逸氣奔放型の才人として有名

一〇、兄人(せひと)即ち兄君

一一、伊勢物語十一段にある

武藏野は今日はなやきそ若草の

つまもこもれり われもこもれり

外はともあれ この武藏野を…餘の日はともあれ今日だけは草焼をしてはくれるな なぜならば此處は今日いとしい戀人がかくまつてあるしそれにつれてはこの拙者もかこんでゐることだから(男が女をつれ出し詭落をしてあとから追手がかり折ふし野原の草焼を見てよんだ妹の作意)

一二、伊勢物語七十五段にある。

大原やをしほの松も今日こそは

神代のこともおもひ出づらめ

(表面)この大原なる小鹽山(春日明神を勧請し

た)の松も今日こそは遠い神代のことと思ひ出すことであらう。

(裏面)今日御参拜の二條后も今日こそは遠い以前の戀愛事件のことも思ひ出されることであらうなぜとならば今日は外ならぬ當の相手のわたくしが御供をしてゐることだから(併しこれは古今集にもあつて實は唯二條后の御参拜につれて遠祖天兒屋根命即ち春日明神以來藤原氏が皇室と渡からぬ宿世を祝福謳歌したに過ぎない)

一三、そんな風だから世間通常の御生ひ立ち振は天皇が御見初めになることもなかつたらう(これが一般庶民ならば勿論第一の戀人の許に嫁ぐか不本意な縁につくかで、それより遙かに幸福な御入内などは思ひもよらぬことなのだ)一四、或は二條后は染殿の後(明子)と御從姉妹の中とて染殿の方へお遊びにいらつしやつてその時天皇も御來合はせになさつてこそ二條后を御見初めになつたものかとおしはかられます。

一五 此節の人で誰が古今集や伊勢物語をしらぬ人がありませう(誰も知りぬいてゐることです)

一六、伊勢物語九十七段にある。右近の馬場で女

一にて 天曆二年九月二十九日に、かくれたまふ。

御法事の願文に、「釋迦如來の一年のこのかみ」とは作られたるなり。智恵ふかく思ひよりけむほど、いと興あれど、佛の御年よりは御年高しといふ心の、後世のせめとなむなれるとこそ、人の夢に見えけれ。

御母后、清和の御門よりは九年の御姊なり。二十七と申ししとし、この陽成院をば生み奉り給へるなり。元慶元年正月に后に立たせ給ひて中宮と申す。御年三十六。同じ六年壬寅正月七日皇太后宮にাগり給ふ。御とし四十一。

この後の宮づかへしそめ給ひけむやうこそおぼつかなければ未だよごもりておはしける時、在中將のしのびてゐてかくし奉りたりけるを、御せうとの君だち、基經の大臣、國經の大納言などの、若くおはしけむ程の事なりけむかし、とりかへしにおはしたりけるを、「妻もこもれ我もこもれり。」とよみ

給ひたるは、この御事なれば、末の世に、「神代のことも。」とは申しいで給ひけるぞかし。

されば、よのつねの御かしづきにては御覺しそめられ給はずやおはしましけむとぞおぼえ侍る。もし、離れぬ御中にて、染殿の宮に参りかよひなどし給ひけむほどの事にやとぞおしはかられ侍る。及ばぬ身にかやうの事さへ申すは、いとかたじけなき事なれど、これは、みな人のしろしめしたる事なり。いかなる人かは、このごろ、古今、伊勢物語などおぼえさせ給はぬはあらむずる。「見もせぬ人のこひしきは。」など申す事もこの御中らひのほどとこそはうけたまはれ。末の世までかきおき給ひけむ、おそろしきすきものなりかしな。いかに昔はなか／＼にけしきある事も、をかしき事もありけるもの」とて、打笑ふけしき、ことになりて、いとやさしげなり。「二條の後」と申すはこの御事なり。

車の簾の隙からチラと主女人公の姿を見初めて味み送つたもの。「見ずもあらず見もせぬ人の戀しくば あやなく今日やながめく
らさむ」かう見ないでもなければ……といつて見たといふ譯でもないあなたが戀しくては今日は一日ずつと、とりとめもない戀
しさに物思ひつづけでくらすこととせう(ですからあなたも此戀の奴をお構みになつて何とか御返事を下さいませ) この歌も業
平と高子との御仲の贈答と様になつて居ります。 一七、後世まで書きのこされてゐるやうです。愚考本文不十分だこれ
は業平が自からこの事を記録して遺したやうに解せられる。 一八、物好きなことにもいふがこゝは好色のこと。
一九、笑ふ様子が今までは調子がかはつてはづかしさうだ年齢の手前艶めかしい好色譚にメートルをあげたものだと自省した瞬間
の表情である。さて本書は處々に世繼や繁樹や侍の風貌を挿んで飽くまで冒頭雲林院の法座を活かして居るのは老巧な筆致と褒め
られて居る。でこゝなども精密にいふと次のやうに譯すべきだ
……といつて急に様子をかへて恥かしさうだ さて世繼が語をついでいふには、「二條の后と申すのはこの方の事です」

一、五十八代 (光孝天皇)

一、周書に「設法 五宗安之曰孝 協時肇享曰孝
乘德不同曰孝 大應行節曰孝」

孝經に「感應 孝悌之至 通於神明 光于四海
無所不通」などあつて漢風の設法とは察せられ
るがどれが典據かは不明。

二、紀伊守從五位下贈太政大臣藤原總繼女御母は
贈正一位藤原數子。

三、仁明天皇のこと 御陵が山城紀伊郡深草山に
あるから。

四、四品の御位に叙せられた 大寶令以來親王の
位は一品から四品までとなつて何等御位のない

一、五十八代 (光孝天皇)

次の帝光孝天皇と申しさ。御諱時康。 仁明天皇の第三

皇子なり。御母贈皇太后宮藤原澤子と申しさ贈太政大臣總繼
の御女なり。此の帝淳和天皇の御時天長八年辛亥東六條の家
にて生れ給ふ。御親の深草の帝の承和十三年丙寅正月七日四
品し給ふ、御年十七、嘉祥三年庚午五月中務卿になり給ふ。御
年二十一仁壽元年辛未十一月二十一日三品にのぼり給ふ、御
年二十二貞觀六年甲申正月十六日上野大守かけさせたまふ、

のを無品親王と申す。

五、中務省の長官 省は大内裏建禮門の南に在つ
て職掌は天皇側近の御事務や詔勅の宣下等

六、上野常陸上總は大國(國に大上中小の階級が
ある)でその長官を大守といふ 親王が任ぜら
れる例となつてゐた。

七、太宰府(西海道鎮撫の府)の長官

八、式部省の長官四品以上の親王が任ぜられる
省は朱雀門の掖 朝堂院の東南に在る。省の事
務は

一、禮 儀

二、文官の考課

三、文官の選叙

四、大學寮、散位寮の監督。

九、太宰の帥(太宰府の長官)を御兼任になつて。
月四日の下に松月御書記の言を引いて「光孝天王 初隱居城中今大宮道場其遺跡也 門庭栽松 故曰小松天皇」 一一、藤原
の清涼殿の御への、上とは清涼殿をいひ藤原とは禁中五舎の一つ飛香舎といふ齋庭(中庭)に藤が栽五であるから藤原といふ、こ
こに居られる 女御后などが清涼殿へ上られての御居間を藤原の上の御局といつて夜の御殿や萩の戸の近くにある。
一二、清涼殿の北瀨口の戸の西にあつて此時から御殿の方と通ふやうになつたといふのだ 徒然草百七十六段にもこの記事がある

一、五十九代 (宇多天皇)
一、雍州府志葛野郡の下に「宇多天皇陵在仁和寺

一 五十九代 (宇多天皇)

御年三十五。同じ八年丙戌正月十三日太宰權帥にうつりなら
せ給ふ、御年三十七。同じ十二年庚寅二月七日二品にのぼら
せ給ふ御年四十一。同じ十八年丙申十二月二十六日式部卿に
ならせ給ふ、御年四十七。元慶六年壬寅正月七日一品にのぼ
らせ給ふ、御歳五十二。同じ八年甲辰正月三日太宰帥かけ給
ひて、二月四日位につき給ふ、御年五十五。世を知らせ給ふ
こと四年。小松の帝と申す。この御時に藤原の上の御局の黒
戸は、あきたると聞き侍るはまことにや。 仁和三年八月廿
六日うせさせ給ふ、御年五十八。

一〇、臥雲日件錄抜尤康正三年六

故曰小松天皇

一一、藤原

藤原の上の御局といふ、こ

夜

徒然草百七十六段にもこの記事がある

北宇多野 故奉號宇多院」と即ち御陵による御
證號である。

「亭子のみかど」は御退位後亭子院に御住まひ
になつたから申上げる御名稱。この院は元中宮
温子の家で、七條宮と謂つたのを天皇御退位後
之を離宮として屢々御幸あつて詩歌の雅會を催
された後、康應元年五月十三日に法金剛院に寄
附せられた。林泉花竹の美は本朝文粹の詩序に
よつて察せられる。

二、式部卿仲野親王女、御母は贈正一位富麻氏

三、桓武天皇の皇子御母は藤原大織女阿子四、上
代貴族の腰掛の料に作られたものを「いし」と
いつて、四角で四足で勾欄(てすり)と凭れ(も
たれ)があつた上に茵(しとね)を敷く、天
皇御の椅子に限つて特に御椅子といひ、晴の
儀式に群臣の拜を受けさせられる時御掛けにな
る。清涼殿には紫宸殿には黒柿のがあつ
たといふ。御大典後拜觀した人は今も古式に期
らせられた御椅子をも拜見したことであらう。

五、てすり

六、三代實錄 扶桑略記などにある。光孝天皇は
深く基經を御信賴になつたので、基經は非常の

幹旋をして王侍従を諸王より親王に親王より東
宮に一躍して薦め申すやうにはからつた。

七、四月中の酉の夏祭の恒例に對して臨時といふ
下文にもあるやうに毎年十一月下の酉の日。

八、参向の御勅使近衛の少將がつとめることにな
つて居る。

九、鷹狩(鷹を放つて鳥を捕へること)をして遊
びあるいてゐられたのに

一〇、賀茂の祭神、別雷命(わくいかづちのみこと)

一一、神の御告げ

一二、私では手は合ひませぬ

一三、軽々しい振舞はなさらぬで、慎重の態度
をとられよ。

一四、東國の風俗歌(地方の流行俗歌)に合はせ
て舞ふものその歌詞は歌謡や古今集の終の方に
出て居る。

一五、陸奥守富士麻呂男母は刑部卿紀名虎女、彼
は從四位左近中將右兵衛督まで進んだ、歌と書
を能くし敏行書の外古今集に秀味が採られてあ
るこゝの歌古今集一千一百番目に掉尾の啄とし
て收められて居る。

一六、吾兄袁臣(あせををみ親愛なる臣下)の

次の帝亭子の帝と申しき。これ小松天皇の第三の皇子なり
御諱定省。御母皇太后宮班子女王と申しき。二品式部卿

贈一品太政大臣仲野親王の御女なり。この帝貞觀九年丙戌五
月五日生れ給ふ。元慶八年甲辰四月十三日源氏になり給ふ、
御年十八。

王侍従など聞えて、殿上人にて坐しける時

殿上の御倚子の前にて業平の中將と相撲取らせ給ひける
程に、御倚子に打掛けられて勾欄をれにけり。そのをれ
め今に侍るなり。

仁和三年丁未八月二十六日東宮に立たせ給ひて、やがて同
じ日に位につかせ給ふ、御歳二十一。世をしらせ給ふこと十
年。寛平元年己酉十一月二十一日己酉の日、賀茂の臨時の祭
始まる事この御時よりなり。使には右近衛中將時平なり。昌
泰元年戊午四月十日御出家せさせ給ふ。

この帝未だ位につかせ給はざりける時、十一月二十餘

日の程に、賀茂の御社の邊に鷹つかひ遊びありきけるに

賀茂の明神託宣し給ひけるやう、「此の邊に侍る翁どもな

り。春は祭多く侍り。冬のいみじくつれくなるに、

祭たまはらむ。」と申し給へば、その時に賀茂の明神の仰

せらるると覺えさせ給ひて、「おのれは力及び候はず。お

ほやけに申させ給ふべき事にこそ候なれ。」と申させ給へ

ば、「力及ばせ給ひぬべきなればこそ申せ。いたく輕々な

るふるまひなせさせ給ひそ。さ申すやうあり。近くなり

侍り。」とて、かいけつやうにうせ給ひぬ。いかなる事に

かと心得ず思召す程に、かく位につかせ給へりければ、

臨時の祭せさせ給へるぞかし。賀茂の明神の託宣して、

祭せさせ給へと申させ給ふ日、酉の日にて侍りければ、

やがて霜月のはての酉の日、臨時の祭は侍るぞかし。

東遊の歌は、敏行の朝臣のよみけるぞかし。

約とも、吾兄臣・吾副身の管便ともいふ。元は天武天皇御制定八等の姓(かばね)の第二だけを謂つた王朝に入つては朝臣の稱呼ともなつて

一三位以上を何々卿といひ四位を何々朝臣といふとも

二三位以上は在原朝臣某(姓朝臣)四位は在原業平朝臣(名朝臣)

といふともいつて諸説區々である。

一七、「ちはやぶる」神の枕詞で賀茂もつまりは神だからきせたもの。續拾遺には「別雷の」「小籠の山」ともつゞけた用例がある。「姫小松」「姫」は美稱にも「若い」にも「小さい」にも用ゐる。接頭語。こゝは美稱で「美しい小松」のこと

ちはやぶる賀茂のみやしるの美しい小松は今後萬代たつてもあのみづゝしい色は變はらないであらう。そのことの如く我大君の大御代も幾千代かけて榮えますことであらう。

一八、なんとこの朝臣は立派にお味みなされたものだ。(この歌は賀茂の例祭のみならず外の祭にも一二句を變へて歌舞せられる程もてはやされた。)

一七 ちはやぶる賀茂の社の姫小松

よろづ代ふとも色はかはらじ

これは古今にいりて侍り。人みなしらせ給へる事なれども、いみじくよみ給へるぬしかな。今にたえずひろごらせ給へる御末、帝と申すともいとかくやはおはします位につかせ給ひて二年といふにはじまれり。

寛平九年七月五日ありさせ給ふ。昌泰二年己未十月十四日出家させ給ふ。御名金剛閣と申しき。承平元年七月十九日うせさせ給ひぬ、御歳六十五。

肥前の掾橘良利殿上に候ひける、入道して、修行の御供にも、これのみぞつかうまつりける。されば熊野にても、日根といふ所にて、「旅ねの夢に見えつるは。」ともよむぞかし、人の涙おとすもことわりにあはれなる事かな。

一九、今に絶えず御祭になつてゐる宇多天皇の御齋(すゑ)

二〇、掾は國司廳の三等官

二一、肥前國藤津郡の人出家して寛連といひ甚が上手なので菩提大徳と謂はれた。今昔物語卷二四の第六にそれについての物語があつて宇多院も御上手だが、二目おいて良利とうたれ、いつもお負いで賭の黄金の枕を取らせられたことやこの寛連が怪しの上藤と打つた處が相手は眞中の聖目から打ち始めて寛連を皆殺しにしたが、これは人間業ではなく魔女であつたらうと皆人が云ひ傳へたなどある。

二二、熊野御參詣の途次、熊野は紀州の三熊野―神宮、本宮、那智の三所で多くの人々が參拜した

二四、新古今卷十麗旅、亭子院御ぐし、おろして山山、寺寺に修行し給ひける頃、御供に侍りて和泉の國日根といふ所にて、人人歌よみ侍りけるによめる。橘良利「故郷のたびねの夢に見えつるは、うらみやすらむまたも訪はねば」旅寝の夢に故郷(この故郷は生れ故郷ではなく京都をさしたものと想ふ)を見たのは都を立つたきり一向歸らないので故郷人が怨んでゐるせいであらう「たびね」に「ひね」を味み込んだ物名の歌である。これは唯これだけの意味と思ふが大和物語十訓抄今昔物語などには、亭子院の打しきる御遊行をお諫め申した歌だともある。二五、立坊、以前元慶八年に王侍従から源姓を賜はつて臣下に列せられた。あの頃のいきさつは私はよくも覚えてゐません。二六、班子女王のこと。二七、陽成院は精神に御異状があらなされたから舞人時代のことを思つて「今のみかどつて朕のけらいぢやないか」と仰せられた。二八、イヤモウ亭子帝程の家來をお持ちになつた陽成院も大したおえらいことですぞ。

この帝のたい人になり給ふほどなどおぼつかなし。よくも覺え侍らず。御母洞院の后と申す。桓武天皇の御孫なり。この帝の陽成院の御時、殿上人にて神社の行幸には、舞人などせさせ給へり。位につかせ給ひてのち、陽成院をとほりて行幸ありけるに、「當帝は家人にあらずや、あしくも通るかな。」とこそ仰せられけれ。さばかりの下人もたせ給へる帝も、ありがたきことぞかし。

- 一、第六十代(醍醐天皇)
 - 一、御陵が山城國宇治郡醍醐村大字醍醐宇古道にあるから醍醐と謚せられたものであらう。
 - 二、太上天は至極の上、太上天皇の二字をとつて上皇とも申す宇多院は御出家なされたから法皇と申した。
 - 三、勸修寺贈太政大臣高藤女御母は贈正二位宮朝臣列子(宮内大輔彌益子)
 - 四、内舍人良門の男で母は西市正沙彌麻呂の女内大臣(元は左右大臣の上であつたが魚名の頃から左右大臣の次位となつた)になつたのは昌泰三年正月廿八日で後に太政大臣正一位を贈られた、勸修寺家の元祖である。勸修寺は醍醐の西にあつて胤子の草創だとも謂はれ此一家と關係があつたので家號となつたものであらう。
 - 五、清涼殿に在つて天皇御寝の御殿「よんのおとど」とも云ふ。
 - 六、御元服なされて 御冠を召して 普通皇子の御元服には加冠の役や引いれのおとど(御髪をあげる役大臣がつとめる)など事々しい儀式があるのに御手軽に御自身になされたから珍しいこととしてこんな書方をした。

一、六十代(醍醐天皇)

次の帝醍醐天皇と申しき。御諱敦仁。これ亭子太上天皇の第一の皇子に坐す。御母贈皇太后宮胤子と申しき。内大臣藤原高藤のおとこの御女なり。この帝仁和元年乙巳正月十八日に生れたまふ。寛平五年癸丑四月二日に東宮に立たせ給ふ御とし九歳。(同じ七年乙卯正月十九日十一歳にて御元服し給ふ。)

同じ九年丁巳七月三日位につかせたまふ、御年十三。やがてこよひ夜の御殿より、俄に御かうぶり奉りてさしいでおはしましたりける、御手づからわざと、人の申すはまことにや。さて世をたもたせ給ふこと三十三年。

この御時ぞかし。村上か朱雀院かのうまれおはしましたる御五十日のもちひを殿上にいださせたまへるに、伊衡の中將の和歌つかうまつり給へるはとておぼゆる。

- 七、御自身になすつた事だと
- 八、醍醐天皇第十四皇子
- 九、同第十一皇子

一〇、小見誕生後五十日目にする食物初めの祝で小兒を吉方に向はせて父が祖父かが餅をふくませる 中古以來上流に行はれた式でこの記事などがよく引例せられてをる。

一一、敏行の三男で歌が上手でその作は後撰集などに採られてある。

一二、歌境(歌はれた場合)少し誤つてをるこれは御百日(おんももか)の賀の歌である。玉葉集卷七賀一〇五二に

天曆の帝生れさせ給ひて御百日の夜よみ侍りける

百年にこよひぞかふる今よりや
百年までの月影もみむ

とある。で、この歌詞に基いて説く「今宵御百日の御祝儀に當り一日を一年に換算しますと百日で百年 さては我が皇子の御榮えは百年までも拜することが出来ませう。まことにおめでたう存じまする「月影」は皇子の暗喩 一三、伊衡への御返歌。

一四、ことだまは言靈 言葉に不可思議な神秘力があつて人の運命を支配すること 「言靈の幸はふ」とは言葉がその力によつて運命を好轉すること 我が邦上代からよく繰返され後世縁起を祝ふ風俗もこれから出てをる。「御身が祝つてくれたその言葉に靈があるならば歌も飲んで此の皇子が百年の榮えを見ようぞ」 一五、醍醐天皇の御製集 今傳はらないけれどもこの頃は世に傳はつて居つたのであらう。天皇が和歌に御趣味のあらせられたことは古今集の勸撰でもわかるし又和歌に御堪能なことは代々の撰

ひをとしにこよひかぞふる今よりはもくとせまでの月かげを見む

とよめりし。御かへし、帝のしおはしましけむかたじけなさを。

いはひつることだまならばももとせの後もつきせぬ影をこそ見ぬ

御集など見給ふるに、いとなまめかしう、かやうのかたさへおはしましける。延長八年九月二十五日ありさせ給ふ。

同じ廿八日うせさせ給ふ。みささぎ山科にあり、後の山科といふはこの時ぞかし。

集に御製が散見して居るのによつても明らかである。めかしうと宛ててあてやかなこと、みやびやかなことに用ゐる。こゝも最後の風流なことをいふ。

一六、「生めかしう」は、うぶなことを愛らしいことが原義で後には艶

一八、山科には天智天皇の御陵もあるから「後の」と區別していふ

一六十一代 (朱雀天皇)

一六、一参照

一、天慶九年七月十日戊の刻に天皇は御位を譲つて朱雀院に御遷りになつたので御監號となつた朱雀院は又四條後院とも謂つて 三條の南朱雀の西北四區東西二町を占めた大院で昌泰元年二月十七日宇多院がお遷りになつて以來代々の雅會に度々文人墨客が集まつた。

二、太政大臣基經女

延喜元、三、二、女御

延長四、四、二六、中宮

承平元、一、二八、皇太后宮

天慶九、四、二六、太皇太后宮

三、下の「太政大臣基經」の章参照

四、御病氣で 此天皇は御體質がお弱かつたことは次の記事にもあるし御退位後は御保養がてら饒峨や醍醐や宇治、大堰と御遊獵になつたことや御壽もこゝには三十七とあり大日本史には三十とあるので察せられる 御出家後の法號

佛陀壽

五、恒祭の八月十五日に對して三月午の日(午の日三度の時は申の午、二度の時は下の午)の祭をいふ天慶五年四月廿七日逆徒退散のお禮として此祭を始めさせられた

六、御格子もあげずしめきりにして

七、御帳の内 帳は貴人の座席の帷(とぼり)

八、北野天滿宮の靈(菅公の崇りといふこと後世喧傳せられた)

九、此みかど御降誕の爲めに母君璣子の父基經が榮え 延いてはその子三平(時平、仲平、忠平)が榮えた。

一〇、天慶年間平將門が下總猿島によつて叛いたこと國史にある。

一一、その逆徒平定の御祈禱でこの臨時の祭をお始めになつたのだといふこととす と前の「此の御時よりあるぞかし」に返る。

倒置句 大鏡にはよくこの種の修辭がある。

として有名な紀貫之。 一四、千代の縁の松も生ひまだその上に苦も生して居るいはほのいはを冠する石清水に鐘座まします神靈に對してその松苦慮のよせの行末永くいつまでも奉仕しようと天皇御報賽の御趣旨をもこめたもの 此歌續古今卷七神祇歌七

〇六に左の詞書して出て居る。 朱雀院の御時石清水の臨時祭をはじめて行はせ給ふとて召されける歌。

八幡の臨時の祭は、此の御時よりあるぞかし。この帝生れさせ給ひては、御格子もまゐらず。夜晝火をともして御帳の内にて、三つまでおほしたて奉らせ給ひき。北野におち申させ給ひてかくありしぞかし。この帝うまれおはしまさずば、藤氏の榮えいとかうしもおはしまさざらまし。いみじきをりふし生れ給へりしぞかし。位につかせ給ひて、將門が亂れいできて、御願にてとぞ聞えはべりし。この臨時の祭に、その東遊の歌、貫之のぬしのみみたりし、
松もおひまたもこけむすいは清水ゆくすとほくつかへまつらむ

一二、五十九代の七四参照。 一三、古今集の撰者として土佐日記の著者

一四、千代の縁の松も生ひまだその上に苦も生して居るいはほのいはを冠する石清水に鐘座まします神靈に對してその松苦慮のよせの行末永くいつまでも奉仕しようと天皇御報賽の御趣旨をもこめたもの 此歌續古今卷七神祇歌七

〇六に左の詞書して出て居る。 朱雀院の御時石清水の臨時祭をはじめて行はせ給ふとて召されける歌。

- 一、六十二代 (村上天皇)
- 一、御陵によつて諡號康保四年六月四日辛酉村上の陵に葬り奉つた。
- 二、御同母でいらせられる 即ち朱雀帝と同じく種子の御腹にお産まれになつた
- 三、内裏の郭外にある殿舎 朝平門内の東方にして華芳坊の西にある。
- 四、前皇太子保明親王 延喜三年御降誕同四年二月十日立坊同廿三年三月廿一日薨去 二十一歳文獻彦と諡した。「坊」とは東宮坊のことだが轉じて東宮御自身を申す
- 五、女御に立てるといふ宣旨 宣旨とは天皇の仰せを認めた文書でこれには細かな手續がある。
- 六、忌々しがり 不吉を忌んで
- 七、保明親王の御乳母の子即ち親王とは乳兄弟に當る譯だこれは「御乳母」の誤であらう 作者部類にも裏書にも大輔自身が御乳母とある 歌詞も亦乳母としての哀愁としてよく聞える。
- 八、但馬守源朝の女
- 九、今は又そのやうな不吉な事を云ふまいと思つてゐるけれども我が前坊の君の薨去を歎きわびては思はず知らず涙がこぼれる——ああこの涙

一 六十二代 (村上天皇)

次の帝村上天皇と申しき。御諱成明。これ醍醐の帝の第十四の皇子なり。御母朱雀院の御同じはらにおはします。此の帝延長四年丙戌六月二日桂芳坊にて生れさせ給ふ。天慶三年庚子二月十五日御元服御年十五。同じ七年甲辰四月二十二日に東宮に立たせ給ふ、御年十九。同じ九年丙午四月十三日位につかせ給ふ、御年二十一。世をしらせ給ふ事二十二年康保四年五月二十五日うせさせ給ふ、御年四十二。みささぎ村上にあり。

御母后延喜三年癸亥前坊を生ま奉らせ給ふ、御とし十九。同じ二十年庚辰女御の宣旨くだり給ふ、御年三十九。同じ二十三年癸未朱雀院生れさせ給ふ。閏四月二十五日後の宣旨かぶらせ給ふ、御とし三十九。やがて四十二にて村上は生れさせ給ひけり。

我が心にもに生憎なるかな心と涙の二元を立てて悲哀を表現した。頌歌には射恒のわびぬれば今はともを思へども

心しらぬは涙なりけり

源氏神の巻の

そのかみをけふはかけじと忍ぶれど

心のうちに物ぞ悲しき

一〇、我身を時鳥に譬へて悲歌したものの意味は明らかである 當時は愚中七日山寺に参籠し終つて里へ下る風俗だから折節の景物たる時鳥の暗喩は極めて自然で妥當である、

一一、ホンニその時その人の胸中は嘸かしと後世の人々までがしみく同情する程の歌を咏み遣す人——即ちこの大輔のやうなのは見上たものですな 此句「げに」を末の「優にはべるかしな」にかけても解かれる。

一二、村上天子を中后 後三條后を今后と申す。(元はオホキサキは現皇帝の嫡后を申したが王朝に入つてから皇太皇をオホキサキと申すことになつたが、ここはそれとは別である。尚キサキは東雅に「キミサキ」の約々主上の寵幸し給ふ意だとある)

后に立たせ給ふ日は、前坊の御事を宮のうちにゆゝしがりて、申しいづる人もなかりけるに、かの御乳母子に、大輔の君といひける女房の、かくよみいだしたりける。

わびぬれば今はたものを思へども心にぬは涙なりけり
また御法事はてて人々まかりいづる日も、かくこそはよま
れたりけれ。

今はとてみ山を出づるほととぎすいづれの里になかむと
すらむ

五月の事にはべりけり。げにいかにとおぼゆるふしん末の世まで傳はるばかりの事いひおく人、優にはべるかしな。さてさきの東宮におくれ奉りて、限りなく歎かせ給ふ、同じ年朱雀院生れさせ給ひ、われ、后に立たせ給ひけむこそ、さましく御なげき、御よろこびかきませたるこちし侍れ。世に大后とこれを申す。

一、六十三代 (冷泉天皇)

一、御即位後の御住まひ 冷泉院であつたから監とした 尤も御即位後醍醐天皇中は朱雀院に一條朝寛弘中三條宮に一時御出でになつたこともあるが大部分は此院御在住であつた。

二、右大臣師輔女下文師輔の章に委しい

三、太政大臣忠平の二男でこの子孫が繁榮した尙下文其人の章に委しい

四、藤原魚名七世の裔祖父は山陰中納言父は但馬守有頼母は備中掾良峯高親の女とも讃岐守公甫女とも云ひ又大僧都如無と公甫女との間の子だともいふ從二位左大臣 栗田に邸があつたから栗田左大臣といふ

五、御即位始めての新嘗祭 諱闇の爲め延期せられた

一、六十四代 (圓融天皇)

一、御即位後暫らく堀河院に御し花山朝寛和元年九月十九日庚寅圓融院に遷御遂にこゝで崩御あらせられ同寺の北原に奉葬 此等の因を以つて證せられたものであらう。

二、安和の變をさす左大臣源高明公その御女婚爲平親王を立てようとて廢立をはかられたといふので伊尹兼通家等が厭起して爲平親王は盤居高明公は太宰権帥に左遷 尙下文師尹の章参照さてその後立てられたのが此天皇であつた。

三、まことに貴い御果報である

四、安子皇后の母君の父即ち御外祖父

五、第十皇女 選子内親王 康保元年四月廿四日御降誕産後御經過が悪くて同廿九日崩御

六、ほのかに伺ひますに 及びもつかぬ、吾々下賤風情が承はつてさへ畏れ多く御いたはしくも存上げられます

七、その母后御かくれのおとに御のこりになつた姫宮こそは 世に名高くいらせられる大齋院ですぞ 賀茂奉仕の皇女を齋院といひ天皇御一代御一人の定めなのにこの選子内親王は圓融・花山・一條・三條・後一條と五代の齋院でいらせられたから大齋院と申す 和歌に堪能で風雅の意匠に富ませられた。

一、六十三代 (冷泉天皇)

次の帝冷泉院天皇と申しき。御諱憲平。これ村上天皇の

第二の皇子なり。御母皇后宮安子と申しき。右大臣師輔のお

とど第一の御むすめなり。この帝天曆四年庚戌五月二十四日在衛のおとこのいまだ從五位下にて、備前介ときこえけるを

りの五條の家にて生れさせ給へり。同じ年七月二十三日東宮に立たせ給ふ。應和三年癸亥二月二十八日御元服。御年十四

康保四年丁卯五月二十五日御とし十八にて、位につかせ給ふ世をたもたせ給ふこと二年。寛弘八年辛亥十月二十四日御と

し六十二にてうせさせおはしましけるを、三條院位につかせ給ふ年にて、大嘗會などのびけるをぞ折惡しと世の人申しける。

一、六十四代 (圓融天皇)

次の帝圓融院天皇と申しき。御諱守平。これ村上の帝

の第五の皇子なり。御母冷泉院の同じ御腹におはします。この帝天徳三年己未三月二日生れさせ給ふ。この御門の東宮に立たせ給ふほどは、いと聞きにくくいみじき事どもこそ侍れな。これはみな人のしろしめしたる事なれば、事も長し、とどめ侍りなむ。安和二年己巳八月十三日にこそは位につかせ給ひけれ、御歳十一にて。さて天祿三年壬申正月三日御元服御とし十四。世をたもたせ給ふこと十五年。御惱ありて

御出家、法名金剛法と申しき。正暦二年二月十二日うせさせ給ふ。御年三十三。

母后の御とし二十三四にてうちつづきこの御門と冷泉院と生み奉り給へる、いとやんごとなき御宿世なり。御母方のおほちは、出雲守從五位下藤原經邦といひし人なり。すゑの世には賞せさせ給ひてこそは、贈三位したまふと、うけたまはりしか。いまさぬあとなれど、此の世の光はいと面目ありか

し。中后と申すはこの御事なり。
女十の宮うみ奉り給ふたび、かくれさせ給へりし御なげきこそ、^五とかなしくうけたまはりしか。村上の御日記御覽じたる人もおはしますらむ。ほのく傳へ承るに、およばぬ心にもいとあはれに忝くさぶらふな、そのとどまりおはします女宮こそは大齋院よ。

一、六十五代 (花山天皇)

御諱師貞。冷泉院の第一の皇子なり。御母贈皇后宮懷子と申す。太政大臣伊尹のおとどの第一の御女なり。この帝安和元年戊辰十月二十六日母方の御おほちの一條の御家にて生れさせ給ふとあるは、世尊寺のことによ。その日は冷泉院の御時の大嘗會の御禊あり。同じ二年己巳八月十三日東宮に立たせたもふ。御とし二歳。天元五年壬午二月十九日御元服させ給ふ。御年十五。永觀二

一、六十一代 (花山天皇)

一、下文にもあるやうに寛和二年六月廿三日山城國宇治郡北花山の元慶寺へ御出でになつて御落飾廿四日花山寺を花山院と改めさせられてここにおちみさせられた。それをとつての御諱號二、謙徳公女御母は准三宮惠子女王。永觀二年十月十七日皇太后を贈られたから贈皇太后宮と申すべきだ。
三、九條師輔の一男下文其人の章に委しい伊尹のよみ「これまさ」と「これた」と二つある尹の字はタダス、ヲサム、マコトなど調むからどちらにも調み得るが在世當時どちらであつた

か不明である。八代集抄後撰戀三には「これまきの朝臣」人名辭書には「これた」と又忠平の子師尹は「もろた」といふ
四、一條の北大宮の西元貞純親王の持
五、大嘗會の行はれる前十月に行はれるみそぎ
六、密かにそつと
七法諱入覺
八、あらはである。
九、あらはだからといつて御見合はせになる場合ではありません。御置も御剣も皇太子に御渡りになりましたからには
一〇、おせかせなされたのは
一一、御寵愛の女御祇子法住寺爲光の女寛和元年七月十八日薨去その爲め天皇は御悲歎やるかたなくその上兼家道兼父子が我が藤原氏出の皇子を早く立たせたいばかりに策動して無常の御心をそつて御出家をお勧めしたものだ
一二、どう御思案が變つたのですか。只今御出家なさらなかつたら自然邪覺が入つて折角の御本意もかなひますまい
一三、うそなき 泣き眞似
一四、宮城の北手一條より南へ三筋目の東西の通

年甲申八月二十八日位につかせ給ふ。御年十七。寛和二年丙戌六月廿三日之夜あさましくさぶらひし事は、人にも知られさせ給はで、みそかに花山寺におはしまして、御出家入道させ給へりしこそ。御年十九。世をたまたせ給ふ事二年。その後二十二年はおはしましき。

「あはれなることはありおはしましける夜は、藤壺の上の御局の小戸よりいでさせ給ひけるに、有明の月のいみじうあかりければ、一顯證にこそありけれ、いかがすべからむ。」とおほせられたるを、「さりとてとまらせ給ふべきやうはべらず、神璽寶劔わたり給ひぬるには。」と粟田殿のさわがし申し給ひけるは、まだ帝出でさせおはしまさざりけるさきに、手づからとりて、東宮の御方に渡し奉り給ひてければ、歸りいらせ給はむことはあるまじくおぼして、しか申させ給ひけることぞ。

路にあつて大内裏上東門に通じて居る。屋根なしの土足門なので土御門といふ枕草子に清少納言が杜鵑をききに往つての還るさここて雨にあつたといふ面白い文章もある。一般公卿や女房が牛車もここまでは差廻しを許された。

一五、右大臣安倍御主人(みうし)の齋大膳大夫益村の男で陰陽師天文博士從四位下穀倉院別當天文に通じて居つたので色々逸話傳説もあり後世小説戯曲にも脚色せられて名高い。

- 一六、最早その事變は出来た。
- 一七、さうまで御決心の上とはいへ。取敢ず式神一人は内裏へ参れ「かつく」は「かつ」他の一方での疊語がこゝは「此場合これ一つで萬全の對策ではないけれども 何はさておき先づ差當つて」と標の使ひ方だ。式神は陰陽師が驅使する鬼神。傳説では晴明の家では誰も人手はななくても此式神を使つて戸のあけたてや掃除までさせてゐたといふ。
- 一九、一参照
- 二〇、在俗の姿
- 二一、御出家の御供をして私も僧となつて御側に仕へませう。

- 二二、だまし たらかし
- 二三、兼通の父兼家
- 二四、然るべき物馴れた人たち「おとなしき」は「大人しき」で身分の上な、大人らしくさせた温和なの意にも用ゐるがこゝは老巧の意
- 二五、賀茂川堤

さやけき影を、まばゆくおぼしめしつるほどに、月のかほにむら雲のかかりて、すこしくらがりゆきければ、「わが出家は成就するなりけり。」とおぼせられてあゆみ出でさせ給ふほどに、弘徽殿の女御の御ふみの、日ごろ破りのこして御目もえはなたず御覽じけるをおぼしいで、「しばし。」とてとりにいらせ給ひけるほどぞかし、粟田殿の、「いかに思召しならせおはしましぬるぞ、ただ今すぎさせ給はば、おのづから障りもいでまうできなむ。」とそらなきし給ひけるは。

叔士御門より東さまにゐていだしまゐらせ給ふに、晴明が家の前をわたらせ給へば、みづからの聲にて手をおびただしくはた〜とうつなる。「帝ありさせ給ふと見ゆる天變ありつるが、既になりにけりと見ゆるかな、参りて奏せむ、車に装束とうせよ。」といふ聲をきかせ給ひけむは、さりともあはれに思召しけむかし。「かつく〜式神一人内裏へまゐれ。」と申し

ければ目には見えぬものの戸をおしあけて、御うしろを見まゐらせけむ、「只今これよりすぎさせおはしますめり。」といらへけるとかや。その家は土御門町口なれば、御道なりけり。「花山寺におはしましつきて、御ぐしおろさせ給ひて後にぞ粟田殿は、「まかりいでておとどにもかはらぬすがた今一度みえ、かくと案内も申して、必ず参りはべらむ。」と申したまひければ、「朕をばはかるなりけり。」とてこそなかせたまひけれ、あはれにかなしきことなりな。日ごろよく御弟子にてさぶらはむと契りて、すかし申したまひけむが、おそろしきよ。東三條殿はもしさる事やしたまふと危さに、さるべくおとなしき人々なにがしかがしといふいみじき源氏の武者たちをこそ、御送りにそへられたりけれ。京の程はかくれて、堤のわたりよりぞ、うちいでまゐりける。寺などにては、もしおして人などやなし奉るとて、一尺ばかりの刀どもをぬきかけてぞま

もり申しけるとぞ。寛弘五年二月八日うせさせ給ふ御年

四十一。

一 六十六代 (一條天皇)

次の帝一條院天皇と申しき。

御諱懷仁。

これ圓融院の

第一の皇子なり。御母皇后宮詮子と申しき。これ太政大臣兼家のおとこの第二の御女なり。此の帝天元三年庚辰六月一日兼家のおとこの東三條の家にて生れさせ給ふ。東宮に立たせ給ふこと永觀二年甲申八月二十八日なり、御とし七歳。寛和二年丙戌六月二十三日位につかせたまふ、御とし七歳。永祚二年庚寅正月五日御元服、御とし十一、世をたまたせ給ふ事二十五年。御母は十九にてこの帝を生奉り給ふ。東三條の女院とこれを申す。この御母は、攝津守藤原仲正のむすめなり。

四、左大臣魚名の裔 山蔭中納言の七男で從四位上左京大夫攝津守

- 一、六十六代 (一條天皇)
 - 一、此天皇は御在位中内裏燒亡の爲めに大部分一條院に御出でになつたし、御退位後もここに御住まひになり終に、この中殿で崩御あらせられたので御在所によつて一條院と諡した後に後一條帝の諡號を讓せられる時關白左大臣頼通の言に「一條天皇の時には宣旨なし只一條院と御諡した云々」
 - 二、東三條兼家女 圓融后 一條母、御母は贈正一位藤原時姫
 - 天元、元、八、一七 入内
 - 同 一一、一四 女御
 - 正曆、二、九、一六 出家御年卅一院號 (東三條女院)
 - 長保三、閏一二、二二、薨去御年四十
 - 三、即ち御母君の御實家 二條東洞院の東南北二町に直り元重明親王の第後藤原氏が傳領した。

一 六十七代 (三條天皇)

次の帝三條院の天皇と申しき。

御諱居貞。

これ冷泉院

第二の皇子なり、御母贈皇后宮超子と申しき。太政大臣兼家のおとこの第一の御女なり。この帝は貞元元年丙子正月三日に生れさせ給ふ。寛和二年丙戌七月十六日東宮に立たせたまふ。おなじ日御元服なり。御年十一。寛弘八年辛亥六月十三日位につかせ給ふ。御年三十六。世をたまたせたまふこと五年。

院にならせ給ひて、御目を御覽せざりしこそ、いといみじかりしか。この人の見奉るには聊かかはらせ給ふことおはしまさざりければ、そらごとのやうにぞおはしましける。御まなこなども、いと清らかにおはしましけり。いかなるをりにか時々御覽する時もありけり。みすのあみ緒の見ゆるなどもおほせられて、一品の宮ののぼらせ給へりけるに、辨の乳母

- 一、六十七代 三條天皇
 - 一、長和五年三月廿日高倉第より新造の三條院に遷御 寛仁元年五月九日ここで崩御 因て三條と諡す。
 - 二、太政大臣兼家女 安和元、一二、七 女御
 - 同 二九 從四位下
 - 天元五、正、二八 薨去
 - 寛弘八、一二、二七 贈皇太后宮
 - 本文贈皇后宮は誤であらう
 - 三、御眼が見えなかつたことこそ
 - 四、御簾を編んだ緒
 - 五、三條帝と中宮妍子 (左大臣道長女) の中に御降誕の皇女禎子内親王のこと、後に陽明門院と申す。後朱雀后後三條母 治安三年四月一日一品に叙せられたから一品の宮と申す
 - 六、一品の宮の御乳母夫が辨官であつたから辨の乳母と云つたものであらう 父は阿波守 (加賀守とも) 順時 (まさとき) 母は肥後守紀教經女
 - 七、非常に御可愛がりになつて
 - 八、然るべき御贈物
 - 九、三條院の御地券 その院の所有権を確保する

書類のこと

一〇、賢い姫宮ですこと——おちひさいのに、ただのふる反古と思つて捨てもなさらずよくもつておかへりになりましたね。

一一、縁な仰つしやり様ですこと——「まさなく」は「正無く」でよくないことだが、茲は道長も乳母も戯れをこめてきいた口吻だ。

一二、冷泉院の御券も

一三、今あらためて

一四、代々御傳領の院となつて

一五、朱雀院と同様、天皇御退位後の後院となつたのだ。

一六、色々と治療をせられたけれども

一七、眞においたはしいことだ

一八、御風病、今の風邪に當る、悪寒發熱の症狀

一九、大寒小寒の水つまり寒の水、曆法で立春前十五日を大寒と云ひ、大寒前十五日を小寒といふ今の太陽曆では毎年一月初旬から二月初旬にかけてがその季節で一年中一番寒い

「御ぐしにいさせ給へ」御髪に御あびなされませ「いさせ」は「沃させ」沃懸地などの沃と同じ。

の御ともにさぶらふがさしぐしを左ににさされたりければ、「あごよ、など櫛はあしくさしたるぞ。」とこそ仰せられけれ。

この宮をことの外にかなしうし奉らせ給ひて、御ぐしのいとをかしげにおはしますを、さぐり申させ給ひては、「かくうつくしうおはする御ぐしをえみぬこそ心うくちをしけれ。」と

てほろ／＼となかせ給ひけるこそ、あはれにはべれ。わたらせ給ひけるたびには、さるべき物を必ず奉らせ給ふ。三條院の御券をぐしてかへりわたらせたまへりけるを、入道殿御覽

じて、「かしくおはしける宮かな、幼き御心に、ふるほぐとおぼしてうち捨てさせ給はで、もてわたらせ給へるよ。」と興

じ申させ給ひければ、「まさなくも申させたまふものかな。」とて、御乳母たちは笑ひ申させたまひけり。冷泉院も奉らせ給

ひけれど、「昔より帝王の御領にてのみさぶらふ所を、今更にわたくし物になりはべらむは便なき事なり、おほやけものに

てさぶらふべきなり。」とてかへし申させ給ひてけり。されば代々の渡り物にて、朱雀院のおなじ事にはべるべきにこそ。

この御目のためには、よろづにつくろひおはしましけれどそのしるしある事もなき、いとみじき事なり。もとより。

御風おもくおはしますに、醫師共の、「大小寒の水を御ぐしにいさせ給へ」と申しければ、氷りふたがりたる水を、多くか

けさせ給ひけるに、いとみじくふるひわななかせ給ひて、御色もたがひおはしましたりけるなむ、いとあはれにかなし

く人々見まゐらせけるとぞうけたまはりし。御病により、金液丹といふ薬をめしたりけるを、「その薬くひたる人はかく目

をなむやむ。」など人は申ししかど、相算供奉の御もののにあらはれて申しけるは、「御くびにのりゐて、左右の羽をうちおほひ申したるに、うちはぶさうごかすをりに、すこし御覽

二〇、漢方醫の使ふ劇薬で別名が多い一玉液丹二靈花丹三靈景丹四神化丹五玄應丹六不老不死丹硫黄を調劑したものだといふ。

二一、内侍奉(宮中の佛事に奉仕する僧正法印以下律師已講以上)の僧相算のこと、下文師輔の處にも長明無名抄、平家物語十訓抄にもあつて

寛算ともしてある。その書き様では一種惡靈で叡山の天狗になつて三條院に祟つたらしい。寶物集の五に「寛算ト申シ法師スラ。清實民部卿

希世辨參内シテ「災魔王宮ニテ政ヲ悞テ延喜帝召シ給ヘト云聲ナン侍ツル」ト奏シケレバ俄ニ

延長ト云年號ニハ替ルナレトコソハ申シテ侍ルメレ」とあるが太平記には延喜を延長と改元になつたのは菅公の崇りて凶變續出の厄を停める

爲めだとなる。所詮は迷信がかいた當時の傳説であらう。大日本史の註には「按小右記或爲冷泉院所崇或爲僧賀靜陀觀。大鏡爲相算皆妄誕不經故不取」

二二、御物の怪、當時陰陽家のいふと、生靈死靈のたたり

二三、比叡山、根本中堂

二四、すぐに御全治なさないまでも

二五、比叡山の天狗 羽ばたきをするといふのだから天狗だと思つたのである。だがその又天狗が怪しいもので俗には狗が功經昇天したものだといふ 我邦隨筆物の天狗は索引で見ると五十種近くもある。況や義經取材の戯曲小説始め一般散文にはどれ程天狗のあることか否こんな天狗通を振廻すと又天狗にならう。

二六、山城國葛野太秦村廣隆寺

二七、本堂の佛壇の前から東の廂(母屋の外側の室)の天井を格天井にせられた 天井板の棹を碁盤の目のやうに組むことを くみれ(くみいれの約)といふ

二八、外祖父家家をいふ その子の道長入道に對して

二九、おほやうに いらせられて

三〇、伊勢神宮に奉仕する皇女 天皇御一代毎に替られる

三一、齋宮がいよゝ 伊勢に御出發の前に大極殿で、天皇御親ら櫛を齋宮の御髮に挿して、此の間 都の方にますな」と仰せになる いはば御父子一世の御訣れにも近いもので再び齋宮が御上京の時は現皇帝でいらせられない譯である。此時は宜ひ切りで御互に振向かせられないのが定まりだのに御眼が悪いために知らずに皇女の方をお向きになつた。

御位さらせたまひし事も、多くは中堂にのぼらせ給はむとなり。さりしかど、のぼらせ給ひて、さらにその驗おはしまざりしこそくちをしかりしか。やがておこたりおはしまさずとも、少しのしるしはあるべかりし事よ。さればいとど山の天狗のし奉るところ、さまさまにきこえ侍るめれ。太秦にもこもらせ給へりき。さて佛のおまへより、東の廂に、くみれはせられたるなり。御烏帽子せさせ給へりけるは、大入道殿にこそ似奉り給へりけれ。御心ばへいとなつかしうおいらかにおはしまして、世の人いみじうこひ申すめり。齋宮のくだらせ給ふ別れの御櫛ささせ給ひては、かたみに見かへらせ給はぬことを、「思ひかけぬにこの院はむかせたまへりし、あやしとは見奉りしものを。」とぞ、入道殿おほせられける。

一六十八代(後一條天皇)

次の帝當帝。御諱敦成。

これ一條院の第二の皇子なり

一、六十八代(後一條天皇)
一、今上陛下後一條と諡したのは一條天皇の御子であり御即位の當初三年間は一條院においてなされたからであらう 後院院(前に同一諡號の院に後何々をつけること後三條後朱雀、後冷泉のやうなの)はこの天皇が始め。

二、法成寺入道前攝政太政大臣道長の第一女 御母は准三后從一位源朝臣倫子(一條左大臣雅信公の女)一條后 後一條後朱雀母
長保元、一一、女御
同 二、二、一五 中宮
寛弘元、二、一四 皇太后
寛仁二、一〇、一六 太皇太后
萬壽三、正、一九 御入家 院號(上東門院) 御年卅九
承保元、一〇、三 薨去御年八十七(或は八十五又は八十六とも)
三、只今誰一人この事を御存じない方はありませんまい(誰が不たしかなものがありませうか)
四、ですけれども先づ外の御歴代を申した有様と同じやうに申すのです(他と統一を保つ爲めの事の順序として一通申すまでです)

御母今入道殿下の第一の御女なり。皇太后宮彰子と申す。ただ今たれかはおぼつかなくおぼしおもふ人の侍らむ。されどまづすべらぎの御事を申すさまにたがへはべらぬなり。寛弘五年戊申九月十一日土御門殿にて生れさせたまふ。同じ八年辛亥六月十三日東宮に立たせ給ひき、御年四歳。長和五年丙辰五月二十九日位につかせ給ひき、御年九歳。寛仁二年戊午正月三日御元服、御とし十一。位につかせ給ひて十年にやならせたまふらむ。ことしは萬壽二年乙丑の歳とこそ申すめれおなじ帝王とも申せども、御後見多くたのもしくおはします。御おほちにてたゞ今の入道殿下、出家せさせ給へれど、世のおや一切衆生を一子の如くはぐくみおぼしめす。第一の御をぢ只今の關白左大臣、一天下をまつりごちておはします

- 五、又京極殿ともいふ土御門の南京極の西、北二町にあつて當時道長の住邸此邸から四皇后を出し、此家に三天皇(後一條、後朱雀、後冷泉)御降誕當時第一等の権門として衆人の欽仰羨望の的となつて居つた。
- 六、この句によつて大鏡の發生を萬壽二年と唱た文學史家もあるので有名だ。
- 七、外戚後見は私生活に立入つて世話することだがそんなことをするのは大抵朝威や近親であるところから外戚のことをいふやうになつた。
- 八、國內の人民といふことを佛教的に謂つた語
- 九、大納言は太政官の次官で支那風に丞相ともいふ。下情上達上情下達の官で行政官としては有力な地位で定員四人だが時によつて異同がある。頼宗は治安元年七月廿五日に權大納言となつた。春宮大夫は東宮坊の長官
- 一〇、中官職の長官に次いで地位で大抵后宮縁故の人が任命せられた。從二位藤原能信は寛仁元年八月廿九日に權中納言になつて同二年十一月十六日に中宮權大夫を兼任した。
- 一一、長家は治安三年二月十三日に中納言に任ぜられた。

- 一二、御外戚の方ばかりで切りまはしてゐられるから。
- 一三、思ひも寄らぬ 東宮に立てやうとは思はない。
- 一四、鏡をかけたやうに明らかでいらせられるのに 此以下の行文は暗喩や縁語をつかつて實に老練な措辭をなしてゐる。
- 一五、恥かしいながらも珍らしいといつた風とよく似てゐますねえ。
- 一六、愉快する「げ」はけらく(快樂)の「け」漢語をサ變の動詞にしたもので 愉快がること
- 一七、馬鹿けてをかしいけれども
- 一八即ち繁樹序に「おのれは故太政の大臣貞信公の藏人の少將と申ししをりの小舎人わらは大犬丸ぞかし」とあつた。
- 一九、一首の意明らかだ さて「大鏡」の書名はこの二首がその鮮題に相當する。
- 二〇、鏡度もよくよみあげて文句を捻つて返しをして
- 二一、この古鏡は御歴代のことも次々とかくれなくこれまで知れなかつたことまでも新たに見える重寶な鏡でありませうか、あゝ(とサ、あな

次の御をちと申すは、内大臣にて左大将かけておはします。つぎの御をちと申すは、大納言春宮大夫、中宮權大夫、中納言などさまくにておはします。かやうにおはしましあへば、御後見おほくおはします。昔も今も帝かしこしと申せど臣下のあまたして傾け奉る時は、傾き給ふものなり。さればただ一天下はわが御後見のかぎりにておはしませば、いと頼もしくめでたき事なり。昔一條院の御なやみの折、仰せられけるは、「すべからくは次第のままに、一の皇子をなむ東宮とすべけれど、うしろみすべき人のなきにより思ひかけず。されば二の宮をば立て奉るなり。」とおほせられけるも、此の當帝の御事よ。げにさる事ぞかし。

帝の御次第は申さでもありぬべけれど、入道殿下の御榮華も、なにより開け給ふぞとおもへば、まづ帝後の御ありさまを申すなり。植木は根をおほしてつくりたてつればこそ、

枝もしげりて木の實もむすべや。しかればまづ帝王の御つづきをおぼえて、次に大臣の御つづきはあかさむとなりといへば、大犬丸をとこ、「いでく」といみじうめでたしや。こちらのすべらぎの御ありさまをだに、鏡をかけ給へるに、まして大臣などの御事は年頃やみにむかひたるに、朝日のうららかにさし出でたるにあへらむこちもするかな。又翁らが家の女どものもとなるくしげの鏡の影みえがたく、とぐわざもしらず、うちはさめておきたるにならひて、あかくみがける鏡にむかひてわが身のかたちうつるに、かつはかけはづかし、又いとめづらしきにも似たまへりや。あな興ありのわざやな更に翁二十年の命はけふのびぬる心ちし侍り。」といたくゆげするを、見きく人々、をこがましうをかしけれども、いひつづくる事どもは、おろかならずおそろしければ、物もいはでみなさきさむたり。

たがそのやうに讚美して下さると、マアこんな風に自惚れたくなりませうよ) この二首によつて作者は拾遺補缺と是非々の抱負をほのめかしたと謂はれてゐるが愚考は唯文學的に見て讀者の興味を惹く効果的な技巧だと思ふ。

二二、當世はやりの五稜鏡や八稜鏡「あふひ」は葵の葉のやうに五つの角の出た形の鏡を蒔繪の奩や螺鈿(青貝をすりこめた漆器)の奩

二三、さすが満更でもなさそうなので

二四、日本書紀は官撰國史の始めだから正式の國史の意に云ふ 此邊の口吻は作者が本當に老人に成り切つて居てどうしても中年以後の人だと思はれる

二五、謹禮崇拜の表情態度

二六、まじめな心

二七、一乘法即ち法華經が唯一無二なるが加く我道長公は空前絶後であるとの意 佛典の所謂一乘法とは衆生を載せ運んで彼岸の佛果を得しむる教典は華嚴經でも阿彌陀教でも法華經でも一乘法と謂ふのだが當時は天台宗勃興の時専ら法華經をさす 殊に今日はその説經のある 菩提提講であるといふので作者が工夫した修辭も宜しい 法華經方便品に「十方佛土中 唯一有

一、法華經方便品に「十方佛土中 唯一有

二八、尊き御佛の教へ即ち經典や高僧の遺文をい

二九、魚の卵は多くとも本當の魚と生ひ立つものは少い菴羅といふ植木は(花は多いが大抵はあだ花で)果實を結ぶことは少い 「いを」は魚

「あんら」は

夏梨(大日經疏)

梨の類(本草)

奈(大智度論)

奈(奈女奢婆經)

花欄(佐藤氏詳解)

花欄(同上)

など色々説があるが不明だ 要するに佛典にある南國の果樹である 涅槃經第十三「譬如魚母多胎子成熟者少如菴羅花多果少」とあるを引く佛教に徹底することの困難と選ばれた人の尊さを説いたもの

三〇、この大切な道長公こそ

三一、ととのへ(調)の約 心を純粹無雜にして氣をおちつけて とつくりと 枕草子三「耳を

大犬丸をとこ、「いできき給へや。歌ひとつつくりてはべり」といふめれば、世繼、「いと興ある事なり。」とて、「うけたまはらむ。」といへば、繁樹いとやさしげにいひいづ。

あきらけき鏡にあへばすぎにしも今ゆくすゑの事もみえけり

といふめれば、世繼いたく感じて、あまたたび誦してうめきて返し、

すべらぎのあともつきく、かくれなく新たに見ゆるふる鏡かも

「今やうのあふひ、八つ花形の鏡、まき繪、螺鈿のはこにいれたるにむかひたる心ちしたまふや。いでやそれはさきらめけど曇りやすくぞあるや。いかにいにしへの古代の鏡はかねしろくて人手にふれねど、かくぞあかき。」など、したりがほに笑ふ顔つき繪にかかまほしく見ゆ。あやしなから、さすが

なるけつきて、をかしくまことにめづらかになむ。

世繼、「よしなし事よりは、まめやかなる事を申し出でむ。

よくくたれもくきこしめせ。けふの講師の説法は、菩提の爲とおぼし、又翁らが説く事は、日本紀をきくとおぼすばかりぞかし。」といへば、僧俗、「げに説經説法おほくうけたま

はれど、かく珍らしき事宜ふ人は、さらにおはせぬなり。」とて、年老いたる尼法師ども、額に手をあてて信をなしてきき

むたり。「世繼はいとおそろしき翁にはべる。眞實の心おはせ

かべたててもちてはべる翁なり。目にも見、耳にもききあつ

めて侍る萬のことの中に只今の入道殿下の御ありさま、古を

きき、今を見はべるにも、二もなく、三もなくならびなくは

かりなくおはします。たとへば一乗の法の如し。御ありさま

となへて聞くに

- 三二、仰せ一々御尤で一言も異議はござらぬ
- 三三、一、阿倍倉梯麿 二、巨勢徳太古 三、蘇我赤兄臣 四、多治比賣人島 五、石上朝臣麿 六、長屋王 七、藤原武智麿 八、橘諸兄 九、藤原永手 一〇、魚名 一一、冬嗣 一二、緒嗣 一三、源常 一四、信 一五、融 一六、良世 一七、時平 一八、仲平 一九、忠平 二〇、實頼 二一、源高明 二二、師尹 二三、在衡 二四、源兼明 二五、頼忠 二六、源雅信 二七、源重信 二八、道長 二九、顯光 三〇、頼光
- 三四、一、蘇我山田石川麻呂 二、大伴長徳連 三、蘇我連子臣 四、中臣金連 五、安倍御主人 六、石上朝臣麻呂 七、豊成 八、不比等 九、長屋王 一〇、武智麻呂 一一、橘諸兄 一二、豊成再任 一三、永手 一四、吉備眞吉備 一五、中臣清麻呂 一六、田麻呂 一七、是公 一八、繼繩 一九、神王 二〇、内麻呂 二一、關人 二二、冬嗣 二三、緒嗣 二四、清原夏野 二五、三守 二六、源常 二七、橘氏公 二八、良房 二九、良相 三〇、氏宗

ど始め終りめでたきことは、えおはしまさぬことなり。法文聖教の中にもたまへるなるは、魚の子多かれど、まことのいをとる事はかたし、奮羅といふうる木あれど、このみを結ぶ事かたし。」とこそは、説き給ふなれ。天下の大臣公卿の御中に、このたからの君のみこそ、世に珍らかにおはすめれ。今行末もたれの人かかばかりはおはせむ。いとありがたくこそ侍れや。たれもく心をとなへてきこしめせ。世にある事は何事を見のこし聞きのこし侍らむ、この世繼が申す事どもはしも知りたまはぬ人々多くおはすらむとむ思ひはべる。」といふめれば、「すべてく申すべきにも侍らず。」とてききあへり。

世はしまりてのち大臣みなおはしけり。されど左大臣右大臣内大臣太政大臣と申す位、天の下になりあつまり給へる、かぞへてみなおぼえて侍り。世はしまりて後、いまに至るま

で、左大臣三十人、右大臣五十七人、内大臣十二人なり。太政大臣は古の御門の御代には、たはやすくおかせ給はざりけり。あるひは、帝の御おほち、あるひは、御門の御をぢぞなり給ひける。

- 三一、基經 三二、源多 三三、良世 三四、源能右 三五、菅原道眞 三六、源光 三七、忠平 三八、定方 三九、仲平 四〇、恒佐 四一、實頼 四二、師輔 四三、顯忠 四四、源高明 四五、師尹 四六、在衡 四七、伊尹 四八、頼忠 四九、源雅信 五〇、兼家 五一、爲光 五二、源重信 五三、道兼 五四、道長 五五、顯光 五六、公季 五七、實資
- 三五、一、中臣鎌子連 二、中臣鎌足 三、良繼 四、魚名 五、高藤 六、兼通 七、道隆 八、道兼 九、伊周 一〇、公季 一一、頼通 一二、教通

のつもりであらうけれども鎌子は内大臣に任命せられないし、鎌足の内臣は左右大臣の上位にあつたから實質的に觀ては寶龜二年三月藤原良繼以下十人である。形式的には寶龜八年から内大臣の官名が定まつて寶龜九年三月卅日に「忠臣」と改名されて翌十年正月再び内大臣と名を復活させられた。内大臣なるものには三種あつて

一は左右大臣の上に位する内臣
二は普通所謂内大臣で左右大臣の次に位する

又しかの如く帝王の御おほち、をぢなどにて、御うしろみし給ふ大臣納言、かずおほくおはす。うせ給ひて後贈太政大臣などになり給へるたぐひ、あまたおはすめり。さやうのたぐひ七人ばかりやおはすらむ。わざとの太政大臣はなりがたく、すくなくぞおはする。神武天皇より三十七代にあたり給へる孝徳天皇と申す帝の御代にや、八省百官左右大臣内大臣なりはじめ給へらむ。左大臣には安部の倉橋麻呂右大臣には蘇我の山田の石川麻呂、これは元明天皇の御おほちなり。石川麻呂の大臣、孝徳天皇位に即き給ひての元年乙巳大臣になり、五年己酉東宮のために殺され給へりこそは、これはあ

もの

- 三、は明治十八年二月に制定せられた現行の内大臣で府中とは離れて宮中に奉侍して御璽國璽を尙蔵する常侍輔弼の親任官
- 三六、通長を入れて十四人である
- 一、大友皇子 二、高市皇子 三、仲麻呂 四、道鏡 五、良房 六、基經 七、忠平 八、實綱 九、伊尹 一〇、兼通 一一、頼忠 一二、兼家 一三、爲光 一四、道長
- 三七、又そのやうに 上文天皇の御縁故によつて太政大臣となる人があつたやうに同じく天皇の御縁故によつて大臣納言となつて輔弼の任に當る方々も亦澤山おありになる
- 三八、贈官でなく現任官としての太政大臣には
- 三九、大寶令制定する所の太政官所轄の中務式部治部民部刑部兵部大藏宮内の八省をいひ現行内閣各省の淵源をなすもの尙外に神祇官や彈正台や六衛府などがありそれ等に奉職する人々凡てを百官といふ
- 四〇、これは餘り上代のことに関する
- 四一、内外細大の制度を規定したものを令といひ令の内官制に関するものを職員令といふ

- 一、近江令 持統三年
 - 二、大寶令 大寶二年
 - 三、養老令(古令・前令)養老二年
- の内一二は傳はらず三だけが傳はつて清原夏野の令義解以來幾多の註解研究がある。
- 四二、並一通の人では出来ない 此に相當する職員令の本文は「太政大臣 右師範一人 儀刑四海 經邦論道 變理陰陽 無其人 則闕」
 - 四三、閑院家の祖公季(師輔の十一男下文その人の傳参照)
 - 四四、諡號は「おくりな」で「いみな」は「諱」と書く 作者用字の誤であらう(若くは「後の御諡」の異か?)
 - 四五、高市皇子は天武天皇を輔けて戦功のあつた方で持統天皇第十年に薨去萬葉二挽歌にそれを哀しんだ人麻呂の長歌があるが諡のことは何も沙汰がない。
 - 四六、所は高貴の方々をかぞへる單位の助數詞
 - 四七、大化三年十二月七色十三階の制を建てられたその最高位が大織冠(次は小織冠大織冠等)で後の正一位に相當することはその位に叙せられた鎌足公のこと

七二
まりあがりたることなり。)内大臣には中臣の鎌子の連なり。

(年號いまだあらざれば月日申しにくし。)又三十九代にあたり給へる帝、天智天皇こそは、はじめて太政大臣をば任じたまへりけれ。それはやがてわが第四の皇子におはします大友皇子なり。正月に太政大臣になり、同じ年十二月二十五日に位につかせ給ふ。(天武天皇と申しき。代をしらせ給ふこと十五年。)

神武天皇より四十一代に當らせ給ふ持統天皇、また太政大臣に高市皇子をなし給へり。天武天皇の皇子なり。この二人の太政大臣、一人はやがて帝となりたまへり。高市皇子は大匠ながらうせ給ひにけり。その後太政大臣いと久しくたえたまへり。だだし職員令に太政大臣には臆氣の人はなすべからず、その人なくばたゞにおかるべし。とこそあなれば、おぼろげの位にははべらぬにや。四十二代にあたりたまふ、文

武天皇の御時に、年號さだまりて大寶元年といふ。

文德天皇の齊衡四年丁丑二月十九日、帝の御をぢ、右大臣従一位藤原良房のおとど、太政大臣になりたまふ。御とし五十四。この大臣こそは、はじめて攝政もしたまひつれば、やがてこの殿よりして今の閑院の大臣まで太政大臣十一人つづき給へり。ただしこれよりさき、大友皇子高市皇子くはへて十三人の太政大臣なり。太政大臣になり給ひぬる人は、うせ給ひて後必ず諡號といふものあり。されども大友皇子やがて帝になりたまへり。高市皇子の御いみなおぼつかなし。又太政大臣といへど、出家しつればいみななし。さればこの十一人つづかせ給ひたる太政大臣二所は出家し給ひつればいみなおはせず。この十一人の太政大臣たちの御次第ありさま、はじめ終り申し侍らむとおもふなり。流れをくみて源をたづねてこそは、よくはべるべきを、大織冠よりはじめ奉り

四八、藤左子左大臣冬嗣のこと 藤原左大臣公の義
四九、次章の承接を滑らかにすると共に道長禮讃の
前文、無二亦無三に照應して文を収めた筆致

本文、乙、攝關大臣

(一) 一、左大臣冬嗣
史記の體と同様帝王世紀に準へて以上十三歴代を記したから以下二十列傳をあげたもの
一、贈太政大臣正一位眞爾男 母は安部常丸女世に長岡のおとどといふ
二、三男 郎は男の義元支那で謂つた 一郎(太郎)二郎(次郎)三郎など後世まで男兒の命名に用ゐる。

て申すべけれど、それはあまりあがりてはべり。このきかせ給はむ人々もあなづりごとには侍れど、何事ともおぼされざらむものから、ことおほくて講師おはしなば口惜し。されば帝王の御事も、文徳の御時より申して侍れば、その帝の御おほちの鎌足のおとどよりは第六にあたりたまふ。世の人はふぢさしと申すこと冬嗣のことかそこそは申すめれ。
その冬嗣のおとどより申し侍らむ。その中に、おもふに、ただ今の入道殿、よゝすぐれさせ給へり。

一 左大臣冬嗣

このおとどは、内麻呂のおとどの三郎。御母は正六位上飛鳥部奈止麻呂の女なり。公卿にて十六年。大臣の位にて六年。田邑の御おほちにおはします。かるがゆゑに嘉祥三年庚午七月十七日贈太政大臣になり給へり。閑院の大臣と申す。このおとどは、大方をのこ子十一人おはしたるなり。されど、く

三、一本に此句なし又一本に「奈良麗女」後紀は眞夏の女

四、弘仁二、正、一(一四七一)―天長三、七、二四(一四八六)十六年(此中には大臣在任をもふくむ)

五、弘仁一二、正、一(一四八一)―天長三、七、二四、(一四八六)六年 六、御おほち(大父)の約御祖父(グランドファザー・グロスファーターと同じ成語だ)
一丁 金岡が水石を疊み静閑な住ひであつたから閑院といふ冬嗣の邸で後に公季が傳領した。 九、凡べて 此語中古文によくあるが意味は使ひ場處によつて少しづつちがつてをる(あらまし・凡そ・てんで又は單に軽く添へたもの等) 一〇、澤山こてくとした 語原不明或ひは「許々多許々多しき」か? 作者はここでこんなことを謂つて居るが段々進んで藤原氏が外戚の間をつくる段になると初一發に女兒のことを記して後に男兒に及んで居るのも面白い。

(を) 一、太政大臣良房

一、清和天皇は明子の皇子で明子は良房の女
二、正傳以外に加傳として賜はる手當 准三宮や大臣を優遇せられる制度
三、藤原氏の大臣は不比等の淡海公始め代々謚號を賜はつた
四、白河に邸宅があつたからであらう、下文に葬つたのも此處とある
五、染殿に邸宅があつたから
六、文徳の母后順子は良房の同胞

だくしき女子たちの事は、くはしく知り侍らず。ただし田邑の帝の御母后、太政大臣長良のおとど、太政大臣良房のおとど、右大臣良相のおとどは、ひとつ御腹なり。

一 太政大臣良房

このおとどは、左大臣冬嗣の次郎なり。天安元年丁丑二月十九日太政大臣になり給ふ。同じ年四月十九日從一位、御とし五十四。水尾の御門は御孫におはしませば、即位の年攝政の詔ありて、年官年爵賜はり給ふ。貞觀八年丙戌關白にうつり給ふ。御とし六十三。うせ給ひて後の御謚號、忠仁公と申

七、太皇太后 皇太后 皇后の三宮に准じて年給を賜はること 皇族宮妃外戚又は大ら等の優遇法で宣旨を以てその旨仰せ下される。じゆんさんぐう・じゆんさんぐう・じゆんさんぐう・じゆんさんぐう などいふ。

八、天安二(一五一八)八月廿七日清和帝御踐(神と同時か?)—貞觀一四、九、二(一五三二)十五年

九、承和元七、戊午(一四九四)—貞觀一四、九、二(一五三二)三十九年 本文「九」の字が脱けたのか? 短觀抄に此を疑つてある

一〇、嘉祥元、正、一〇(一五〇八)—貞觀一四、九、二(一五三二)二十五年

一一、和歌もお味になりました。古今集にも澤山ありますわ 最後の「は」は感歎詞である。

(此を説明助詞とすると倒置句となつて違ふ) 良房の歌はこの一首だけが古今集にあるが左註良房作といふのが他に所々ある。

一二、御會心で 心樂しむことを「心ゆき」といふ漢語の神往魂馳などと同じいひ方

一四、「花がめ」と切る「櫻の花、かめに」としない 此頃はまだ生花の細かな作法は發達して

す。又白河の大臣、染殿の大臣とも申しつたへたり。但しこのおとくは、文徳天皇の御をぢ、太皇太后宮明子の御父、清和天皇の御祖父にて太政大臣准三宮の位にのぼらせたまひ年官年爵の宣旨くだり、攝政關白などし給ひて、十五年こそおはせしか。おほかた公卿にて三十年、大臣の位にて二十五年ぞおはせし。此の殿を藤氏のはじめて太政大臣攝政し給ふめでたき御有様なり。

和歌もあそばしけるにこそ、古今にもあまた侍るめるは、さきのおほいまうちぎみとはこの御事なり。多かる中にも、いかに御心ゆき、めでたくおぼえてあそばしけむと、おしはからる。御むすめの染殿の後の御まへに、櫻の花かがにさされたるを御覽じて、かくよませ給へるにこそ。

年ふればよはひは老いぬしかはあれど花をし見れば物思ひもなし

后を花にたとへ申させ給へるにこそ。かくれ給ひて、白河にをさめたてまつる日、素性ぎみのよみたまへりしは、

血のなみだ落ちてぞたぎつ白河は君が世までの名にこそありけれ

みな人しろしめしたらめど、物を申しはやりぬればさを侍るかくいみじきさいはひ人の、子のおはしまさぬこそくちをしけれ。御このかみの長良の中納言ことの外にこえられ給ひけむをり、いかばかりからうおぼされ、又世の人もことのほかに思ひ申しけめども、その御末こそ、今にさかえおはしますれば、ゆく末はことの外にまさり給へりけるものを。

二〇、「子の上」即ち兄君。 二一、長良中納言は官位を弟君良房公に超されてどんなにつらく思召したでせう。ですけれども。 二二、御子孫は大さう御榮えになりましたのに(それに御在世中は今申したやうな不遇に居られました)長良の子孫以後はこの一族が一番時めいた。

一、右大臣良相

(3) 一 右大臣良相
一、天安元、二、一九(一五一七)—貞觀九、一

むないから唯大きな花瓶に櫻の折杖を恰好よく挿されたものと見える。

一五、多くの年を暮らし暮いて来たこととて我が年齢も大分老いたけれどもさきのさかりの此花を見るとそんなことも何も忘れて何の屈托もなく気がのびくとして楽しい。下文にある通り「花は明子の御榮えをよそへたので 美しい后と美しい花とに我身の頹齡を忘れて満悦に浸つた作者良房の風貌まさしくと見るやうな好味である。

一六、京都市外白川の邊今の岡崎村に良房の邸があつて後法相寺となつたその近くへ葬つたものと見える

一七、素性法師は俗名良岑玄利といひ僧正遍昭の子で有名な歌人又能筆であつた

一八、公に死に訣れて悲しみの爲めに血涙がおちてたぎつて流れて居るから白河の白といふ名は最早ふさはしくないこの名は我良房御在世中までの名とすべきであつたわい

一九、つひ話に興がのつてこんなになすのです。 二〇、「子の上」即ち兄君。 二一、長良中納言は官位を弟君良房公に超されてどんなにつらく思召したでせう。ですけれども。 二二、御子孫は大さう御榮えになりましたのに(それに御在世中は今申したやうな不遇に居られました)長良の子孫以後はこの一族が一番時めいた。

- 〇、一〇(一五二七)十一年
- 二、三條北朱雀西に邸宅があつたから
- 三、三善清行の第八子母は嵯峨帝の孫女 定額は勅願寺の定員の僧
- 四、御祈禱の師 但淨額は良相慶後廿五年寛永三年生れであるから これは人違ひ
- 相良の薨去 貞觀九(一五二七)
- 淨藏の出生 寛平三(一五五一)
- 五、又千手眞言とも大悲の呪とも謂ふ 千手製世普菩薩を念ずる咒文 「南無唱囉但那哆囉夜囉南無阿唎囉 婆盧羯帝薩囉囉囉(ナムカラタン ナウタラヤヤ ナムアリヤーバロ カテラハハラヤ)」
- 六、清和天皇の女御正二位多美子
- 七、ときつら 大納言正三位 母は大枝乙枝女
- 車頭・三、輔國 主殿頭・四、萬世 内藏助
- て 宮内省の被管 治病薬園醫務官の監督等を司る。
- 從五位下四位五位諸大夫の功勞者から拔擢して任命する 寮は大内裏達智門の内茶園の西に在つて 職掌は御庭の掃除、御沐浴、供御の御興、蒙、帷、帳、燈燭、松柴、炭燧等。
- 長良は長男 良相は五男。 一二、その不調法の故だと思はれます。
- (4) 一 權中納言從一位左兵衛督長良
- 一、承知一一、正(一五〇四)―奇衛二一、七、

このおとどは、冬嗣のおとどの五郎、御母白河の大臣におなじ。大臣の位にて十一年、贈正一位西三條大臣と申す。淨藏定額を御祈りの師にておはす。千手陀羅尼の驗徳かうぶりたまへる人なり。此の大臣の御女子の御事よくしらず、ひとりぞ水尾の御時の女御、をのこ子は、大納言常行の卿と聞えし。御子二人おはせしも、五位にて典藥助、主殿頭などいひて、いとあさくてやみ給ひにき。かくばかり末さかえ給ひける中納言殿をやへやへの御弟にて、越え奉り給へりける御あやまちにやとこそおぼえ侍れ。

- 八、尊卑分脈には四子とあり 典藥助はない。一、繼 陰陽頭、二、演世 兵典藥寮の二等官で正六位上相當典藥寮は大内裏談天門の北 左馬寮の東に在つて
- 九、主殿寮(とのもれう、とのもりのつかさ、とのづかさ)の長官
- 寮は大内裏達智門の内茶園の西に在つて 職掌は御庭の掃除、御沐浴、
- 一〇、大さう低い御地位で、 一一、彌重々々の弟 ずつと下の弟

一、權中納言從一位左兵衛督長良

- 三(一五一六)十三年
- 二、近衛中室町東とも覺河南東洞院西一丁ともいふ 基經の住邸で子仲平に傳へ轉々して道長の二女妍子皇后がお住みになつた。元慶元年左大臣道贈の時基經が己に此處に住んでゐたからの稱呼であらう。
- 三、藤氏系圖には七男一女 國經・基經・高經・清經・藤原・高子・弘經 尊卑分脈には七男三女。
- 四、傳次にある。

この中納言は冬嗣のおとどの太郎、母は白河大臣西三條大臣に同じ。公卿にて十三年。陽成院の御時に御おほちにおはするが故に、元慶元年丁酉正月に贈左大臣正一位、又贈太政大臣枇杷の大臣と申す。この殿の御をのこ子六人おはせし、その中に基經の大臣すぐれ給へり。

一、太政大臣基經

- (5) 一 太政大臣基經
- 一、穩子 六十一代參照
- 二、魚名の三男末茂の子 紀伊守從五上 仁和元年三月に正一位太政大 道贈
- 三、夫人は大寶令の制で妃の次位で天皇の御寢に侍する方定員三人で多くは大皇の子女から御入内王朝に入つてからは女御更衣といふ名稱が代位した その内皇子をあげた方を大夫人といふけれどもこの書様で祭すると 大夫人は貴女に對する一種の稱號のやうにもある。
- 四、第五十七代參照
- 五、貞觀六、正、一五(一五二四)―寛永三、正

このおとどは、長良の中納言の三郎におはす。このおとどの御むすめは、醍醐の御時の后、朱雀院並に村上二代の御母后に 坐す。此の大臣の御母は、贈太政大臣總繼の女、贈正一位大夫人乙春なり。陽成院位につかせたまひて、攝政の宣旨かうぶり給ふ、御年四十一。寛平の御時、仁和三年丁未十一月二十一日關白にならせ給ふ。御年五十六にて寛平三年正月十三日うせさせ給ひにき、御いみな昭宣公と申す。公卿に

- 一三(一五五一)廿八年である。
- 六、貞觀一四、八、二九(一五三二)―寛平三、正、一三(一五五一)廿年
- 七、攝政として國家統治の大任を代理せられること十幾年かとおぼえます。
- 貞觀一八、一一、二九(一五三六)―寛平三、正、一三(一五五一) 十六年間攝政
- 八、下文にあるやうに堀河に邸があつたから
- 九、總繼——澤子——光孝天皇
- 乙春——基經
- 一〇、善策 元は馬を御する職轉じては一篇の文章詩歌を引ききたす 名句、更に轉じて人物の聰明なこと、ここも最後の意。
- 一一、ああ見上げた方だなあ
- 一二、任大臣の披露の宴
- 一三、大饗の時の主座の正客
- 一四、給仕
- 一五、御殿油 みあかし
- 一六、徐ろに そつと
- 一七、低い地位
- 一八、よくも消されたもんだなあ よくも氣轉をきかせられたこと―

て二十七年、大臣の位にて二十年、世をしらせ給ふ事十餘年かとおぼえ侍る。世の人堀河の大臣と申す。

小松の御門の御母、この殿の御母のはらからにはおはします。さて見より小松の御門をば親しく見奉らせ給ひて、ことにふれて、きやうさくにおはしますを、あはれ君かなと見奉らせたまひけるが、良房のおとどの大饗にや、昔は親王たち必ず大饗につかせ給ふことにて、わたらせ給へるに、雉の足は必ず盛る物にて侍るを、いかがしけむ、尊者の御前にとりおとしてけり陪膳する人親王の御前のをとりて、まどひて尊者のおまへにすうるを、いかがおぼしめしけむ、おまへの御となぶらを、やをらかい消たせ給ひける。この大臣はそのをりは下臈にて座の末にて見奉らせ給ふに、いみじくもせさせ給ふものかなと、いよいよ見めで奉らせ給ひて、陽成院ありさせ給ふべき陣の定めに、さぶらはせ給ふ融のおとどやんごと

一九、陣は六衛の武官の詰所で

- 左近衛 日華門内
 - 右近衛 月華門内
 - 左衛門 建春門内
 - 右衛門 宜秋門内
 - 左兵衛 宜陽門内
 - 右兵衛 陰明門内
- とあるが、併しここはそれ等の謂ではなく別に百官列座の評議の席といふことであらう 陣は陣と同じく列ぶといふ意
- 二〇、嵯峨天皇第十二皇子御母は正四位大原奈子貞觀十四年八月廿五日左大臣 源姓を賜はつて臣下に列す。邸は五條の河原院に在つて世に河原左大臣といひ文雅を以て聞えた
- 二一、どうしてそんなに被此評議することがあらう。
- 二二、天皇の御子といつても 姓を賜はり 臣下として仕へてゐて皇位についた例がありませんか? 決してありません
- 二三、光孝天皇の御裔もつと永く續かせられ 基經公の御子孫も永く榮えさせられて
- 二四、前の世からの約束事でいらせられたのだから

なくて、位につかせ給はむ御心ふかくて、いかに、近き皇胤をたづねば、融らも侍るは。」といひ出でたまへるを、この大臣こそ、「皇胤なれど姓を賜はりてただ人にてつかへて、位につきたるためしやある。」と申し出でたまへれ。さもある事なれば、この大臣の定めにによりて、小松の帝は位につかせたまへるなり。帝の御末も、遙かにつたはり、大臣の末もともにつたはりつつ、うしろみ申し給ふ。さるべく契りおかせたまへるにやとぞ思ひ侍る。

大臣うせ給ひて、深草の山にをさめ奉る夜、勝延僧都のよみたまへる、

うつせみはからをみつつもなぐさめつ深草の山けぶりだにたて

又上野の峯雄といひし人のよみたる、

深草の野べのさくらし心あらば今年ばかりはすみぞめにさ

うかと思ひます。

二五、伯耆守紀宗定の子 大和守行廣の子 延喜二年二月十八日入滅七十五歳 僧都は僧侶の最高官

二六、蟬ははかないといつても殺を見つづも忍ぶことが出来る(然るに我基經公の薨去は一度茶毘に附しては何等忍ぶよしが無い) ああ(公を葬つた) 深草の山よせめては煙だけなりとたせよかし うつせみは「空蟬」元來は蟬のぬけがら だがこゝははかない蟬の意

二七、傳記不詳

二八、深草の野邊の樓よ 若し吾々に同情するならば我基經公の逝きました今年寛平三年の春だけはいつものはでな賑やかな様を變へて喪服と同じ墨染色に咲いてくれよ

以上二首共に古今集哀傷の部に在つて當時人口に膾炙した殊に後の峯雄の歌には無心の樓も感動して後世までも深草の墨染樓といふがあつたといふ

二九、第六十八代の四三と下文とを参照

三〇、晴の用途面だつた來客用

三一、陰陽道でいふ外出を忌む日謹慎閉居して災

厄をさける。

三二、地勢

三三、橋の兩端の男柱の上の飾りの擬寶珠(ぎばしゆ)

三四、外の上達部(三位以上の上卿)

三五、外の御邸宅では

三六、東西二町南北三町の宏大な御邸で頼通の仕邸榮花巻九駒くらべに

「この世には冷泉院 京極殿などをぞ人おもしろき所と思ひたるに この高陽院殿のありさまこの世のことと見え 海龍王の家などこそ四季は四方に見ゆれ この殿はそれに劣らぬさまたり 例の人の家づくりなどにも違ひたり殿殿の北南西東などには皆池あり中島に釣殿たてさせ給へり 東の對をやがて馬場のおとどにさせ給ひて その前に北南さまに 馬場させ給へり 日も通におもしろくめでたきこと心も及ばずまねび盡すべくもあらず をかしうおもしろしなどはこれをいふべきなり」と見ゆ 繪などよりはこれを見所をりておもしろし 尙この次の高陽院歌合の序(善滋爲政作)にも筆を極めて激賞してゐる。 三七、氣脈され「け」は接頭語 腰倒されて。 三八、町を四つ併せた廣さだから實は方二町。 三九、拾芥抄中卷第二十に「冷泉院 大炊御門南堀川西條峨天皇御宇 此院累代後院弘仁亭本名冷然院云云 而依「火災」改「冷」字爲「泉」天曆御記、然者改「冷」然「爲」冷「泉」也 四〇、世が末になるにつれて以前よりも優れた事はか

け」などは古今に侍ることどもぞかしな。

御家は堀河院と閑院とにすませ給ひしを堀河院をば、さるべき事のをり、はれくしき料にせさせたまひ、閑院をば御物忌や、又うとき人などは參らぬ所にて、さるべくむつまじくおぼす人ばかりを、御供にさぶらはせて、わたらせ給ふをりおはしましけり。堀河院は地形のいといみじきなり。大饗のをり、殿ばらの御車のたちやうなどよ。尊者の御車をば、川より東にたて、牛はみ橋のひらき柱にひきつなぎ、こと上達部の車をば、川よりは西にたてたるがめでたきとぞ。尊者の御車の別にことに見ゆる事は、こと所はえ侍らぬ物をやと見たまふるに、この高陽院殿にこそおされてはべるめれ。方四町にて、四面に、大路ある京中の家は、冷泉院のみとこそ思ひさぶらひつれ。世の末になるままに、まさる事のみ出でまうでくるなり。

この昭宣公の大臣は、陽成院の御をぢにて、宇多の帝の御時、准三宮の位にて、年官年爵をえ給ひ、朱雀院ならびに村上のおぼぢにておはします、世おぼえやんごとなしと、申せばおろかなりや。御をのこ子四人おはしましき。太郎左大臣時平、次郎左大臣仲平、四郎太政大臣忠平といふに、繁樹がけしき異になりて、まづうしろの人の顔うち見渡して、「それぞいはゆるこの翁が寶の君貞信公に坐します」とて、扇うちつかふかほもち、ことをかし。三郎にあたらせ給ひしは、従三位して宮内卿兼平の君と申してうせ給ひにき。さるは御母忠良の式部卿の親王の御むすめにて、いとやんごとなくおはすべかりしかど、この三人の大臣たちを世の人三平と申しき。

りが出来るやうだ 生活の程度は世と共に高まつて行くとの意。
 四一、長良——基經
 高子^{高子}陽成天皇
 四二、基經——穩子^{穩子}朱雀天皇
 村上^{村上}天皇
 四三、世の信望が一通でないなどいふ處の段ではありません。
 四四、繁樹の様子がころりとかはつて、
 四五、ソレソレその
 四六、忠平の謚號。
 四七、得意の扇をはためかして「どんなもんだい」といつた調子 此邊のをかしみと序に對する筋の連絡がうまく出来て居る。
 四八、母は二品式部卿忠良親王女 從三位宮内卿承平五年七月廿八日薨六十一歳 宮内卿は宮内省の長官宮内省は太政官の東 大炊寮の西に在つて帝室の御用度御料地 諸國よりの調物等凡て宮中大小の庶務を掌る この兼平は又琵琶の名手で世に琵琶宮内卿と稱した。

(6) 左大臣時平

- 一、菅公の左遷
- 二、昌泰二年十二月十四日左大臣 廿八歳
- 三、參議從三位刑部卿菅原是善の三男で國史上有名な人 母は大伴氏、藤原國の盛な時に單なる一文官から出て 大臣の地位についたものは公唯一人であつた その任命は昌泰二年二月十四日五十四歳 官名は支那風に左を上 右を下とするから右近衛よりも左近衛はまさり 右大臣

一、左大臣時平

一菅公の左遷

このおとどは、基經のおとどの太郎なり。御母四品彈正尹人康親王の御女なり。醍醐の帝の御時、このおとど左大臣の位にて、年いとわかくておはします。菅原のおとどは右大臣の位にておはします。

そのをり帝御年いとわかくおはします。左右大臣の政行ふべき宣旨くださしめ給へりしに、そのをり左大臣御年二十八

よりも左大臣が上であつたが 體験と學才に富んだ老練家の道眞から見れば時平などはホソの世間知らずの坊ちゃんといふ格でもあつたらう 左遷悲劇の危機は斯うして孕まれたものだといふことは本文を味讀するとよくわかる。

- 四、十三歳 醍醐天皇は仁和元年(一五四五)正月十八日御降誕 寛平九年(一五五七)七月十三日に御即位
- 五、才能
- 六、御心ばへ
- 七、主上の御信任も
- 八、不安に思はれたのに
- 九、然るべき御すぐせであらせられたものと見え(愚考 時平一味讒構の次第を通常の國史以上で把握別決すべきだのに佛教的な宿命觀で片附けたのは少し飽かぬ心地がする)
- 一〇、太宰府の長官(帥)に次ぐ地位だが實は右大臣を流しものにする名義に過ぎない。名のみあつて實務のない官である。職原抄に「爲大臣之人左遷之時任權帥然而不可知府務也」と安和の西宮高明も此と同例だ。
- 一一、男女兒凡て廿三人あつたが主なのは次の七

九ばかりなり。右大臣の御とし五十七八ばかりにやおはしませしけむ。ともに世の政をせしめ給ひし程に、右大臣はさえ世にすぐれ、めでたくおはしませし、御心おきても、ことの外にかしこくおはします。左大臣は御年も若く、さえもことのほかに劣りたまへるによりて、右大臣御おぼえことの外におはしましたるに、左大臣やすからずおぼしたる程に、さるべきにやおはしけむ、右大臣の御爲に、よからぬ事いできて、昌泰四年正月二十五日太宰權帥になし奉りてながされ給ふ。

このおとど子どもあまたおはせしに、女君たちは婿どりしをとこ君たちは、みなほどほどにつけて、位どもおはせしをそれもみな方々に流され給ひて悲しきに、幼なくおはしける男君女君たち、慕ひなきておはしければ、ちひさきはあへなむと、おほやけもゆるさしめ給ひしかば、ともにゐてくだり給ひしぞかし。帝の御おきてきはめてあやにくにおはしませ

男三女である。

高貴 從五位上行右少辨

淳茂 從五位下式部大進

景行

景鑿

淳茂 正六位下文章得業生この子孝標孝標の

女は有名な更科日記の作者

善風 俊茂 藏人正六位上

宣茂

滋麻

寧子尙侍

齊世親王室

欣子 宇多女御

一二、公を慕つて泣いて居られたから

一三、幼いものは大目に見よう「あへなむ」は「堪へなむ」

一四、非常に意地悪く定められてゐたので

一五、とにつけ かくにつけ

一六、道眞は日頃梅を愛好し、その邸を紅梅殿と名づけて庭に紅梅を栽ゑて樂しんだ。

一七、汝我が年頃愛した梅よ、我は今遠く西の國に行くから、若し東風が吹いたらそれに托して

はこの御子どもを、おなじかたにだにつかはさざりけり。かたんにいとかなしくおぼしめして、御まへの梅の花を御覽じて、

こちふかばにほひおこせよ梅の花あるじなしとて春をわするな

又亭子の帝に聞えさせたまふ。

流れゆくわれはみくづになりはてぬ君しがらみとなりてとどめよ

なき事によりて、かく罪せられ給ふを、からくおぼしなげきて、やがて、山崎にて出家せしめ給ひて、都遠くなるままにあはれに心ほそくおぼされて、

君がむ宿の梢をゆくくとかくるまでもかへりみしはや

又播磨の國におはしましつきて、明石のうまやといふ所に

御やどりせしめ給ひて、驛の長のいみじう思へるけしきを、御覽じて、つくらせ給へる詩いとかなし。

驛長無驚時變改 一榮一落是春秋

かくて筑紫におはしましつきて、ものあはれに心ほそくおぼさるるゆふべ、をちかたに所々煙たつを御覽じて、

夕されば野にも山にも立つ煙なげきよりこそもえはじめけれ

又雲のうきてただよふを御覽じて

山わかれとびゆく雲のかへりくるかげ見る時はなほたのまゐる

さりととも世を思召されけるなるべし。月のあかき夜、

うみならずたたへる水のそこまでも清きころは月ぞ照らすむ

これいとかしこくあそばしたりかし。げに月日こそはてらし

汝の芳香を送りとどけてくれよ あるじの我が居ないからとて春咲くことを忘れてはならぬぞ「こち」は東風で東の風ならいつでもこちだが春に多いから自然春風のことを「こち」といふ後世傳説戯曲では心なき梅もこの歌に感じ一夜の中に筑紫に飛んで往つて、公の着かれた頃は已に根ざしてゐたとか、此を菅公の飛梅といふ又今日天満宮の境内はどこでも梅樹が多く、菅公の末裔の家紋は梅鉢であるのもこの因みによるといふ。

一八、宇多上皇

一九、流されてつくしに往く私は水屑同様のうき身の上になつてしまひました。どうか我君様はその水屑をとめる櫛ともなつて早く私の形罪をお救ひ下さい。

「流れ行く」が一首の修辭を基調づけてあとは譬喩と縁語で流暢に仕立てた歌だが、それでいて浮いた意味は少しもない。「しがらみ」は「榮路みし」がらみで木片、竹片その他の流下物をとめる爲め粗朶を梳にからませたもの

二〇、山城國乙訓郡に在つて當時西の旅をする人を見立てる國境地點(これから西は攝津の國)

となつてゐたので色々の物の本によく出て居る今の大字山崎村の西、關戸神社の邊が昔の關所の跡だらうといふ、紀貫之が土佐から歸京するのにヤレ／＼とホツとしたのも、山崎宗鑑が油筒を賣り／＼俳諧連歌を樂しんだのも、豊臣秀吉が明智光秀を討つて勝敗の決、天王山に在りと謂つたのも此邊のことである。さて菅公此處で出家の事今傳はらない。此は後に西宮高明がここで薙髮した事と混線したものであらう。

二一、御身のゐます家の樹立の梢をば五歩に見かへり 三歩にたらずみといふ風にとど見えなくなるまでふりかへり／＼して出て往きましたよ最後の「はや」は感歎助詞二個。さてこれは誰に宛てられた消息歌か？ 宇多上皇・菅公夫人二説あるが夫人と觀るが正しいと思ふ。勅使藤原眞興は難波から京へ歸つて、後は附添二人衛士二人で筑紫へ下られた。その難波や前の山崎で京へ引き返す幸便があつて家人に言傳てられたもので、その哀愁は彼の參議室の「天の原八十鳥かけて」の悲歌と等しい。拾 六 別三五 一には

流され侍りて後いひおこせて侍りける

給はめとこそはあめれ。

まことにおどろ／＼しきことはさる物にて、かくやらの歌や詩などをさへ、いとなだらかにゆる／＼しういひつづけまねぶに、見きく人々、めもあやにあさましくあはれにもまもりゐたり。物のゆるゑ知りたる人なども、むげに近く居よりてほかめせず、見聞くけしきどもを見て、いよ／＼はへて物をくり出すやうに、ひつづく程ぞまことに希有なるや。しげき涙をのごひつつ興じゐたり。

筑紫におはします處の御門もかためておはします。大貳のゐどころははるかなれども、樓のうへの、瓦などの心にもあらず御覽じやられけるに、又いとちかく觀音寺といふ寺のありければ、鐘の聲をきこしめしてつくらせ給へる詩ぞかし。

都府樓樓看瓦色 觀音寺只聽鐘聲

これは文集の白居易の遺愛寺鐘鼓枕聽、香爐峯雪撥簾看

贈太政大臣管

君がすむ宿の梢の ゆく／＼と 隠るるまでに 歸りみしはやとある。

二二 驛長よさほど驚くことはない 何も時よじせつである 春に榮えて秋に凋むは自然の掟だそこで昨日の大臣も今日は一流人といふ譯だ驛長はうまやのをさで大寶合に驛亭制度がしかれて出来た終身官で 驛馬驛船のことを掌る。驛は三十里毎に置いて馬西を配置し水驛は必要に應じて置いて一ヶ處に船四艘を當てがはれた驛長の後身は近古の驛の長者近世の本陣であらう 又菅公の左邊を驚いた明石の驛長は單に一大臣の離落にシヨツクを感じたとよりは公が前度には讃岐守となつた往復に知つてゐるからであらう 高山樗牛の「詩人菅公」にこの一驛の次に「山河遶たり 行に隨て隔たり 風景蕭然として路に在て移る 長亭短亭幾度びか公を遠送し二月三月幾度びか去來して公は遂に太宰府の配居に到る」とある 公の當時の詩北窓三友二十八韻などを取容れて簡結に道途の情趣を寫し得て居る。

といふ詩にも、まざさまにつくらしめ給へりところ、むかしの博士どもは申しけれ。

又かの筑紫にて九月十日菊の花を御覽じけるついでに、まだ京におはしましし時、九月のこよひ、内裏にて菊の宴ありしに、この大臣のつくらせ給へりける詩を、帝かしく感じたまひて、御衣たまはり給へりしを、筑紫にもてくだらしめ給へりければ、御らんずるに、いとどそのをり思召しいでてつくらせ給ひける

去年今夜侍清涼 秋思詩篇獨斷腸

恩賜御衣今在此 捧持毎日拜餘香

この詩いとかしこく人々感じ申されき。この事どもただちり／＼なるにもあらず、かの筑紫にてつくりあつめさせ給へりけるを、かきて一卷とせしめ給ひて、後集となづけられたり。又をり／＼の歌をかきおかせ給へりける、おのづから

二三、夕方になると野にも山にも煙が立つて居る
あああの煙も亦我ごとく「なげき」といふ木が
燃えての故であらう。

二四、山から別れて飛び去つた雲が又元の山へ還
つてくるその雲影を見る時は 我も一旦は筑紫
へ渡されても やがて無實の罪晴れて再び都へ
還る時節もあらうとやうに こんなに落魄して
ゐても猶一縷の頼みかけける氣になることよ。

二五、今はこんなでも(ひよつと思散雪宛の福音
に接すまいものでもない)と様に世の中を思召
したのであらう。

二六、海の面は月が照らすのは當然だが 海なら
ずとも湛へてゐる 水の底までも清く澄みわた
つてゐる水の面は矢張海同様月が照らすであ
らう それと同様一點濁つたことのない我心も
人はいざ知らず 天上の明月こそは照覽しまし
すであらう 二句一本「たゞよふ」とあるのは
流調のよせはあるが今は新古今十八雑下十六九
七「海」の詞形によつておく 又この歌の解從
來「清き心」の心を「我心」と解いてあるが、
これは池の心水の心などいふ心で「水の面」だ
と思ふ 斯て一首凡ては暗喩仕立てになつてゐ

世に散り聞えしなり。

世繼がわかう侍りし時、この事のせめてあはれに悲しく侍
りしかば、大學の衆どものなまふがうにいますがりしを、と
ひたづね語らひとりて、さるべき餌袋わりごやうのもの調じ
てうちぐしてまかりつつ、ならひとり侍りしかど、老のけ
の甚しきことは、皆こそわすれ侍りにけれ。これはただすこ
ぶるおぼえ侍るなり」といへば、さく人々げに「いみじきす
きものにも物し給ひけるかな。今の人はさる心ありなむやな
どかんじあへり。」また雨のふる日、打眺め給ひて、

あめのしたかわける程の無ければやきてしぬれぎぬひる
よしもなき

やがてかしこにてうせさせたまへり。夜のうちにこの北野
にそこの松をおほさしめ給ひて、わたりすみたまふをこそ
は、只今の北野の宮と申して、あら人神におはしますめれば

る若し「我心」と解くと「海でなくとも たた
へた水、たたへた水でなくとも我心ととも」と
二度曲折を要して拙い歌態になる此時分の公の
心持は眞に氣の毒で歌集よりも詩集の方が一層
血涙の文字に充ちて居るが己に先輩の列擧した
ものがあるから拙く 唯件しかうした遠懐も強
い自信からではなく 忽ち心細い豫想に落ちて
行つたであらうことは同じ頃の

筑紫にもむらさき生ふる野邊はあれど

なき名かなしむ人ぞ聞えぬ

の一首によつてもわかる 前のと対照して菅公
満居明暗の消息を表すものである。

二七、ホシに日月こそは御見通しだとあるやうで
す。

二八、仰々しい公けだつた政事上のことは勿論

二九、大それた流暢に廻づけて語るのに「まねぶ」
その様をまねてうつす つまり物語る。

三〇、目かどをたてて意外にあきれて翁の方を見
詰めてゐた。

三一、ます／＼(乗氣になつて)語りつづけてま
るで物を手ぐり出すやうに懸河の辯をふるふ有
様は「はへて」は延へてで ここは行きつま

おほやけも行幸せしめ給ふ、いとかしこくあがめ奉り給ふめ
り。筑紫のおはしましし所は安樂寺といひて、おほやけより
別當所司などなさせ給ひて、いとやんごとなし。

内裏やけてたび／＼つくらしめ給ひしも、圓融院の御時の
事なり。たくみども、うら板どもをいとうるはしく鉤かきて
まかり出でつつ、又のあしたにまゐりて見るに、きのふのう
ら板に、物のす／＼けてみゆるところのありければ、梯にのぼ

りて見るに夜のうちに、蟲のはめるなりけり。そのもじは、「
つくるとも又もやけなむすがはらやむねのいたまのあかぬか
ざりは。」とこそありけれ。それもこの北野のあそばしたまへ
るところは申すめりしか。

かくてこのおとどは、筑紫におはしまして、延喜三年癸亥
二月二十五日うせ給ひしぞかし。御年五十九、さて後七年ば
かりありて、左大臣時平のおとど、延喜九年己巳四月四日ら

らずにながながと物語ること「はへて」を下の「くり出す」にかけるのはわるい。

三二、めづらしいことだなあ

三三、太宰府近くの安樂院

三四、當時は藤原興範その大貳の官舎

三五、天智天皇の御代の草創で更に養老七年二月

丁酉沙彌滿誓に勅して再建せしめられ 本尊は丈六の觀世音菩薩で大和の東大寺下野の藥師寺と共に本邦三戒壇の目がある 今の筑前國筑紫郡水城村太宰府址の東二町 天滿宮の西五六町の地點がその趾だといふ。 三六、意味は畧前文でわかる つひ間近にある太宰府の樓はわづかに屋根瓦を看るだけなり觀音寺は只鐘の聲を聴くだけで 而かく我が耳目の欲を節し行歩を縮めて謹慎平居して居る。 都府樓と觀音寺、鐘と只、瓦色と鐘聲、看と聽と凡て對句の辭樣が次の白樂天の句とよく似て居る 猶この一聯を含む野の全文は 菅家後集三首目 不出門也。 一從論落在榮前 (在は「就」とも) 萬死兢兢跼踖情 都府樓纔看瓦色 觀音寺只聽鐘聲 中懷好逐孤雲去 外物相違滿月迎 此地雖身無檢繫 何爲寸步出門行 三七、白樂天の 詩文集で

白氏文集とも 白氏長慶集とも 云ふふ七十一卷親友元稹の序がついて唐穆宗の長慶中の撰 我邦王朝文學に多大の影響を及ぼし高野山東兩院の承和十一年本を始め各種の傳本がある。 三八、白樂天のこと中唐詩人の第一人者でその詩風は平明流麗

三九、遺愛寺の鐘は枕を敲てれば聽えるし香爐の雪は簾を捲き上げたらすぐ目の前に見える 我居宅の適樂を云つたもので其心境は管公の前とは正反對である この句を含んだ詩の全文は 白氏文集 卷六十 香爐峰下新卜山居 草堂初成偶題 東坡

日高睡足猶慵起 小閣重衾不怕寒 遺愛寺鐘敲枕聽 香爐峯雪撥簾看 匡廬便是鴻名地 司馬仍爲送老官 心泰身寧是歸處 故鄉何獨在長安 四〇、まさりさまに より以上に 四一、博識の學士 物識り 四二、又重陽の宴といふ 月も日も陽の数の九だから群臣は此日菊酒(菊をひたした酒)を賜はり詩を賦す その次第は公事根源始め故賞の書に委しい 九日が當日で 十日はその後宴である。 四三、有名な詩だが初二句の解釋は二通りある。 一、去年の今夜は清涼殿に侍して秋思の詩を作つて自分獨りは斷腸の思がしたが 二、去年の今夜清涼殿に侍して秋思の詩を作つたことを今こころにして思ひ出すと轉斷腸の感に堪へない 七言絶句の作法から謂へば 起承轉結の轉句は三句目だから二句目までを「去年今夜」にかけるのが

正しい けれど公が當時の心境から察して見ると第二の解が正しいと思ふ それに去年作つたと云ふ秋思の詩は 題が秋思(當日の題は寒露凝十日の題は秋思とある)だから勿論悲しい想が盛つてあるけれどもその落想は案外のんきなものだ 菅家文章 昌泰三年九月 九日後朝同賦秋思 應制 源相度 年幾樂思 今宵觸物自然悲 聲寒絳緯風吹處 葉落梧桐雨打時 君當春秋一區漸老 恩無涯岸報猶遲 不知此意何安慰 飲酒聽琴又詠詩 此が秀吟とあつて觀感にあづかり御衣まで拜領して面目を施したあの當時の幸福を今の我身の離落に比べて轉今昔の感に堪へないと解く方が妥當であらう。 四四、菅家後集一卷群書類從卷百三十一 刊本六、八三七―八四五。 四五、思ひ追つて悲痛な感に堪へない。 四六、大學の學生 序の二ノ一四參照

四七、一、生不學 學問の不充分なこと 二、生不覺 覺悟の足らぬ不確かなこと 三、生不合 不遇である人 の中三を採る、からこまかに語つて聽かせる程の學生だから一、二はふさはない「なまふがふ」のう音便である。 四八、食品を入れる袋

四九、ひどく老いばれまして。 五〇、少振 ホンの少しばかり。 五一、感心な凝り性でいらつしやる。 五二、物思ひの眼で見ることがをながめ(長日一眺め)といふ。 五三、表、雨のふる下はどこも乾いた處がないかして着たぬれ衣はひきすてだてがない 裏 此天下には 理非をこたわる人がないかして一旦きた我が無實の罪はどうにも晴らしやうがない。「ぬれぎぬ」は冤罪をいふ 此も秀歌と暗喩を以て無告の悲哀を呼んだものである。 五四、一夜の中に北野に松を生やされたこと

北野縁起などにある。 五五、上京區馬喰町に在つて 天慶五年多治比文字が託宣によつて假に右近の馬場に祭つたのを同九年六月(一説天曆元年)に現在の地に鎮座 明治四年官幣中社 尙全國の天滿宮は神祇辭典に明治四十年調の北野誌の記事が引用してあるが皆で三千九百五十三社である。 五六、現人神 生き神さま。 五七、今の太宰府町にある公の遺骸を三笠郡四堂邊に葬らうとしたが葬列がここまで来てどうにも動かなくなつたのでここに祭つたといふ。 五八、寺院の長官をいふ 延喜式に「凡諸寺以別當 爲長官 以三綱 爲任用」所司 役僧のこと 諸種の寺務を掌る。 五九、内裏は村上朝天

德四年九月廿三日にも焼けたが圓融朝には 貞元、元、五、一、一 燒亡 貞元 二、七、二九 新樂工 天元三、一〇、二二 燒亡 天元五、一、一七 燒亡 と度々失火があつた。 六〇、屋根を裏張した板。 六一、桶子 六二、いく

ら普請をしても又々焼けるであらう あの無實の罪で流調中に死んだ菅公の御靈が得心せられない以上は 棟板と胸板とにかけその板を「痛」にかけた つまり今回の焼亡は菅公の祟りであることを示した歌で恐らくは縁起作製と同一心理から作つた傳説とは想ふが 一種の小説的な凄味があつて後年上田秋成の白峯殿などに近い味だ。 六三、昌泰二(一五五九)―延喜九(一

せ給ふ、御年三十九。大臣の位にて十一年ぞおはしましける 本院の大臣と申す。此の時平のおとどのむすめの女御もうせ給ひぬ。御孫の東宮も、一男八條の大將保忠卿もうせ給ひにきかし。

- 五六九) 十一年 六四、中御門北堀川東一丁 六五、時平の二女從二位齊子(京極御息所)雅明・載明・行明の三皇子の母君六六、前坊文獻彦太子と時平女仁善子との間に御出生の慶頼王のこと 延喜二十一年御降誕 延長元年四月廿九日三歳で立坊同三年六月十九日五歳で薨去 六七、承平六年七月十四日菴四十六歳猶保忠の事は次にある。
- 二、八條の大將保忠―二つのもちひ・くびら大將
- 一、内裏は北の端の一條だのに保忠の宅はずつと南の八條。
- 二、餚飯即ち餅
- 三、温石(をんじやく)石を暖めて懷爐のやうにしたもの
- 四、牛車の御供をする隨身供廻り
- 五、餘りにも御念の入つた御用意だ
- 六、薬師經に五種の譯があるがここのは第四の玄奘譯の薬師瓔珞光如来本願功德經一巻のこと 薬師如来の功德をたたへたもの
- 七、薬師守護の十二神將中第十二の大將 十二支の亥に配し太刀を持つ 舊譯ではコンビラ(金毘羅)といふ 經の本文には「爾時衆中 十二藥叉大將俱在會坐所謂宮毘羅大將」と讀みあげたのを
- 九、そのまま息絶えられた、
- 一〇、執念深い物の怪
- 一一、ほんたうに悪い讀み方をしたものだ

二、八條の大將保忠―二つのもちひ・くびら大將

この大將八條にすみ給へば、内に參り給ふ程いと遙かなるに、いかがおぼされけむ、冬はもちひのいと大なるをば一つ小さきをば二つやきて、燒石のやうに御身にあててもち給へりけるに、ぬるくなれば、ちひさきをば一つづつ、大きなるをば中よりわりて、御車副になげとらせたまひける、あまりなる御用意なりかし。その世にも耳とどまりて人のおもひければこそ、かくいひつたへ侍らめ。この殿ぞかし、病つき給ひて、さまざまの祈りし給ひしに、薬師經の讀經まくらぐみにてせさせ給ふに、いはゆる軍毘羅大將とうちあげたるを、我をくびるとよむなりけりとおぼしける臆病に、やがてたえいりたまへり。經の文といひながら、こはき物のけにとりこ

- 一二、さうした約束事であつたらうとはいひながら
- 一三、物は時と場合によつたが宜い この詞は
- 一 物はをりふしのことにも侍ることなり(鈴木弘恭大人のあげられた古本)
- 二 折ふしごとに侍ることなり(鈴木弘恭大人の校註本)
- 三 物はをりふし、事に侍ることなり(佐藤球氏詳解)
- 四 ことのはをりふしことに侍る事なり(短觀抄)
- 五 物はをりふしに事に侍る事なり(關根正直先生の新註)などあるが最後のを採つた

められ給へる人に、げにあしくうちあげ侍るかし。さるべきとはいひながら、ものはをりふしのこと侍る事なり。

- 三、敦忠中納言
- 一、家集に權中納言敦忠卿集一巻ある外後堀に十餘首 拾遺に五首採られてある。
- 二、絲(絃)竹(管)の道即ち音楽
- 三、醍醐天皇の御孫、三品式部卿克明親王の男母は時平の女 從三位皇太后宮權大夫 琵琶に熱心で 三年まで逢坂の舊屋に通ひつめて つひに流泉啄木の秘曲を彈丸から浸かつたともいふし(傳説にも戲曲にも)羅生門外月澄む夜半に鬼が感じて笛を交換したともいふ(十訓抄第十の二十)し「博雅三位 横雨吹くに鬼瓦落る(江談抄四)ともある。
- 四、故老の人たちは(以下の話も如何にも老成振つた物の評し様だ)
- 五、いらせられた時は

三、敦忠中納言

その弟の敦忠の中納言もらせ給ひにき。世にめでたき和歌の上手、管絃の道にもすぐれ給へりき。かくれたまひてのち御あそびなどあるをりに、博雅三位のさはる事ありてまゐられぬ時は、「けふの御あそびはとどまりぬ。」と、たび／＼めされてまゐるをみて、ふるき人々は、「世の末こそあはれなれ、敦忠の中納言のいすすがりしをりは、かかる道に此の三位のおほやけをはじめ奉りて世の大事におもはるべきものにとこそ思はざりしか。」とぞのたまひける。

- 六、皇室をはじめ世間一帯から

四、先坊の御息所の事

一 第六十二代の 四、參照
二 女御更衣を通じて一般の稱だが轉じてはこのやうに皇太子妃のことなども申す。

三、合せて

四、こゝは諸説區々だが愚考では

其一 時平女 「うせ恰ひにき」迄

其二 中將の御息所 大輔のかへし迄

其三 玄上宰相女 それ以下最後まで

としたい。時平女前掲の喪子で中將の御息所は忠平の女である。前坊崩御の後式部卿重明親王に嫁せられて 微子女王を産まれた。その女王が伊勢齋宮に下らせられた處が 天慶八年正月十九日真書に母上薨去に就き歸京されたのである、この本文に即して解けば斯うとるのが至當とは思ふが原文も當時の記録も 一代要記と日本紀畧と尊卑分脈と皆まち／＼である。

五、情誼に厚い方であつた

六 先坊の乳母第六十二代の八參照

(ナニ夢を見たんですつて) さてはあなたはよしやしばらくの間とはいへ、悲しい先坊に逢はれたのでさぞ御心ゆかせられたことでありませう

(それに引かへ) 夢にさへ見得ない私はホントに悲しうてなりませぬ
八、いえ／＼その夢の中にも夢かとはかりはかない拜みやうをしましたので悲しみを慰められるのなんのといつた段ではありませんでした。
九、參議從四上藤玄上 故中納言諸葛男 母は從三百濟勝義女 宰相は參議の唐名 參議は四位から拔擢して太政官の朝政に參ぜしめるもの此亦當時幅ききであつた 定員八人
一〇 男女相違うて役の消息を持つて行く使 「きぬ」の使」ともいふ
一一 非常にいとしくは思ひながら。 一二、どうお思ひになつたものであらうか。 一三、入道參議正四元名の二男 母は大納言藤原扶幹卿女 安和三年正月廿八日に民部卿兼任。 一四、貴族の中に入出して家事を雜掌するけらい家令家從書吏などいふ 現代の定扶家令秘書の類、 一五、自分は短命の血統だ 父時平は卅九 兄保忠は四十六 姪重頼王も五歳で薨去からういふ 敦忠も四十八。 一六、かしづかれるであらう つれそふやうにならう。 一七、魂大空を駈けることを「天がける」といふ 天がけつてでもあの世から見て居らう 決して／＼この豫想に外れなざる氣づかひはない。

五、顯忠右大臣・四分一の大饗

一 源融の男延喜十四年八月廿五日大納言
二、なみ一通のことでは
三、前編を左右一つがひ立てられない 晴の外出

四、先坊の御息所の事

先坊に御息所まゐり給ふ事、本院のおとどの御むすめ具し三四人なり。本院のは、うせ給ひにき。中將の御息所と聞えし、後は重明の式部卿の親王の北の方、齋宮の女御の御母にて、そもうせ給ひにき。いとやさしくおはせし。先坊を戀かなしみ奉りたまふ。大輔なむ、夢に見奉りたると聞きて送り給へる、
七、ときのままなぐさめつらむ君はさは夢にだに見ぬ我ぞかなしき
御かへし大輔、
こひしさのなぐさむべくもあらざりき夢のうちにも夢と見しかば

今一人の御息所は玄上の宰相のむすめにや。その後朝の使に、敦忠の中納言少將にてし給ひける。宮うせ給ひてのち、
此の中納言には、あひ給へるを、かぎりなく思ひながらいかが見たまひけむ、文範の民部卿播磨守にて、殿の家司にてさぶらはるるを、「われは命短きぞうなり、必ず死なむず、その後、君はこの文範にぞあひ給はむずる。」と宣ひけるを、「あるまじき事。」といらへ給ひければ、「あまがけりても見む、よにたがへ給はじ。」などのたまひけるが、まことにさえていまするぞかし。

五、顯忠右大臣・四分一の大饗

ただこの君だちの御中には大納言源昇の卿の御女の腹の顯忠おとどのみぞ、右大臣までなり給へる。その位にて六年お

には揃への服装を着せて二人、四人、六人、八人とやうに二列に番はせるのが當時貴族一般の風であつたがそんなはでなことはしない。

四、前驅さき拂ひのかけ聲

五、半椀 椀 柄附の手盃のこと 柄が半椀盃にさしこまれてあるから半椀といふ「たらひ」は「手洗ひ」の約

六、清ます洗つてきれいにする

七、中古寝殿造の母屋

八、寝殿の南の扉の間の甲、正面の階段と同じ幅をしきつた間 階の上に目隠しをするから呼ぶ名稱

九、杓

一〇、雑役にあたる下僕

一一、早朝毎に

一二、麗々しい食器

一三、上の盤だけで下の台はなく(今の三方の下のない八寸のやうなものにすゑて食ふこと)

一四、然るべき改まつた席と

一五、御番所即ち大臣の宿直所

一六、一町の四分の一の邸宅で大饗を催された、當時の大臣は一町四方の邸宅が普通で、それも

次第に贅澤になつて方二町や三町に三町などの大邸宅もあつた

一七、京極と萬里小路との間に在る

一八、近江の大津にある長等山園城寺のこと

一九、奈良の興福寺

二〇、四男佐理のこと出家の後十二ヶ年の修業をつづけてめでたく極樂に往つたといふ 能筆で名高い佐理とは別

二一、法名眞覺

二二、往いて極樂に生れること 「その佛の御子なり」は「その佛の御子なり」ともあるが上文を直ぐ承けたもので「佛」の方が宜いと思ふ

二三、京の四方にこの地名ある中、此は愛宕郡の北岩藏である 大雲寺縁起に「北岩藏山大雲寺者圓融院御願日野中納言文範草創也云々飯室座主觀音院大僧正徒弟文慶法印依勸當時別當職

二四、異本裏書にある外傳記不詳

寛弘 年四月廿四日 權律師

年四月廿七日 輔正(輔は補の誤か)

長和 年十月 日 輔權少僧都(同)

はせしかど、すこしおぼす處やありけむ、出でありき給ふにも、家のうちにては、大臣の作法をふるまひ給はず。御ありきのをりは、おぼろげにて御前つがひたまはず、まれくもかすくなく、御車のしりにぞさぶらひし。車副四人つがはせ給はざりき。御さきも時々ほのかにぞまゐりし。

又はんざふだらひして御手すますことなかりき。寝殿のひがくしのまに棚をして、小桶にちひさきひさごぐしておかれれば仕丁つとめてごとに、湯もてまゐりていれければ、人してもかけさせたまはず、われいでさせ給ひて、御手づからぞすましける。御めしものは、うるはしく御器などにもまゐりすゑで、ただ御かはらけにて、臺などもなく、をしきなどにすゑつぞまゐらせける。儉約したまひしも、さるべき事のをりの御座と、御ばん所とにぞ、大臣とは見え給ひし。かくもてなし給ひしけにや、此のおとどのみぞ御族の中に六十

餘までおはせし、四分一の家にて大饗し給へる人なり、富小路の大臣と申す。これより外の君たちみな三十餘四十にすぎ給はず。その故はただ事にはあらず、この北野の御歎きになむあるべき。

顯忠の大臣の御子、重輔の右衛門佐とておはせしが御子なり、今の三井寺の別當心譽僧都、山階寺の權別當扶公僧都など。この君たちこそはものし給ふめれ。

敦忠の中納言の御をの子、あまた坐しける中に、兵衛佐なにかしの君とかや申しし、そのきみ出家して往生し給ひにき。その佛の御子なり、岩倉の文慶僧都は。敦忠の御むすめは、枇杷の大納言の北の方にておはしき。かくあさましき悪事を申し行ひたまへりし罪により、此のおとどの御すゑはおはせぬなり。さるは、やまとだましひなどは、いみじくおはしたるものを。

寛仁元年 輔正 治安三年 月廿九日 補權大僧都、 同年辭退、 長曆二年六月 叙法印、 永承元年 日
 卒去云々。 二五、醍醐皇子代明親王三男 天延三年正月廿六日大納言。 二六、時平公が前いつたやうなあさましい悪
 事を申し行はれた咎によつて(即ち遺言を護言したこと) 二七、漢才に對して和魂をいふ 伴し普通は唯精神とか性根とか
 いふに當る 精神的態度のしつかりしてゐる人を大和魂のある人といふ。

- 六、時平天皇の御旨を承けて過差を禁ず
- 一、延喜年間の みかど即ち醍醐天皇
- 二、世の中の風儀次第
- 三、整へ理める 延喜格式官制のことなどを指す
- 四、驕り 贅澤、差等を過し分に過ぎたる事
- 五、服制違反の華美な
- 六、殿上 殿上許された人の控へ所 清涼殿の晝
の御座の兩手にある
- 七、部の小造りなものが ここのは清涼殿の殿
上と晝御座との間に在るもの固有名詞である
- 八、藏人のこと 元來は藏人所の主役は皆職事で
あるが藏人頭は普通 頭(とう)といふから職
事は藏人の別名のやうになつた
- 九、元來は攝政關白といふのだが、攝關の無い時
は左大臣が一の官でもあり内覽の宣旨(又天下
執行宣旨といつて 太政官より上奏の文書を天
皇が御覽にならない前に内見すること 即ち攝

六、時平天皇の御旨を承けて過差を禁ず
 延喜の世開の作方しためさせ給ひしかど、過差をばえしづ
 めさせ給はざりしに、この殿制をやぶりたる御装束のことの
 外にめでたきをして、内に参り給ひて殿上にさぶらひたまふ
 を帝小蒔より御覽じて、御氣しきいとあしくならせたまひて、
 職事をめして、「世開の過差の制きびしきころ、左のおとどの
 一人のといひながら、美麗ことの外にてまゐれる、便なきこ
 となり。速かにまかりいづべきよしおほせよ。」とおほせられ
 ければ、うけたまはる職事は、いかなる事にかと、おそれ思ひ
 けれど、参りてわななく、しかくの事と申しければ、
 いみじく驚きかしこまりうけたまはりて、御隨身のみささま

- 關の主なる實務)をとれとの宣旨を承けてゐる
から一人の人といふ
- 一〇、不都合なことだ
- 一一、早く退出するやうにいひつけよ 「おほせ
よ」は「課せよ」
- 一二、ふるひく
- 一三、文武官が賜はる舎人(將曹番長等)をいふ
地位によつて人数に相違がある。
- 一四、前驅をして先拂の聲をかけること
- 一五、本章一の六四参照
- 一六、締め切にさせて 閉ぢさせて 「鎖させて」とするの
は事柄は同じだが文字の用法がちがふ。 一七、勅勅 主上の御旨
めその罪を勸へ「かんがへ」て刑に當てる。 一八、内々何つて見ますと。 一九、此位にしたらば直るであらうといふので
- 七、時平の笑癖
- 一、物のをかしい時に笑をとめることをよろせら
れなかつた
- 二、菅公
- 三、政治を執る「まつりごと」といふ名詞をた行
四段にしたもの
- 四、無理なこと
- 五、たつてせられる事を
- 六、太政官の文書勅例を掌り諸司諸國の庶務をと

ゐるも制し給ひて、いそぎまかりいで給へば、御前どももあ
 やしとおもひけり。さて本院の御門一月ばかりささせ、み
 すの外にもいで給はず、人などのまゐるにも、勘當の重けれ
 ばとて、あはせ給はざりしにこそ、世の過差は平らぎたりし
 かうちうけたまはりしかば、さてばかりぞしづまらむと
 て帝と御心あはせ給へりけるとぞ。

六、時平の笑癖

此の左大臣ものをかしさぞ、えねんせさせ給はざりける
 笑ひたたせたまひぬれば、すこぶる事もみだれけるが。北野
 と世をまつりごたせ給ひけるあひだ、非道なる事仰せられけ
 れば、さすがにやんごとなくて、せちにし給ふことを、いか
 がはとおぼして、この大臣のしたまふ事なれば、不便なりと

リあつかふ役 左右大小各二人宛が定員
七、何でもありません

八、工風をめぐらして、「決して」といふ副詞で
はなく、動詞である)

九、事きびしく やかましく さばいてゐられる
と

一〇、長さ五尺の棒杖で 普通は白木宮中のは黒
塗貴人に文書を奉る具で先に鳥口といつて嘴の
やうになつた處に挿んで差出す「ふばさみ」と
も「ぶんぢやう」ともいふ

一一、事々しく御大相に「なく」は上を強調する
接尾語「いとほしげなく」の「なく」と同例

一二、放屁

一三、今日は衛ない 右大臣どのお任せ申す

八、時平菅公の雷を叱す
一、雷鳴轟き電光閃く(菅公の雷のことは太平記
にも北野天神縁起にもある)

二、御身は存命中でも我が左大臣の次席の右大臣
でいられた 今日雷神になられても我が存命の
中(眼の珠の黒い中)は私に一步譲られるが道

だどうして譲らないで居ることが出来ようぞ
三、天皇の威光に限なく尊くいらせられるから
四、その王命を奉ずる左大臣をも尊ぶのが至當の
道理で之に叛くのは非道だといふ物の理非曲直
を示さうと菅公がしづまらせられたのだ。

(7) 一、左大臣仲平
一、承平三、二 一三(一五九三) 一 天慶八、九
五(一六〇五) 十三年

二、近衛南室町東或鷹司南東洞院西一丁富徳の家
であつた。

三、? 一五五九 ? 一 天慶二 大和守藤原繼隆
の女で才色共に俊れ仲平に愛せられたが仲平が
他へ嫁入したが爲めに失戀の不幸を見るに到つ
た。此時代女流歌人中最もすぐれて居つた。

四、伊勢集上下二巻 今群書類従二百七十三巻
刊本一〇の一六八—一八七 續國家大觀四八七
—五〇四に入る。

五、仲平が伊勢を訪はなくなつてから 兄の時平
が「仲平には最早愛がないのだから」など言ひ

みれど、いかがはすべからむと、歎き給ひけるを、なにがし
の史が、「ことにも侍らず、おのれかまへて、この御事をとど
め侍らむ。」と申しければ、「いとあるまじき事、いかにしてか
は。」など宣はせけるを、「ただ御覽せよ。」とて、座につきて、
事きびしくさだめののしり給ふに、この史ふみばさみに文
はさみて、「いらなくふるまいて、この大臣に奉るとて、いと
たかやかにならして侍りけるに、おとどふみもえとらず、手
わななきてやがて笑ひて、「けふは術なし、右のおとどにまか
せ申す。」とだにいひやり給はざりければ、それにこそ菅原の
大臣御心のままにまつりごち給ひけれ。

八、時平菅公の雷を叱す

また北野神にならせ給ひて、いとおそろしく神なりひらめ
き、清涼殿におちかかきぬと見えけるが、本院のおとど太刀
をぬきさけて、「生きても我がつきにこそものし給ひしか。け

ふ神となりたまへりとも、この世にはわれに所おき給ふべし
いかでさらであるべき。」と、にらみやりて宣ひけるに、一度
はしづまらせ給へりへりとぞ、世の人の申し侍りし。されど
それはかのおとどのいみじくおはするにあらず、王威の限り
なくおはしますによりて、理非を示させ給へるなり。

一、左大臣仲平

このおとどは基經の大臣の次郎、御母は本院の大臣におな
じ。大臣の位にて十三年ぞおはせし。枇杷の左大臣と申す。
御子もたせ給はず。伊勢が集に、「ほにいでて人にむすばれに
けり。」などよみ給へるは此の人におはす。

眞信公よりは御兄なれども、二十年まで大臣になりおくれ
給へりしを、つひになりたまへれば、大きおほいどのの御よ
ろこびの歌、

おそくとくつひに咲きぬる梅の花たが植ゑおきしたねに

寄りつつあることをし元の仲平が咏んだ歌で(王朝男女の關係推して知るべきである)伊勢集にこの男の兄なる男ありける、今はあの人世にもとはじなにか頼み給ふ我と思へなどせちに云へど文ばかりは見つとも更にあはでありけりかく云ふけしき元の人は知りたりけり 女里に出でて秋前裁などのをかしかりける尾花をなむ手すさびに結びたりけるこのつらかりし人の來てよみたりける。

花薄我こそ深く頼みしか

穂に出でて人に結ばれにけり

古今懸五には「題しらず」として上句

「花すすきわれこそしたに思ひしか」とある詞形は古今の方が優れてゐる、「こゝの花薄は我こそ深く思ひをめてあたのにそれに穂が出るやうになつてからは却て他人に結ばれたよなあ」と伊勢を花薄に暗喩したもの 花薄は薄の穂花の出たもの ほにいでは「秀に出でて」をかけて 大びらに 公然と

二月十三日(一五九三)右大臣 丁度二十年後れてをる。

七、新古今集十六雑上の一四四二にも「枇杷左大臣の大臣になりて侍りける悦び申すとて梅を折りて貞信公」として同じ歌が出て居る「運いと疾いの違ひはあつてもとう／＼昔々咲いたこの梅の花は誰が種を蒔いたことであらう、その蒔主は定めし満足であらう」と謂つて兄弟そつて大臣になつたことを慶んだもので、二月十三日の任命だから時の花の梅を引合せに出した。尚同じ場合の慶びの歌は續後撰卷十六雑上の一〇三〇に「枇杷左大臣はじめて大臣になりて侍りける喜びによりて 貞信公「折りてみるかひもある故梅の花 二たび春に逢ふ心地して」枇杷左大臣 返し「埋木に花さく春のなかりせば まじかき枝も誰か採らまし」

八、任大臣の披露宴のこと此の間へは屋の外でするから

此の大饗といふ 忠平の任大臣の大饗の時は次の傳参照
一〇、御仲らひ 御兄弟の情愛

九、縦にさし向ひに坐る 一般の客でなく首座として座を横敷にし

(8) 一、太政大臣忠平

一、一族の榮華

- 一、延喜八、正、一二、(一五六八)―天曆三、八一四(一六〇九)四十二年
- 二、延喜一四、八、二五(一五七四)―天曆三、八、一四(一六〇九)三十六年
- 三、攝政 延長八、一一、二一(一五九〇)―天曆三、八、一四(一六〇九)二十年
- 四、一に山吹殿といひ近衛南東洞院、に在つて貞信公の家
- 五、忠平の妹醍醐后穩子穩子の皇子が朱雀村上兩帝
- 六、大炊御門の南島丸の西 惟高親王の御邸宅を實頼の傳領したもの
- 七、九條の坊門南 町尻東
- 八、傳記不明茶花月宴の巻にも大納言云々とある
- 九、左大臣師尹の章參照
- 一〇、第六章四ノ四參照

かあるらむ。

やがてその花をかざして御對面の日よろこび給へる。ひさしの大饗せさせ給ひけるにも、よこさまにすゑまゐらせさせ給ひけるこそ、年ごろすこし 傍^{かたはら}いたく思^{おも}されける御心とけて、いかにかたみに心ゆかせ給へりけむと、御あはひめでたけれ。この殿の御心ぞ、まことにうるはしくおはしましける みな人さきしろしめしたる事なり、申さじ。

一、太政大臣 忠平

一、一族の榮華

このおとどは、これ基經のおとどの四郎君、御母は本院の大臣、枇杷の大臣におなじ。延長八年庚寅九月二十一日攝政天慶四年辛丑十一月八日關白の宣旨からぶらせたまふ。公卿にて四十二年。大臣の位にて三十六年。世をしらせたまふ事二十年後の御いみな貞信公となづけ奉る。小一條の太政大臣と申す。朱雀院ならびに村上の御をぢに坐す。この御子五人、そのをりは我が御位太政大臣にて、御太郎は左大臣にて實頼のおとど、これ小野の宮殿と申しき。次郎右大臣師輔のおとど、これを九條殿と申しき。四郎師氏大納言と聞えき五郎また左大臣師尹のおとど、小一條殿と申しきか

二、宗像の明神
一、参内せられる爲めに



三、甃とも磔道ともあてる 石を平らに鋪きつめ
た道

- 四、本社は筑前國宗像郡にある
 - 田島村 邊津宮 多岐都姫(たぎつひめ)
 - 大島村 中津宮 市寸島姫(いちきしまひめ)
 - 沖ノ島 瀛津宮 多紀理姫(たぎりひめ)
- 忠平これを信仰して我邸内坤の角に勧請した
- 五、洞院の南の辻
- 六、以前三人の大臣が下車せられたことを思うて
- 七、自分の着物を譲通した詞 一説「履物」とい

し。此の四人の君だち左右の大臣大納言などにてさしつづき
おはしましし、いみじかりし御榮華をかし。女子ひとところ
は先坊の御息所にておはしましき。

二、宗像の明神

つねにこの二人の大臣だちのまゐらせ給ふ料に小一條のみ
なみ勘解由の小路には、石だたみをぞせられたりしが、まだ
侍るぞかし。宗像の明神おはしませば、洞院うしろのつちよ
りおりさせ給ひしに、雨などのふる日の料とぞうけたまはり
し、おほかたその一町は、人まかりありかざりき。今はあや
しのものも馬車にのりつつ、みしくとありき侍れば、昔の
なごりにいとかたじけなくこそ見給ふれ。

この翁どもは、今もおぼろけにてはとほり侍らず。今日も
まはり侍らむが、腰のいたく侍りつれば、術なくてぞまかり
とほりつれど、なほいしだたみをばよきてぞまかりつる。南の

ふは採らず履物をわざ／＼上り口から持つて來
て衆人稠座の席に見せるなどは常識で考へても
ないことだ 今日ならば「このボロに コレこ
んなにはねがしまして」といふ場面だと想ふ。
八、入らぬ ほしくはない

九、全休(雨ふりでなくても、又は特別の事はな
くても)常平生からが氣のおけるをつかない處
だ。
一〇、それは大層不都合だといふので、宗像明神
は歴代の尊崇に因て次第に加増して貞觀元年二
月晦日丙辰には正二位であつたが天慶年中忠平
は従一位で一階上であつた それを御託宣によ
つて忠平が奏請して正一位勳一等に昇せたこと
をいふ 但し天慶年中とのみあつて月日は不明
である。

三、忠平鬼を叱す

一、陣とは公卿會議の座席のことだが ここは左
近衛の陣で紫宸殿に近い日華門に在つた(單に
陣といつてここを指す場合が多い)陣の座の方
二、内裏中雨正面の宮殿で一番大きい紫宸殿のこ
と 九間四面あつて前殿南殿正殿紫宸殿なども

つらのいとあしき泥をふみこめてさぶらひつれば、きたなき
ものもかくなりかはるなりとて、ひきいでて見す。「先祖の御
物はなにもほしけれど、小一條のみなむようにはべらぬ、人は
子うみ死ぬる料にこそ、家もほしきに、さやうのをり、外へ
わたらむところはなにかはせむ。又おほかた常にもたゆみ
なく恐ろし。」とこそ、この入道殿仰せらるるなれ、ことはり
なれや。此の眞信公には宗像の明神うつつにもものなど申し給
ひけり。「われよりは御位たかくてゐさせ給へるなむくるしき
。」と申したまひければ、いと不便なる御こととて、神の御位
は申しませ給へるなり。

三、忠平鬼を叱す

この殿いづれの御時とはおぼえ侍らず、思ふに延喜朱雀院
の御ほどにこそ侍りけめ、宣旨うけたまはらせ給ひて、おこな
ひに陣の座さまにおはしますみちに、南殿の御帳のうしろの

いふ(紫宸殿は「ししんでん」であるが近頃は字音通り「ししんでん」ともいふ)
 三、御とばり
 四、太刀や鎧や輝の木尻(こじり)をいふ 石突とも鐵とも書く
 五、評議 會議
 六、東北の間 即ち俗に所謂「鬼門」に當る方向 鬼門は陰陽家や佛家にいふこと 東海に度朔山あり其北に鬼門があつて神荼 鬱壘の二神が萬鬼を支配して居る云々など)

程とほらせたまふに、もののけはひして、御太刀のいしづきを
 をとらへたりければ、いとあやしくてさぐらせ給ふに、毛は
 むく／＼とおひたる手の爪ながく、刀のはのやうなるに、鬼
 なりけりといと恐ろしくおぼしけれど、隠したるさまみえじ
 と念ぜさせたひて、「おほやけの勅宣うけたまははりて、さだ
 めにまゐる人とらふるはなにもものぞ、ゆるさずばあしかりな
 む。」とて、御太刀をひきぬきて、かれが手をとらせ給へりけ
 れば、まどひてうちはなちてこそ、丑寅のすみざまへまかり
 にけれ思ふに夜の事なりけむかし。

こと殿原の御事よりも、この殿の御事申すはかたじけなく
 もあはれにも侍るかなとて、聲うちかはりて鼻たび／＼うち
 かむめり。いかなりける事にか、なな月にてうまれさせ給へ
 るとこそ人申しつたへたれ。天曆三年八月十四日にぞうさせ
 せ給ひける。正一位送らせ給ふ。

(9) 一、太政大臣實賴

- 一、實賴の人となり 有識、歌才、謹直
- 二、字多上皇の皇女領子
- 三、天慶七、四、九(一六〇四)―天祿元、五、一八(一六三〇)廿七年
- 四、天下の大政を執り行ふこと、即次の攝政關白と同意語 但、實賴の天下執行は四ヶ年である 本文の誤 康保四、六、二二己卯(一六二七)關白 それから薨去まで 或は忠平薨去(天曆三年)以後は事實執柄の地位にあつてそれをこめると二十餘年になる。
- 五、清慎公家集一卷の外後撰に九首入り拾遺以下九勅撰集に採歌せられてある。榮花月の宴にてこの殿大かた歌をいみじうよみ給ひければ今の御門この方に深くおはしましてをり／＼にはこの大臣諸共にぞよみかはさせ給ひける、後撰集は第二番目の勅撰集で村上天皇の天曆五年十月日 撰者は梨壺の五人 大中原能宣 清原元輔 源順 紀時文 坂上望城 總裁は謙徳公 藤原伊尹 廿卷千四百二十首
- 五、精通した物語(此の轉じた?のは故實専門の家や人の意)

一、太政大臣 實賴

一、實賴の人となり 有識、歌才、謹直

このおとどは忠平のおとどの一男におはします。小野の宮
 の大臣と申しき。御母は寛平法皇の御むすめなり。大臣の位
 にて二十七年。天下執行攝政關白し給ひて、二十餘年ばかり
 やおはしけむ。天祿元年五月十八日うせさせ給ひにき、

御年七十一。御いみな清慎公なり。和歌の道にもすぐれ
 おはしまして、後撰にもあまた入りたまへり。おほかた何事
 も有識に御うるはしくおはします事は、世の人の本にぞひか
 れされ給ふ。

小野の宮の南おもてには、御もとどりはなちて出でさせた
 まふ事なかりき。その故は稻荷の杉のあらはに見ゆれば、「明
 神御覽すらむに、いかでかなめけにてはいでむ。」との給はせ
 て、いみじくつつしませ給ふに、おのづからおぼし忘れぬる

六、露頭 烏帽子冠なしに髪をあらはにして
 七、山城國紀伊郡深草町福福 祭神三座倉稻魂神
 (うがのみたまのかみ中央下社) 猿田彦命(北座中社) 大宮女命(南座上社) 正一位 官幣大社 この社が小野宮からよく望まれたのである。
 八、無禮げなること 「なめ」は紀に亂語をなめりごと輕をなめしと訓んでなる「人を無みする」の「無み」の轉であらう。

をりは、御袖をかづきてぞ驚きさわがせ給ひける。

二、敦敏の天死

一、實頼三女 述子母は時平女 天慶八年十一月五日入内天曆元年五月三日薨去十五歳
 二、述子と同母(實頼には今一人皇女で北の方があつた)
 三、少將正五位下天曆元年十一月十七日卒廿六歳 述子と半年足らずおいて亡くなつたので 當時の人々「此は忠文の祟りだ」といつた 忠文は參議で將門追討の勅を受けて東下したが中途で將門は貞盛秀郷の手で平定された。そこで論功の陣の座で實頼は貞盛等二人は勸賞のさばきをつけたが、忠文には賞與の座が立たぬと謂つて其儘にした九條師輔が反對したが、結局忠文の意見通りに極つた 忠文は納言昇進を夢みてゐたのに 此始末なので非常に憤慨して此一族を絶つてやらうと呪つてゐた(一方九條家へは富

この大臣の御女子女御にてうせ給ひにき。村上の御時にやたしかにおぼえ侍らず。をとこ君は、時平のおとどの御むすめの御はらに、敦敏の少將とておはせし、父おとどの御さきにかくれ給ひにきかし。さていみじうおぼしなげくに、あづまのかたより、うせ給へりともしらで、馬を奉りたりければおとど、

まだしらぬ人もありけりあづまぢに吾もゆきてぞ住むべかりける
 いとかなしき事なりとて目おしのごふに。おとどの御童名を

有の土地を献上したに拘らず」といふ(日本紀 畧)
 四、後撰哀傷にも榮花月の宴にもある 敦敏の乳母の夫がみちのくの守になつていつたので任所先から若君といつて馬を贈つてきた、東にはまだ我子の不幸を死らぬ人もあるわい ああ自分もその東にでも住んで居ればよかつたのに(我子と哀別の傷心なき國もがなと様の悲しい述懐)

ばうしかひと申しき。さればその御ぞうはうしかひをば、うしつきとのたまふなり。

情した」とか「話が温つづくつて來た」と補ふべき處。
 七、元服以前の幼名 名義はどうか知らぬが牛飼は牛車の取者のことだから差合になるといふので「牛附き」と呼んだもの牛飼鳥飼犬養など人の姓名に折々この種のものもある。

三、佐理の大貳三島の社の額を書く

一、母は三木元名の女 三跡の一人 その筆跡を佐跡といふ 天徳五年從五位下天元 元年參議 永觀二年從三位 正曆二年太宰大貳 兼皇后宮 太夫 正三位 その筆蹟の現存するものに詩懷 紙 自筆消息 尺牘補地切等がある 長徳四年七月廿五日薨去五十五歳
 二、書道の名人 文字のことを「手」といふ
 三、年月日不明だが正曆二年に赴任して二三年して太宰の神官中に佐理と意見の合はないものがあつたので朝廷では双方に好意を寄せて佐理は満期ではなくて中央へ呼び寄せられたものだといふ。

敦敏の少將の子なり、佐理の大貳、世の手かきの上手。任はててのぼられるに、伊豫の國のまへなるとまりにて、日いみじうあれ、海のおもてあしくて、風おそろしう吹きなどするを、すこしなほりて出でむとしたまへば、またおなじやうになりぬ。かくのみしつづ日ごろすぐれば、いとあやしくおぼして、物とひ給へば、神の御崇りとのみいふにさるべき事もなし、いかなる事にかとおそれたまひける夜の夢に、見

- 四、泊り 風待ちの碇泊地 その地は伊豫國越智郡
- 五、このやうに流れてばかりゐる中に可なりの日がたつたので
- 六、うらとひ(占問)すること 占つてみると
- 七、佐理卿が夢に見られたその次第は……といつて下の「かしこまり申すとおぼすに」までかかる それを三島の明神を主語にしては文脈が通らない。
- 八、延喜神名式に伊豫國越智郡大山積神社名神大神祇辭典に伊豆の三島の祭神を論じて「當社祭神につきては古來大山祇神説を執るものありと雖も平田篤胤具に辯じて事代主神をまつるとせるによりて明治六年以後これに確定せらるされど輒近三島通良氏新説を提げてこの祭神の大山祇神なることを主張し大に世の注意を喚起するに至れり」
- 九、夢のうちにも我ながら ひどく畏つて居るなと思はれたのに
- 一〇、お眼ざめになつては
- 一一、たび／＼沐浴して
- 一二、清淨にして 沐浴齋戒戒除御衣などをいふ

え給ひけるやう、いみじうけだかさましたる男のおはして「此の日のあれて日ごろ此處にへ給ふは、おのれがしはべる事なり。それはよろづの社に額のかかりたるに、おのれがもとにしもなきがあしければ、かけむとおもふに、なべての手してかかせむがわろく侍れば、われにかかせ奉らむとおもふによりて、此のをりならではいつかはとて、どどめ奉りたるなり。」とのたまふに、「たれとか申す。」と問ひ給へば、「この浦の三島にはべる翁なり。」と宣ふに、夢のうちにもいみじうかしてまり申すとおぼすに、「おどろき給ひては、またさらにもいはず。」

さて伊豫へわたり給ふに、多くの日あれつる日ともなく、うら／＼となりて、そなたさまにおひ風ふきて、飛ぶが如くまうでつき給ひぬ。湯度々あみ、いみじく潔齋してきよまはりて、ひの装束して、やがて神の御まへにて書き給ふ。やし

- きよまはる
- 一三、東帯(正裳)夜の宿直委に對して日の裝束といふ
- 一四、神官達
- 一五、額を掲げること「うつ」といふ
- 一六、御所望になることこそは
- 一七、どんなに得意に思召したことであらう
- 一八、京都六道珍皇寺の西手にある眞言寺で天曆五年空也上人の開基本尊は空也自刻の十一面觀世音

- 四、佐理の懈怠
- 一、怠慢 物ぐさ 不精 などに云ふがこはぬかりがあること
- 菩薩本行經に「夫懈怠者兼行之業、在家懈怠則衣食不供產業不營、出家懈怠則不能出離生死之苦」とあり佛教では盛に用ひられる。
- 二、酔ひどれのやうな處が幾分かありなされた泥は支那南海に居る「骨無し之蟲」だから「まるで泥蟲のやうな人」と解いたのは少し違ふ

ろの官ども召しいでてうたせなど、よく法のごとくして、かへり給ふに、つゆおそる事なくて、末々の舟にいたるまで平にのぼりたまひにき。わがする事を人間のほめあがむるだに興あることにてこそあれ。まして神の御心にさまでほしくおぼしけむこそ、いかに御心おごり給ひけむ。また大方これにぞ、いとど日本第一の御手のおぼえは取り給へりし。六波羅蜜寺の額も、此の大貳の書きたまへるなり。さればかの三島の社の額と、此の寺のとは、おなじ御手にはべり。

四、佐理の懈怠

御心ばへぞ懈怠はすこしは如泥人とも聞えつべくおはせし故中關白殿、東三條つくらせ給ひて、御障子に歌繪どもかかせ給ひし色紙形を、この大貳にかけと宣はするを、いたく人さはがしからぬほどに、まゐりて書かれなば、よかりぬべかりけるに、關白殿わたらせ給ひて、上達部殿上人などさるべ

如何にも南海異物志に「南海有^レ蟲無^レ骨名曰^レ泥 有^レ水則活 失^レ水則解如^ニ堆泥^一」とあるがこれも「泥のやうな」といふのでつけた名で泥の字の成立は蟲が前ではなく 泥解といふ熟語は已に邦人の耳に熟してゐる筈である。

- 三、道隆といふ親子三人闘白した中に當る人 父 兼家 兄道隆弟道長
- 四、東三條院東の町にある二條宮(又小二條ともいふ)道隆が手を入れたのは正暦三年十一月のこととこれを中宮(長女定子)の御座所に冠て自身の住邸(東三條南の院)が直ぐ其南手なので長い渡り廊下で行き通ひの出来るやうにした
- 五、唐紙(襖)
- 六、歌に合はせて書いた繪(丁度贊歌の連である)
- 七、日が高くのぼつてみんなを持たせて
- 八、氣がおちつかない 精神がしつかりしない(現代語でいへば あたりがザワ／＼してゐて精神統一が保てない)
- 九、かといつてよすわけにも行かないので
- 一〇、婦人用の装束を縁としてかづけさせられたのを 當時縁には通常女の装束を興へたし その興へるには肩の上に披けさせて興へる。 一一、そんなものを買はなくてもと(佐理卿が)思はれたけれども 一二 多くの人々 一三、矢張り手ぬかりの失敗であつたわい 一四、世間通常の家書のずつと地位の低い者などにこそ

き人々あまたまゐりつどひて後に、日たかくまたれ奉りてまゐり給ひければ、すこし骨なくおぼしめされるれど、さりとしてあるべきことならねば、かきてまかで給ふに、女のさうぞくかづけさせ給ふを、さらでもありぬべく思さるれど、すつべき事ならねば、そこらの人の中をわけいでられけるなむ、なほ懈怠の失錯なりける。のどかなる今朝とくもうちまゐりて書かれたらましかば、かからましやはとぞ、見る人もおもひみづからもおぼしたりける。一むげのその道のなべての下庸などにこそ、かうやうなる事はせさせ給はめ。」と、殿をもそしり申す人々ありけり。

五、實頼の一族

- 一、寛弘六年三月十三日別當より左衛門督に轉ず
- 二、懐平の三男 參議正四下世六歳(公卿補任長元八年十月十六日の條)榮花十三歌合に三ヶ處出てゐる 後に齋信の養子になつた。
- 三、法住寺を建立したからの名稱で 家は一條にあつた本書の後にもよく出て來る人で當時の一名門で而かも美人系の名門で名高い 又その北の方の能筆は榮花の蒼花、根合の卷に散見して居る
- 四、祇子のこと六十五代花山天皇の一一參照 局を弘徽殿に賜はる女御を弘徽殿の女御といふのだから此名義の女御は代々あるので「花山院の御時の弘徽殿の女御」といふ
- 五、太政大臣伊勢の章參照
- 六、一條朝四納言の一人で才と富と美貌と三拍子揃つた上達部として大に囃されたことは枕草子にくはしい
- 七、藤原氏系圖に家頼三男齋敏母敏敏におなじ右衛門督
- 八、宇合の授正三位右大將道明の男、九、大貳になつたのは寛弘元年十二月廿八日丁未亡くなつ

五、實頼の一族

その大貳の御むすめ、いとこの懐平の左衛門督の北の方にておはし、經任君の母よ。大貳におとらず女の手かきにておはすめり。大貳の御妹は法住寺のおとどの北の方におはす。その御はら女君は、花山院の御時の弘徽殿の女御、又入道中納言の御北の方にて、又をのこ子は、今の中宮大夫齋信卿とぞ申すめる。

小野の宮のおとどの三郎、敏敏少將の同じ腹の君、右衛門督までなり給へりし、齋敏とぞ聞えしかし。その御をとこ君播磨守尹文のむすめのはらに三ところおはせし。太郎高遠の君、大貳になりてうせ給ひにき。二郎懐平とて中納言右衛門督までなり給へりし。その御をのこ子なり、いまの右兵衛督經通の君、また從侍宰相資平の君、いまの皇太后の權大夫にておはすめる、その齋敏の君の御をのこ子、御おぼぢ小野の

たのは長和二年五月十六日丙午六十五歳

一〇、長和二年六月廿三日中納言

一、治安元年八月廿九日参議の上に更に右兵衛督兼任「經通の君また」の下短観抄には分註で「をい大納言ときこゆ經通資平の母は源中納言保光女子」とあるが今は別つておく

一二、侍従は中務省の官人で大抵は門閥家の公達が任ぜられたその職掌は側近に當侍して拾遺補闕の奉公に當りその請所は中務省内の西北にあつた。さて資平の皇太后宮大夫任命は康平四年十二月八日であるのにここに「いまの皇太后宮の權大夫」とある。いまとは萬壽二年のことだから

後一條萬壽二年乙丑 一六八五

後冷泉康平四年辛丑 一七二一

で、三十七年違ふ。是萬壽二年本位脚色の一破綻で此作時代の考察上一つの参考になる。

一三、榮花一月宴にも略同じやうにある

一四、餘り利口ぶつた様子だなあ。名まへのいはれから文字の證撃までするといふのは、おぢいさんも大分と物議り振だなア

一五、大學丸

宮の大臣の御子にし給ひて、實資とつけ給ひて、いみじうかなしうし給ひき。このおとどの御名の文字なり、實もじは。といふ程も餘りざえがりたりや。わらは名はだいかく丸とぞつたりける。

其の君こそ今の小野の宮の右大臣と申して、いとやんごとなくておはすめり。このおとどの、御子なきなげきをし給ひて、わが御をひの資平の宰相を養ひ給ふめり。又すゑに宮仕人をおぼしける腹にいでおはしたるをこの子は法師にて内供良圓の君とておはす。

又さぶらひける女房をめしつかひ給ひける程に、おのづからうまれ給へりける女君、かぐや姫とぞ申しける。この女は頼定の宰相のめのとご。北の方は花山院の女御、爲平の式部卿の親王の御むすめ、院そむかせ給ひて道信の中將も懸想し給ふに此の殿、參り給ひにけるを聞きて中將の君のきこえ給

ひしぞかし。

うれしさは如何ばかりかは思ふらむ憂きは身にしむ物にぞありける

この女君、殿にさぶらひ給ひしなり。

この女君千日の講

行ひ給ふ。資家中納言のうへの母なり。兼頼の中納言の

北の方にてうせ給ひにき。大かた子かたくおはしましけ

る族にやこれも中宮の權大夫のうへも、まま子を養ひ給

へる。

二〇、下文にある通り始めは花山院の女御で院御出家後道信と實資と二人に思はれて遂に實資に嫁がれた

二一、意味は明瞭で歌も平凡だ。あなたは思ふ御方に思はれてどんなにかおもしろいことせう。それに引きかへ、ふられた私はしみじみ悲しく思ひます。さて本文「この女……はからさぶらひ給ひしなり」までは分註が紛れこんだものであらうとは二三先覺の所説で正にその通りだと思ふ。歌の次の文句など註文としては聞えるが本文としては如何にも唐突な讀け方だ。二二、千日間僧を請じて説法を聽聞する法會。多くは法華經。二三、奥方。北の方。二四、大納言長家の子で治暦三年二月六日中納言。二五、頼宗の子長久三年正月廿九日中納言、さてこの關係はかぐや姫が兼頼に嫁いで一女をおげその女資家に嫁いだといふのだ。

六、小野宮

一、帳台のこと室の一劃の四方上方に帳を垂れて

六、小野宮

床に疊茵を敷いて寢所居所とする。當時の室は廣くがらんとしてゐたので多くの建具や幕様のものを使用した。帳台は固定的に小室をしきつたものである。この語を「几帳と帳台」と直したのは當らない。几帳は貴女にはつきものだから無論立ててはあつたらうがそれを特別設備としてあげる譯はなし「几帳」を唯「帳」とした例も少い。

二、隠り徳人、内福の人 見えよりも内懐の豊かな人

三、中古以來貴族の私有地

四、寢殿から分れて出てゐる別棟で多くは東西相對してシムメトリーになつて居る處から對屋といふ

五、渡り廊下 廊とも細殿ともいふ

六、東南の方に

七、供養僧のへや

八、佛に供へる米三十石

九、又五器とも五具足ともいふ 佛前を莊嚴にする法器で燭台花瓶各一對と香爐 但しここは大鉢佛前の定めぬ法器で此以外のもの(皿物など)もあつたかもしれぬ

この女君を小野の宮の寢殿の東面に、帳床立てて、いみじうかしづきす奉らせたまへり。いかなる人か御塔となり給はむとすらむ。かの殿はいみじきこもりとく人にぞ坐す。故小野の宮のそこばくのたからもの莊園は、皆この殿にこそはあらめ。殿づくりせられたるさま、いとめでたしや。對、寢殿渡殿は例の事なり、辰巳の方に三間四面の御堂たてられて、廻廊はみな供僧の房にせられたり。湯屋に大きなかなへ二つぬりすゑられて、煙絶えぬる日なし。御堂には金色の佛おほくおはします。供米三十石定器におかれたゆる事なし。御堂にまゐる道には御まへの池よりあなたを、はる／＼と野につくらせたまひて、時々花もみぢをうゑさせたまへり。また船にのりて池よりこぎてもまゐる。これより外に道なし。住僧にはやんごとなき智者あるは持經者、眞言師どもなり。これに夏冬の法服をたまひ、供料をあて給ひて、わが滅罪生

善の御いのり、又姫君の御息災を祈らしめたまふ。

この小野の宮を、あけくれつくらせ給ふ事、日にたくみの七八人たゆる時なし。世の中にて斧のおとする所は、東大寺とこの小野の宮とこそは侍るなれ。祖父おほい殿のとりわけ給ひしるしはおはする殿なり。まことに御男子は今の伯耆守資頼と聞ゆめるは、姫君の御ひとつはらにはあらず、いづれにかありけむ。

- 一〇、大知識即ち高僧
- 一一、法華經持讀の名僧
- 一二、眞言の加持僧
- 一三、扶持米の供養料
- 一四、過去現在の罪障を消滅して後世安樂を得る御祈り
- 一五、工匠 大工
- 一六、この日本で毎日造作普請の手が入つて居るのは云々と面白い云ひ方だ
- 一七、祖父君實頼公の御選びになつただけのけじめはある殿だ(實頼公の御眼きを空しくせられないだけの立派な殿であつた) 一八、ホンニこの實頼公の實の公達は今の伯耆守資頼と申すやうだがこの方はかぐや姫と一つ腹(即ち頼定の乳母子の腹)ではないどなたの腹であつたらう「まこと」はまだ云ひ残したと思ひ出す時の間投詞的な副詞でこれを「聞ゆるは」にかけると「は」は詠歌になるがここでは最後の「いづれにかありけむ」に係つて居ることを注意すべきだ。併しこの實頼も尊卑分脈には實は懷平の男で榮華によらずと出雲守常種(女)の腹であるから、果して實の子であるか否かよくはわからない。

一、太政大臣頼忠

- (10) 一、太政大臣頼忠
- 一、よろづのしたため、油の始末
- 一、天祿二、一一、二(一六三一)一寛和二、六二(一六四六)十六年
- 二、貞元二、一〇、一一(一六三七)寛和二、六

このおとどは小野の宮實頼の大臣の次郎なり。御母時平の

- 二三(一六四六)十年 紀畧裏書などの年附によると十六年と十年とである。
- 三、人生榮華の頂上にまで達せられた方ですぞ
- 四、大さう立派なこと「いみじき」は「甚しき」で善悪共に使ふから意味は前後の語句によつて推定する。
- 五、賀茂祭の前日即ち申の申の日に關白の参拜あり之を關白賀茂詣といふ この先例を作つたのは頼忠である。
- 六、非違糺彈非常警衛罪人逮捕等を行き京師に限つて置かれた異今の警視廳のやうなものだが官吏の地位や権限には相違がある 淳和朝の天長十年に始めておかれた。
- 七、關白の牛車の後に供奉する
- 八、府生二人番長二人を二つがひにして供まはり立たせる
- 近衛司將曹の下の地位今でいへば下士階級ともいふべき下級武官
- 九、物の節の限り、然るべき儀式の時だけ
- 一〇、府生がつくことはなかつたのです
- 一一、攝政關白

大臣の御むすめ、敦敏の少將の御同じ腹なり。大臣の位にて十九年。關白にて九年。この生きはめさせたまへる人ぞかし三條よりは北、西洞院よりは東に住み給ひしかば、三條殿と申す。

このおとどいみじき事どもしおきたまへる人なり。賀茂詣にて檢非違使車のしりに具する事、また馬の上の隨身左右に四人つがはしむる事も、此のしいで給へり。古は、ものものふしのかぎり一人づつありて、府生はなくてはべりしなり。一の人おはすなど見ゆること侍らざりけり。必ずかく侍るなりける事なりかし。あまりよろづしたためあまり給ひて、殿の内によひにともしたる油を、又のつとめて、さふらひに油瓶をもたせて、女房の局までめぐりて、残りたるをかへしいれて又今日の油にくはへてともさせ給ひけり。あまりにうた

てあるなりや。

- 一二、是非かうあるべき事でありませすぞ
- 一三、悪風を驅めたり廢れたるを興したりするこ
- と あまりにも整へ過ぎさせられて。
- 一四、早朝詣職殿日(いつとめ)とも 風めて
- 一五、自分の家の
- 召使の男今の家僕と同じ
- 一六、都屋
- 一七、興さめた事であるよ

二、隆家四條宮の前わたり

- 一、天皇に御縁故のない人(外戚關の有様がよくわかる處だ)
- 二、四條の南 西洞院の東にあつて當時は四條后遷子(頼忠女圓融合)のおすまひ
- 三、前太宰權帥藤原隆家 隆家の孫
- 四、宇多天皇御孫 敦實親王男母は時平女世に六條左大臣といふ
- 五、どうなさいませうぞ? どうとも仕方ないこととあります。
- 六、知りたいたいと思召して
- 七、寢殿に入る口の門連子は窓格子
- 八、入衾をも解き放つて
- 九、雜用驅使のしもべ
- 一〇、のぞきこみながら
- 一一、なまじひ特めだてすると却つてまずいことになるから

一條院位につかせ給ひにしかば、よそ人にて、關白のかせ給ひにき。たゞおほきおほい殿と申して、四條の宮にこそは一つにすませ給ひしか。それにこの前の帥殿は、時の一人の御孫にて、えもいはずはなやぎ給ひしに、六條殿の御増にておはせしかば、つねに西洞院のぼりにありき給ふを、こと人ならば、こと方よりよきてもおはすべきを、大后太政大臣のおはしますまへを、馬にてわたり給ふ。おほきおほい殿、いとやすからずおぼせども、いかがはせさせたまはむ。なほいかようにてかと、ゆかしくおぼして、中門の北の廊の連子よりのぞかせたまへば、いみじうはやる馬にて、御紐おしのけて

- 一二、やさしげのない若者だなあ
- 一三、ひどい事ですな
- 一四、(頼忠の女重信に嫁ぎ 一女を生む その女即ち隆家の妻であるから 頼忠から見れば隆家は外孫に當る それだから)人一倍に出入をしげくして奉伺の敬意を盡されてこそ然るべきであつた。

三、頼忠の謹直

- 一、「のうし」と訓む 貴人の不斷着で仕立ては大體袍と同じだが 後に「はこえ」がなく腰帯はともぎれ(同じ地質)とする 又之を着るに ついては袍とは ずつと異式で、下は指貫だけ上は石帯も魚袋も平袴もない帽は家では烏帽子を冠り(之を烏帽子直衣といふ) 外出には冠を着る(之を冠直衣といふ)
- 二、衣に袍下裳裳に指貫を着用すること直衣より

雑色二三十人ばかりに、ささいとたかくおはせて、うち見れつつ、馬のたづなひかへて、扇たかくつかひてとほり給ふをあさましく思せど、なか／＼なる事なれば、こと多くもたまはで、ただ「なさけ無げなるをのこにこそありけれ。」とばかりぞ申したまひける、非常の事なりや。さるは帥の中納言のうへの六條殿の姫君は、母は三條殿の御女におはすれば御孫ぞかし。されば人よりはまゐりつかまつりだにこそし給ふべかりしか。

三、頼忠の謹直

この頼忠のおとど、一の人にておはしまししかど、御直衣にて内に参り給ふ事侍らざりき。奏せさせ給ふべき事あるをりは、布袴にてぞまゐりたまふ。さて殿上にさぶはせたまひ年中行事の御障子のもとにて、さるべき職事、藏人などしてぞ奏せさせ給ひ、うけたまはり給ひける。又あるをりは鬼の

も丁寧な服装

- 三、朝廷の年中行事を日録風に書いた衝立で前半後半年と二つ殿上の間の東側に立ててあつた。
- 四、清凉殿西南の二間四方の小間で南壁に白澤王(鐘馗)鬼を斬る繪が貼つてあるから鬼の間といふ(此様に慣ましくなされたのであらう)か

間に御門いでさせ給ひて、めしあるをりぞまゐらせ給ひし。關白し給へど、よその人にておはしましければにや。

五、關白を勤めては居

四、遵子皇后の御崇佛

- 一、醍醐皇子御母は伊豫介連永女更衣鮮子親王の御女は殿子女王
- 二、貴族の長女をいふ(二女以下季の上までは中姫君又は中君といふのが當時の稱呼)
- 三、物のあはれを知りみやび心のある人
- 四、物識り
- 五、滅罪生善によつて現當二世を資益する善業つまり崇佛慈善の行
- 六、佛を禮拜して善果を欣求すること
- 七、法の如く きちやうめん
- 八、宮中の御讀經に定季と臨時とある、前者を季の御讀經といひ毎年二八月の二回殿(太極殿又は紫宸殿)に廣道那佛・觀世音・虚空藏菩薩を安置し百僧を招じて三日間大般若經(撰災拓福

四、遵子皇后の御崇

故中務卿代明親王の御むすめのはらに、御むすめ二人男一人おはしまして、大姫君に圓融院の御時の女御にて天元五年三月十一日後に立たせ給ひて中宮と申しき、御年二十六、皇子おはせず、四條の宮とぞ申すめりし。いみじき有心者有識にどいはれ給ひし。功德も御いのりも如法に行はせ給ひし。年ごとの季の御讀經なども、つねの事とおぼしめしたらず四日がほど二十人の僧を、房のかざりめでたうて、かしづきすゑさせ給ひ、ゆあむし、齋など限りなく如法に供養せさせ給ひ、御まへよりも、又とりわきさるべきものどもいださせ

の爲め)を轉讀せしめられる行事(延喜式・江家次第裏書等)

九、室内裝飾を立派にして

一〇、僧侶の膳部 齋は佛家の正食時即ち正午をいふ。僧は一日一食午にとつてそれ以外に食事にするを非時といふ。

一一、あてがはせられ

一二 皇后様御自身の御手許からも(前にある供養は朝廷からの御手當を然るべくはからはせられるのである)

一三、立派な御服装をお召しになり

一四、清浄に御とりあつかひになつて

師の高弟で後に山の座主となる 一六、梵語ドフータ漢譯して抖擻(とさう)はらひのける)といふ諸國を托鉢行脚して佛法修業すること(それに用ゐる袋が頭陀袋)

一七、黄金の金碗(かなまり)金は「かね」と訓んでは金屬の總名になる金(こがね)銀(しろがね)銅(あかがね)鐵(くろがね)の金である。(從來これを 金と訓み、銀のかなまりの類であつたらうとしたり、金銀の盒器だとしてたりしたのは膳に落ちない 關根先生の新註だけが「こがね」とある)「うつ」とは金屬製の器を造ること 一八、こんな立派な品を買ひ受けては餘りに苦々しい(質素なるべき桑門の身にふさはない) 一九、托鉢行脚をいふ。

五、其他の一族

一、誤子このよみ未解「しし」か「たゞし子」か?

五、其他の一族

今一とこのの姫君、花山院の御時の女御にて、四條の宮に

給ふ。御身づからもきよき御衣奉り、かぎりなくきよまはらせ給ひて、僧に賜はらするものどもは、まづ御まへにとりすゑさせて、をがませ給ひてぞ後につかはしける。惠心の僧都の、頭陀行せられけるをりに、京中こぞりていみじき御齋をまうけつつまゐりしに、この宮にはうるはしく金の御器どもをうたせ給へりしは、かくてはあまり見ぐるしとて、僧都は乞食とどめたまひてき。

二、寛弘六年三月四日權大納言 治安元年正月廿四日按察使兼任 按察使は地方政績視察官として元正朝養老年間に置かれ 後邊陲の陸奥出羽にのみ設けられ 王朝に入つては唯名譽の稱號となつて大納言が兼ねるのが普通になつた、で按察大納言といふ名稱はよく當時の物の本に出て来る。

三、小野宮實賴の子頼忠、その子公任である。

四、世間から尊敬せられ ゆかしい方だと評判せられて居られる。

五、内大臣教通の北方母は村上皇子昭平親王の女薨去は萬壽二年正月五日である(それを去年の正月といふと今年は萬壽三年となる年代破綻の一例)

六、治安三年十二月十五日右大辨より左大辨に轉ず、歌人として有名その味多くの勅撰に入る小倉百人一首「あさぼらけ宇治の川霧たえく」にの作者

七、昭平親王のこと御母は左大臣藤原在衡女 母君は大層上品にお美しくいらした 八、多武峯少將高光切名まをさ君と申した その御女が昭平親王に嫁いで姫君が出來た、その姫君が公任の孫へ嫁いで出來た子が定頼といふ譯だ

尼にておはしませすめり。やがて后女御のひとつはらの男君、只今の按察大納言公任卿と申す。小野の宮の御むまごなればにや、歌の道すぐれたまへり。よにはづかしう心にくさおぼえおはす。その御むすめ、ただ今の内大臣の北の方にて、年ごろ多くの公達うみつづけ給へりつる、こそこの正月にうせ給ひて、大納言よろづをしらず、おぼしなげく事かぎりなし。又男君一人ぞおはする、左大辨定頼の君、若殿上人の中に心あり、歌なども上手におはすめり。母北の方いとあてにおはすかし。村上の第九の宮の御むすめ、多武峯入道少將まをさ君の御むすめのはらなり。内大臣殿のうへも、此の辨の君も、されば御なからひいとやんごとなし。

六、公任の失言・素腹の君

- 一、心無のこと 嗜みの無いこと
- 二、兼家の住邸 その女詮子は今門閥の女御であるのに自分の妹は今后立ちした
- 三、不快に思はれたのに癪に障ると思つてみられる折も折とて
- 四、この詮子はいつ后になられることであらう (宅の妹は今日只今この通り立后入内の處だがと 自己の優越をひけらかしたもの)
- 五、不快に思はれたけれど 氣障だと思はれたが
- 六、詮子には皇子がおありなさるから心強く思ひ慰められた
- 七、餘計のことを云はれたものだなと「やくなく」は益無く
- 八、寛和二年七月五日一條天皇の御生母だといふので皇太后の稱號を奉られたことをいふ 此より前同年四月九日に御入内とあるから進の内侍の悪口は此時のことだ その時公任は中宮職の亮を奉じて居つた。
- 九、關根先生の新註を其儘借りておく

六、公任の失言・素腹の君

この大納言殿無心の事一度ぞのたまへるや。御妹の四條の宮の、后に立たせ給ひて、はじめて内へ入り給ふに、西洞院のぼりにおはしませば、東三條のまへをわたらせ給ふに、大入道殿も故女院も、胸いたくおぼしめしけるに、按察大納言は後の御兄にて、御こちよくおぼされけるまゝに、御馬をひかへて、「この女御はいつか后にたち給ふらむ。」とうち見いれたのたまへりけるを、殿を始め奉りて、その御族やすからずおぼしけれど、男宮おはしませばたけくぞ。よその人々も、やくなくも、宜ふかなとききたまふ。

一條院位につかせ給へば、また女御后に立たせ給ひて、内に入り給ふに、この大納言殿の亮につかうまつり給へるに、出車より扇をさし出して、「やや物申さむ。」と、女房のきこえければ、何事にかとて、うち寄り給へるに、進の内侍顔をさ

ふ 花鳥餘情に出車は公より轉ぜられて其の人に給ふ故に人たまひとも名づくもあり」

此と全く違ふ解は「出車は女房の乗れる車をいふ物見物詣などの折に女房どもの美しく衣裳を着かざりて、その裾袖口などを車の簾の内より出す故に出車といふ」などあるもので以前この解に疑問を懐き直接關根先生に教を乞ひ詳細示された文面も結局前同様の解釋であつた。

- 一〇、モシ、一寸申したい事がございます
- 一一、女官の三等掌侍を又内侍といふその父兄などに大進少進などある爲めに「進の内侍」と呼ばれたものであらう
- 一二、産ませぬの御妹さんはどこにいらつしやいますか (私の方の女御の詮子は此通り皇男子がお在りなされてその爲め今日は皇太后御入内の御儀でございますして、あなたも亮として御仕へのやうですが……といふ處「すばらの君」といつてこれだけの侮蔑を加へたいばかりでいつたもの)
- 一三、ハハアいつぞやの事を根に持つて居られたのだな アレは自分ながらもしまつたと思つてることだから道理至極で今更かへす言葉もない身の上だと思つた。
- 一四、萬事につけて人品を上げられたので
- 一五、何かにつけて疎外せられない
- 一六、これもかの進の内侍が無禮といふことで一件は落着した

七、公任三船の才

- 一、道長のこと
- 二、源を東丹波より發して保津河といひ大堰の里桂の里の邊を流れて大堰川とも桂河ともいふ

七、公任三船の才

ひととせ入道殿の大堰川の逍遙させ給ひしに、作文の船管絃の船、和歌の船とわかたせたまひて、その道にたへたる

西流して賀茂川に合して淀川となつて難波の海に注ぐ沿岸の風勝奇巖急瀬の清流を以て開え王朝稲柳川道通の好適地となつて居た川道通とは川遊び川に舟を浮べて遊覧すること

三、漢詩を作ること作文といふ

四、各々その道に堪能な人々を

五、小倉山の山嵐が寒いので船の中の人々は誰も皆折から散りかかる紅葉の錦をかきね着してゐると「あらしの風」が木立にきいては落葉させ人にきいては寝ね着させと両方にはたらいて居るこの歌拾遺卷三秋二一〇に

嵐の山のもとをまかりけるに紅葉のいたくちり侍りければ

朝まだき嵐の山のさむければ

紅葉のにしきぬ人ぞなき

袋草子には四句「ちるもみぢ葉を」とあり、十訓抄第十の三には拾遺と同形に載せて終に

此の歌花山院の拾遺集を撰ばせ給ふ時「紅葉の衣」とかへて入るべきよし仰せられるをし

かるべからざるよし申されければ本のまゝに入り

りにけり」とあるこれは公任の申し分が尤だ

「衣」としては紅葉は少しも美化されない又一

人々をのせさせ給ひしに、此の大納言殿のまゐり給へるを、入道殿、「かの大納言いづれの船にかのらるべき」とのたまはすれば、「和歌の船にのり侍らむ」とのたまひて、よみ給へるぞかし、

をぐら山あらしの風のさむければもみぢの錦きぬ人ぞなき

申しうけたまひけるかひありてあそばしたりな。御みづから

ものたまふなるは、「作文の船にぞ乗るべかりける。さてかば

かりの詩をつくりたらしましかば、名のあがらむこともまさり

なまし。くちをしかりけるわざかな。さても殿の、「いづれに

とか思ふ。」と宣はせしになむ、われながらこころおごりせら

れし。」とのたまふなる。ひと事のすぐるだにあるに、かく

いづれの道にもぬけいで給ひけむは、古も侍らぬ事なり。

おとど永祿元年六月二十六日にうせさせ給ひて、同じ月三

本に初句「大井川」とあるが二句との續が揃い六、御自身に請うてお味みなつただけあつて

(11) 一、左大臣師尹

一、宣耀殿の女御

一、(8)の二ノ二参照 師尹は通常「モロタダ」といふが古典保存會本には「モロマサ」とある。

二、康保四、一二、一三(一六二七)―安和二、一〇、一五(一六二九)三年

三、そこで(その祟りで)其年も暮れぬ内に葬去になつたなども取沙汰したやうだ

四、後宮御殿の名 これも代々の女御が賜はるの

で區別して「村上の御時の」と冠した これは師尹の女 芳子の事

五、牛車に召して

六、檀の皮をほぐしさらして漉いた紙 白くて厚くさはりはじつとりとして居て面に縮漏があら

る始め陸奥で漉き出したから「みちのく紙」といふ大きさは横一尺三寸 縦一尺九寸

七、萬たく 愛らしく美しいこと

八、一首明瞭「この世後の世その後の世の末かけ

十日贈正一位になり給ふ。廉義公とぞ申しける。このおとどの御すゑかくなり。

一、左大臣師尹

一、宣耀殿の女御

此の大^{おとど}大臣は忠平の大^{おとど}臣の五郎、小一條のおとどと聞えさせたまふめり。御母九條殿に同じ。大臣の位にて三年。左大臣に

うつり給ふこと、西宮殿の筑紫へくだり給ふ御かはりなり。

その御事のみだれば、この小一條のおとどのいひいで給へるとぞ世の人聞えし。さてその年もすぐさずうせ給ふなどこそ

申すめりしか。それもまことにや。

御むすめ、村上の御時の宣耀殿の女御、かたちをかしげに

うつしうおはしけり。内へ参り給ふとて、御車に奉り給ひけ

れば、わが御身はのり給ひけれど、御ぐしのすそは、母屋の

柱のもとにぞおはしける。ひとすぢをみちのくに紙におきた

て御身と我とは比翼の契りをかへまい」比翼とは古代支那傳説の鳥で、一目一翼あり雌雄相並んで飛翔するといふ

九、これも明瞭「そのお言葉に變りがないのならわたしも連理の愛を捧げませう」秋は飽きをかけ「言の葉は」木の葉をかけた「連理の枝」は前漢書蔡邕傳にもあるが、それは孝子の話でここののは太平記卷四にも見える搜神記にある宋の大夫愚とその妻との塚の上の木が相違つたといふのが近い「連理」といふ語は「本理を連ねる」といふ義 但し大鏡の作者並に村上帝と女御の御作意は寧ろ此頃流行した白樂天の長恨歌の「在天願為比翼鳥」在地願為連理枝」からの思ひつきであらう

- 一〇、暗誦して居られる
- 一一、古今集の序の「やまとうたは人の心をたねとして」から
- 一二、詞書でも
- 一三、歌詞でも（この古今集試験は枕草子にくはしく出てゐる）
- 一四、誦經布施をして經を讀んでもらふこと
- 一五、箏の琴 即ち十三絃の琴（村上天皇は堪能

るに、いかにもすきまみえ給はずとぞ申しつたへためる。御目のしりの少しさがり給へるが、いとどらうたくおはするを御門いとかしこくときめかさせ給ひて、かく仰せられけるとか、

いきての世死にてののちの後の世もはねをかはせる鳥となりなむ

御返し、女御、

秋になることのはだにもかはらばわれもかはせる枝となりなむ

古今うかべ給へりと聞かせたまひて、御門試みに本をかくして、女御には見せ給はで、やまとうたはとあるをはじめにてまへの句のことばをおほせられつつ、問はせ給ひけるに、いひたがへ給ふこと、詞にても歌にてもなかりけり。かかることなど父おとどはさき給ひて、御装束し、御手洗ひなどして、

ところ／＼に誦經などし、念じ入りてぞおはしける。みかど

御箏をめでたくあそばしけるも、御心に入れてをしへなど、限りなく時めき給ふに、冷泉院の御母后うせ給ひてこそ、中中こよなくおぼえおとり給へりとは聞えしか。故宮のいみじくめざましくやすからぬ者に思したりしかば、思ひいづるにいとほしくくやしきなり。」とぞ、仰せられける。

- 一六、安子皇后次の師輔の章参照
- 一七、却て此上なく云々 益々御寵愛を受けさせらるべきだのに却て大層寵愛が衰へさせられたとか（短観抄に本文を冷泉院の御母后いらせ給ひてこそ云々」として註に云々を疑つて居るその疑問は正しいが 本文がよくない 安子は早くから御入内で天徳二年十月廿七に立后でその翌廿九日に芳子が女御として御入内せられて居る中に康保元年四月廿九日に崩御で足掛七年間並び立たせられた譯である 但宣耀殿の女御とても同年七月廿九日薨去であるから僅か三ヶ月の隔りで亡くなられたのである
- 一八、故安子皇后が此宣耀殿女御を大さう目の上の仇にして心わがつてゐられたからそれを思ひ出すと氣の毒になつて（別に此といふ譯もないのに）變に近づけにくいのだ（安子皇后が嫉妬せられたことは下の師輔の章にある）

二、八宮のこと

- 一 永平親王と謂つて村上帝の第八皇子一品（一説四品）兵部卿
- 二 極めたる痴者 非常な愚か人
- 三、師尹

此の女御の御腹に、八宮とて男みこうまれ給へり。御かたちなどは清げにおはしけれど、御心きはめたたるしれものぞ聞き奉りし。世の中のかしこき帝の御ためしに、もろこしには、堯のみかど、舜のみかどと申す。この國には、延喜天

- 三、濟時の左大將・八宮の接待
- 一 母は右大臣定方の女 正暦元年六月一日左大將となり、薨後太政大臣を贈られた
- 二、うるさく こせついでみて
- 三、むつかしやだといふ評判が高く(淡白にない人柄)
- 四 外聞を気にする風 見え坊
- 五、たつて勸められて
- 六、曲をホンの一つボツチリ
- 七、餘りイケすかない方だ
- 八、進物 には にはひあへ(新製)新しい食品の御馳走の義が原
- 九、進物を入れる室
- 一〇、あまりにおん御鄭重なことですな(と霜がひやかした語)
- 一一、大層よくゆき届いてゐると自信せられた割合に

曆とこそ申すめれ。延喜とは醍醐の先帝の御事、天曆と申すは村上の先帝の御事なり。その帝の御子、小一條の大臣の御孫にて、しかしれ給へりける、いとくあやしき事なりかし

三、濟時の左大將・八宮の接待

その母女御の御せうと濟時の左大將と申しし、長徳元年四月二十三日にうせ給ひにき。御とし五十五。この大將は、父おとどよりも御心ざまわづらはしく、くせくしきおぼえまさりて、あまり名聞になどぞ坐せし。御妹の女御殿に村上の琴をしへさせ給ひけるを、御まへにさぶらひ給ひて、ききならひたまふほどに、おのづからわれもその道の上手に、人にもおもはれたまへりしを、おぼろげにては心よくならし給はず、さるべきことのをりも、せめてそそのかされて、ものひとつばかりかきあはせなどぞし給ひしか、あまりけにくしと人にもいはれたまひき。人の奉りたる贄などいふ物は、御ま

- 一二、つまらぬヘマを演ぜられたと
- 一三、このは正月二日の二宮の大饗や任大臣の時の大饗ではなく臨時大宴會を催し客を招くやうな時に、それを甥におさせになつて
- 一四、酒豪でいらつしやるから 此頃朝光と濟時と道隆とは大酒家の三幅對のやうにいはいはれた
- 一五、マアもう暫らくなど然るべく御とめなさい
- 一六、贈入して重々しく取り行はせられることだからとて
- 一七、さすがに古風な仕打だ(たとひ痴人でも地位階級を尊重したやり方だ)
- 一八、公事が差合ひになつてゐる日なので
- 一九、ホンニ斯様々々の注意があつたなと思ひ出されて大將の方を幾度も見られて(もうこころで止めませうかと目頭で相談するつもりでそのことが己に問拔けた仕打だ)
- 二〇、目くばをせられると
- 二一 袍の片方の袂
- 二二 顔色素振が變つて(をかしく)噴き出しさうにして危く喚ひ止めてゐるといつた模様)
- 二三 とかくの事にかこつけて(一人がアアさうだつて〇〇へ行くのをすつかり忘れちやつた)

への庭にとりおかせ給ひて、夜は贄殿にをさめ、晝は又もとのやうにとりいでつつおかせなど、又人の奉りかふるまではおかせ給ひて、とり揺かすことはさせ給はぬ、あまりやさしき事なりな。人などのまゐるにも、かくなむと見せ給ふ料なめり。昔人はさる事をよきにはしければ、そのまゝの有様をせさせ給ふとぞ。

かくやうにいみじう心ありとおぼしたりしほどよりは、よしなしごとしたまへとぞ、人にいはいはれ給ふめりし。

御甥の八宮に大饗させ奉り給ひて、上戸におはすれば、人々ゑはして遊ばむなどおぼして、「さるべき上達部たちとく出づるものならば、しばしなど、をかしき様にとどめさせ給へ。」と、よく教へ申させ給ひりけり。さこそ人がらあしくしれ給へれど、やんごとなき親王の大事にし給ふことなれば、人々あまたまゐりしも、古代なりかし。

―といへばまた次々にオオホシにわたしたしもわた
しもといつた調子で

二四、若輩の殿上人で（地位が低くて）

二五、それ等の事のあつた場合は遠い末席にゐた
ので

二六、「何せむに」の「に」は目的を示す助辭で
「何をしやうとてその爲めに」の意である 萬
葉五の山上憶良の歌「しろがねも金も玉もなに
せむに」の「に」と同じだ

何の爲めとてこんな事をおさせ申して又あんな
ことを仰つしやいなんぞ教へたことだらう

二七、此濟時大將をば 八宮がこんな方だと知り
つたつて云はなくてはならないといふ譯では
ないのに

二八、辱詔 不評判をとられた 恥をかかれた

されどおほやけ事さしあはせたる日なれば、いそぎ出でた
まふに、まことさる事ありつとおぼしめしいでて、大將の御
方をあまたたび見やらせ給ふに、目をくはせ申し給へば、御
おもていとあかくなりて、とみにはうちいでさせ給はず、
ものも仰せられて、俄におびゆるやうに、おどろくしくあ
ららかに、人々のうへのきぬの片袂、おちぬばかりとりかか
らせ給ふに、まゐりとまゐれる上達部は、末の座までみあは
せつつ、えしづめずやありけむ、かほけしきかはりつつ、と
りあへず事に事をつけつついそぎたちぬ。

この入道殿などは、わか殿上人にておはしましけるほどな
れば、事ずゑにてよくも御覽ぜざりけり。ただ人々ほほゑみ
ていで給ひしをぞ見し。」とぞ。この頃をかしかかりし事にかた
り給ふなる。大將はなにせむに、かかる事をせさせ奉りて、
又しか宜へとも教へ聞えさせつらむと、くやしくおぼすに、

御色も青くなりてぞおはしける。まことに親王をば、もとよ
りさる人と知り申したれば、人これをしも譏さず、此の殿を
ぞかかる御心と見る見る、せめてなくてあるべき事ならぬに
かく見ぐるしき御ありさまを、あまたの人に見せ聞え給へる
事とぞそしり申しし。いみじき心ある人と世おぼえおはせし
人の、くちをしきぞくかうとりたまへるよ。

四、小一條大將の姫宮のこと

この殿の御北の方にては枇杷の大納言延光のおむすめぞ坐
する。女君二所をとこ君二人ぞおはせし。女君は三條院の東
宮にておはしまししをりの女御にて、宣耀殿とまうしていと
時におはしましし、男御子四所女宮二人うまれ給へりしほど
に、東宮位につかされたまひて、又の年長和元年四月二十八日
后にたち給ひて、皇后宮と申す。又今一所の女君は、父殿う
せ給ひにし後、御心わざに、冷泉院の四のみこ、帥の宮と申

四小一條大將の姫宮のこと

一、醍醐天皇皇孫代明親王子母は右大臣定方の女
大納言任命は天延三年正月廿六日

二、時めてゐられた

三、男御子四所は

一、教明親王

二、教儀親王

女宮二人は

一、當子内親王

二、視子内親王

四、御自身の發意で 自ら求めて（或は私通を婉
曲にいづたものか？）

三 敦平親王

四 教明親王

五、殊の外に御零落の様子でいらつしやる(「心得ぬ」は譯のわからぬ意だが、この次の「おもておこし給ふ」と呼應しておちぶれたことを婉曲にいつたもの。此姫のことは榮花見はてぬ夢にくはしく出てゐる)

五、小一條院東宮を辭し給ふこと其一面面觀文章よりも事實を以て有名な章で道長一派の陰險と老翁をば又同じやうな老翁さを以て別扱したるもの

一、面起しに思はれることは家門の名譽とせられることは

二、正暦五年降誕 寛弘八年十月五日親王宣下三品 同年十二月式部卿 長和二年六月廿三日一品

三、今上天皇即ち後一條帝

四、尤も此は當然のこと

五、皇子と申した頃萬壽御氣樂に御遊びになつてゐたその習憤で

六、キチンととのほつた生活が御窮屈で

七、何とかこんな風でなく(以前のやうにノンキ

に)暮したいと御思案になつて

八、どうしてそのやうなことを向になつて思ひつかれましたぞ

九、元方民部卿の怨靈師輔の章参照

一〇、皇后や皇太子に申上げること

一一、衆々の望みもあることだからただ出家だけを上げたい

一二、どうしてそれをとやから御妨げいたしませうぞ、そんなことは致しません「いかがは」は反語であるが若しいかがはで切つたならば「い

かがは、ともかくも申さむ」で何で反對しませう、ともかく何とかはからひませう

一三、後一條帝の母君彰子

一四、後一條帝

一五、敦康親王御母は道隆女定子父道隆は己に逝去し兄周隆家は左遷せられて以來定子皇后の背景は段々影が薄くなつて居た

一六、敦康親王やこの後一條天皇の父帝一條天皇

一七、紀畧に八月九日とあるのが正しい

一八、基經が醍醐帝に奉つて以來東宮保護の寶劍として傳へられてゐた

一九、累代の御物を保存する御殿

す御うへにて、二三年ばかりおはせしほどに、宮、和泉式部におぼしうつりにしかば、本意なくて小一條にかへらせ給ひにし後、このころきけば、心えぬありさまのこのほかなるにてこそおはすなれ。

五、小一條院東宮を辭し給ふこと其一面面觀

この殿の御おもておこし給ふは、皇后宮におはしましき。

この宮の御はらの一のみこ敦明親王とて式部卿の宮とぞまうしし程に、長和五年正月二十九日三條院ありさせ給へば、當

帝位につかせたまひて、この式部卿の宮、東宮に立たせたまひにき。御年二十三。ただし道理あることと皆人おもひまう

ししほどに、院うせさせ給ひてのち二年ばかりありて、い

かがおぼしめしけむ、宮たちとまうししをり、よろづにあそび

習はせ給ひて、うるはしき御ありさまいとくるしく、い

かで斯からでもあらばやと、おぼしなられて、皇后宮に「かくな

むおぼえ侍る。」とまうさせ給ふを、い

かでかはげにさもとはおぼさむずる。「すべてあさましくあるまじきこと。」とのみい

さめまうさせたまふに、おぼしあまりて、入道殿に御消息あ

りければ、まゐらせたまへるに、御物がたりこまやかにて、「

この位さりてただ心やすくあらむとなむ思ひはべる。」と聞

えさせければ、「さらに「うけたまはらじ、さば三條院の御

すゑはたえねとおぼしめしておきさせたまうか。いとあさま

しくかなしき御ことなり。かかる御心のつかせ給ふは、こと

ことならじ、ただ冷泉院の御もののけなどの、おもはせ奉る

なり、さら「おぼしめしそ。」と啓し給ふに、「さらばただ本

意もあり、出家にこそはあんなれ。」とのたまはするに、「さま

でおぼしめす事ならば、い

かがはともかくも申さむ。内に奏し侍りてを。」と申させたまふをりにぞ、御氣色いとよくならせ給ひにける。

- 二〇、何れはさうなることとは思ひながら
- 二一、「九」は「五」の誤といふに一致して居る
- 立 廢
- 一、天武皇子新田部皇子 天平勝寶八 寶字元
- 二、光仁皇子他戸親王 寶龜二 寶龜三
- 三、光仁皇子早良親王 天應元、四、延暦、二〇
- 四、平城皇子高岳親王 大同四 渡唐中に薨去
- 五、淳和皇子恒貞親王 天長七 承和元
- 二二、前掲三の早良親王廢せられて淡路に流され薨去の俊崇道皇帝と追稱 但し出家のこと見えず高岳親王とのまちがひか
- 二三、田租として貢納した新穀を供へられることその御使を荷前の使(のさきの使)といひ十二月中に立てられる その場所は十陵八墓といつたが後には次第に箇處が増した公事根源などに委しく出て居る
- 二四、道長公の御運の強いのにけ歴されられては
- 二五、非常に違つて居ります
- 二六、サア／＼伺ひませうぞ
- 二七、自分の一部知つて居る事とて猶以て聽きたいのですよ

さて殿うちにまゐらせ給ひて、大宮にも内にも申させ給ひければ、いかがはきかせ給ひけむな。このたびの東宮には、式部卿の宮をとこそおぼしめすべけれど、一條院の、はかばかしき御うしろみなれば、東宮に當帝を立て奉るなり。」とおぼせられしかば、これもおなじ事なりとおぼしきだめて、寛仁元年丁巳八月五日にこそは九歳にて三の宮東宮に立たせ給ひて、同じ月の二十三日にこそは、壺切といふ太刀は、

よりもてまゐりしか、當帝位につかせ給ひしかば、即ち東宮にも參るべかりしを、然るべきにやありけむ、とかくさはりて、此の年頃内の納殿に候ひつるぞかし。

寛仁元年己未八月二十八日に御とし十一にて御元服させ給ひしか。さきの東宮をば小一條院と申す。いまの東宮の御ありさま申すかぎりなし。つひの事とは思ひながらただ今かくとは思ひかけざりし事なりかし。

小一條院わが御心もてのかせ給へることは、これをばじめとす。世はじまりてのち、東宮の御位とりさげ給へる事は、九代ばかりにやなりぬらむ。なかに法師東宮おはしましけるこそは、うせ給ひて後に、贈太上天皇と申して六十餘國にいはひすゑられ給へれ。おほやけにも知召して、官物のつほさき奉らせ給ふめり。此の院のかくおぼしたちぬることは、かつは殿下の御報のはやくおはしますにおされ給へるか、またおほくは元方民部卿の靈のつかうまつるなりといへば、さぶらひ、それもさるべきなり。この程の御事どもこそ、この外にかはりて侍れ。なにがしはいとくはしく承りたることどもはべるものを。」といへば世繼、「さも待らむ。つたはりぬる事はいで／＼うけたまはらばや。ならひにし事なれば、ものの猶きかまほしく侍るぞ。」といふ。

其二 裏面観 一 流言區々
小一條院辭意を決せらる

先づ自分の味方を澤山につくつておいて次に色々の噂を偽造して巧に宣傳させてそれで相手方の意志を搖かして自分は涼しい顔をしてその結果だけを吸収する。惡棘とか陰賊とかいはれる人間の遣り口は昔も今もこれだ道長のはそれ程徹底はしてゐないかも知れぬがこれ以下侍の語るところははいはばこの惡棘型な道長を浮彫した趣である。

- 一、侍は翁たちが大分と興味を以て聽いてゐるなと思つたので(物語の口を切つた)
- 二、所在ないやうに思召されたので(つれづれを紛らはず術がないやうに思はれて)
- 三、惚け／＼しき 頭がボツとする位
- 四、まゐつたりそれから「や」は列擧の助詞
- 五、途交ひ 途の行き交ひ 歩く途中もどうかとうるさく何かにつけて世間狭く思はれるので
- 六、東宮坊の役人たち
- 七、賤しいもの 本來は上衆に對する語で「下衆」とあるべし
- 八、朝の澁幕

九、御住まひのといふには長多い位ででいらせられる

- 一〇、いとしく 可愛さうで
- 一一、事の様子も本當に「まさか」などいつて安心をしては居られないやうであつたと見えて
- 一二、足も地につかずからだが浮いたやうに不安に思召されて
- 一三、無上に取上げられるやうな不様になるよりは自分の方から求めて辭退をしよう
- 一四、道長の季女宣子母は源高明の女明子 高明の邸を高松殿といつて姉小路の北西洞院東に在つた 御匣殿は貞觀殿内に在つて内藏寮以外宮中裁縫を掌るその長官を御匣殿の別當といひ又畧して御匣殿といふ通常は大臣の子女が任せられる一條后定子の御妹も御匣殿であつた さてこゝの噂は高松殿にゐられる 御匣殿の姫君宣子が東宮女御として御輿入になつて父君道長公が東宮とはでに賑々しく御引立てなさるやうだ
- 一五、若しそんな事にでもならうものならは
- 一六、これは怪しからん(そんな事は今更どうのからのと理るまでもなく 可けないことはわか

其二 裏面観 一 流言區々 小一條院辭意を決せらる

興ありげに思ひたれば、事のやうだいは、三條院のおはしましつる程こそあれ。うせさせ給ひにける後は、世のつねの東宮の御やうにもなく、殿上人など参りて、御遊せさせ給ひもてなしかしづき申す人などもなく、いとつれづれにまざる方なく思し召されけるまゝに、心やすかりし御ありさまのみ戀しく、ほけ／＼しきまで覺えさせ給ひけれど、三條院おはしましつるかぎりには、院の殿上人などもまゐりや、御つかひもしげくまゐりかよひなどするに、人目もしげく、よろづ慰めさせたまふを院うせおはしましては、世の中のものおそろしく、大路のみちかひもいかがとのみわづらはしくふるまひにくきにより、宮司などだにも、まゐりまつる事も難くなりゆけば、まして下司の心はいかがはあらむ。主殿司の下部も、朝ぎよめつかうまつる事もなければ、庭の草も茂りまさ

りつつ、いとかたじけなき御すみかにおはします。まれ／＼まゐりよる人々は、世にきこゆる事として、三の宮のかくておはしますを、心ぐるしく、殿も大宮もおもひ申させ給ふに、もし内に男宮もいでおはしましなはいかがあらむ。さあらぬさきに東宮にたて奉らばやとなむ、仰せらるなる。さればおしてとられさせ給ふべかなり。」などのみ申すを、まことにしもあらざらめど、げに事の様もよとおぼゆまじければにや、きかせ給ふ御こころは、いとどうきたちたるやうにおぼしめされて、ひたぶるにとられむよりは、われとやのきなましと思し召、に又「高松殿のみくしげ殿まゐらせ給ひて、殿はなやかにもてなし奉らせ給ふべかなり。」とも、例の事なれば世の人さまも、定め申すを、皇后宮さか給ひて、いみじう喜ばせ給ふを、東宮はいとよかるべき事なれど、さだにあらばいと我が思ふ事えせじ、なほかくてえあるまじくおぼしめされ

リ切つて居る)

- 一七、辭退した後に 御匣殿のことを申込んだならば却て事は成立やすくどうしてそれを不承知しやう
- 一八、好い方の豫想ばかりを御立てになつたでありませうがこれがそも／＼御ぬかりでしたな
- 一九、ままよ御剣がなくとも極めた東宮は立てないで済まされぬ

て、御母宮に、「しか／＼なむおもふ。」と聞えさせたまへば、「さらなりや、いと／＼あるまじき御ことなり。御匣殿の事をこそ、まことならばすみきこえさせ給はめ。更にく／＼おぼしめしよるまじきことなり。」と聞えさせ給ひて、「御もののけのするなり。」と御祈りどもせさせ給へど、さらにおぼしめしとどまらぬ御心のうちを、いかでか世の人もききけむ。「さてなむ御匣殿まゐらせ奉り給へとも、聞えさせ給ふべかなり。」などいふ事、殿の邊にもきこゆれば、まことにさもおぼしゆるぎて宜はせば、いかがすべからむなどおぼす。

さて東宮はつひにおぼしめしたちぬ。さて後に御匣殿の御事もいはむに、中々それはなかなかからむなど、よきさまにおぼしなしけむ不覺の事なりやな。壺切などの事ひがことにあめり。故三條院たび／＼申させ給ひしかども、とかく申しやりて奉らせざりしとこそききはべりしか。さ

れば故院も、さばれなくとも立ててはとておはしまししなり。

其三 裏面觀二

小一條院能信を召して辭意を洩らさる

- 一、ただ御自身一人の御了簡で
- 二、心やすく出入してそんなことを取次ぐべき人もおありなからぬ
- 三、道長の男能信(寛子と同腹)寛弘二年十月十六日中宮権大夫に補佐
- 四、ただ住宅が近いといふだけなのを外の者よりはましと思召したものと見えて
- 五、東宮藏人少内記行任
- 六、此節世上の噂に上つて居る あの手でかとは思はれるけれども
- 七、だといつてもまさか東宮を退かせられるやうなことはめつたとあるまい
- 八、父道長に一寸そのことを告げてから参りませう
- 九、想像せられた 推測せられた
- 一〇、御匣殿が嫁がれるとなつては 今のやうな

其三 裏面觀二 小一條院能信を召して辭意を漏らさる
皇后宮にもかくとも申させ給はず、ただ御心のままに、殿に御消息聞えむとおぼしめすに、むつましうさるべき人もものしたまはねば、中宮の権大夫殿のおはします四條の坊門と、西の洞院とは宮ちかきぞかし。そればかりを、こと人よりはとや思召しよりけむ、藏人なにがしを御使にて、「あからさまにまゐらせ給へ。」とあるを、思しもかけぬ事なれば、驚かせ給ひて、「なにしにめすぞ。」と問ひ給へば、「申させ給ふべきことのみふらふにこそ。」と申すを、このきこゆる事どもにやとおぼせど、のかせたまふことは、さりととも世にあらじ、御匣殿の御事ならむとおぼす。いかにわが心ひとつには思ふべきことならねば、あどろきながら、「まいり侍ふべきを、あ

見すばらしい有様をほつておく譯にはゆかぬ

一、そのやうにわざ／＼御召しになつたからにはどうして参内せずに居られよう

二、東宮の陣 衛士の詰所(東宮のことはよく天皇や内裡の事に準へていふ)

三、兼通の子顯光の事その女延子は東宮女御、顯光は寛仁元年十二月四日左大臣になつた

四、これはうるさいと思はれたけれど(豫想の用事が寛子入奥にしても東宮辭退にしてもこの顯光が居ては氣掛いから)

五、東宮御所の朝餉を召し上る御へや(此も宮中に准へていふ)

六、ずつとこちらへ サアどうぞもつとこちらへ

七、御身はつひぞこへ御越しになる事もないのに 御呼び立てして失禮ですが

八、罪ふかいことだと思ひます(罪とは佛に對する罪)

九、後一條天皇は當時十歳 小一條院は廿四歳

一〇、勤行をもつとめ

一一、前東宮敦明などと無上に不躰裁な稱號で居るといふことは(何か過失でもあつて退けられるといふことは)

どに案内申してなむさぶらふべき。」と申させたまひて、まづ殿にまゐりたまへり。「東宮よりしか／＼なむ仰せられたりつる。」と申させ給へば、殿も驚かせ給ひて、「何事ならむ。」と仰せられながら、大夫殿とおなじやうにぞおぼしよられける。

まことに御匣殿の御事のたまはせむをいなび申さむも便なし。まゐり給ひなば、又さやうにあやしくはあらせ奉るべきならず。又さては世の人の申すなるやうに、東宮のかせ給はむの御おもひあるべきならずとおぼせど、しかわざと召さむにはいかでか参らではあらむ。いかにも宜はせむことをさくべきなり。」と申させ給へば、参らせ給ふほど日もくれぬ。

陣に左大臣殿の御車や、御前どものあるを、なまむつかしとおぼしめせどかへらせ給ふべきならねば、殿上にのぼらせ給ひて、「参りたるよし啓せさせよ。」と藏人にのたまはすれば、「大臣殿の御まへにさぶらはせたまへば、只今はえなむ申しさ

たやうでどうも人間がわるいとの意)
二二、上皇が別院に御住まひになつて何々院と申し上げること、嵯峨天皇から始まる 院號を賜はつて太上皇並みに年官年爵をあてがはれるやう「年に受領などありて」とは年官は毎年受領分として地方官何人分の俸祿を賜はるからいふ(春の縣召の除目には椽一人目一人史生三人分を給せられた)

ぶらはぬ。」と聞えさするほど、見まはせ給ふに、庭の草もいとふかく、殿上のありさまも東宮のおはしますとは見えず、淺ましくかたじけなげなり。大臣殿いで給ひて、かくと啓すれば朝餉の方にいでさせ給ひて、めしあれば参り給へり。いと近くこち。」と仰せられて、「ものせらるる事もなきに、案内するものはばかり多かれど、おとどにきこゆべきことのあるをつたへものすべき人のなきに、近きほどなれば、たよりにもと思ひて、消息し聞えつるなり。そのむねは、かくて侍ること、本意あることとおもひ、故院のしおかせ給へる事を違へ奉らむもかた／＼にはばかり思はぬにあらねど、かくてあるなむ思ひつづくるに罪深くもおぼゆる。内の御すゑはいとほるかにものせさせ給ふ。いつともなくてはかなき世に命もしりがたし。このありさまのきて、心に任せて行ひもし、物詣でもし、やすらかにてなむあらまほしきを、むげにさきの

東宮にてあらむは見るしかるべくなむ。院號たまはりて、
年に受領などありてなむあらまほしきを、へかなるべき事
かと傳へきこえられよ。」と仰せられければ、かしこまりて罷
でさせたまひぬ。

其四 裏面觀 三 能信の報告・道長直に事を執り行ふ

その夜はふけにければ、つとめてぞ、殿にまゐらせ給へる
に、内へ參らせ給はむとて、御裝束のほどなれば、え申させ
給はず、大方には御ともに參るべき人々さらぬもいでさせ給
はむに、見參せむと多く參りつどひて、物さわがしければ、
御車に奉におはしまさむに申さむとて、そのほど寢殿のすみ
のまの勾欄によりかかりて、ぬさせ給へるを、源民部卿より
おはして、「などかくてはおはします。」ときこえさせ給へば、
この殿にはかくし聞ゆべき事にもあらねば、「しかく」の事の
あるを、人々のさぶらへばえ申さぬなり。」とのたまはするに

其四 裏面觀 三

能信の報告・道長直に事を執り行ふ

- 一、普通の場合には
- 二、牛車にお召しになる間際
- 三、源高明の男で明子の兄 寛仁四年十一月廿九日民部卿に補任
- 四、(伯父、甥の仲で何も隠しだてすることはな
いから)
- 五、大變畏れ多いことだ
- 六、申すもさらなりや、そりやもう云ふまでもな
い
- 七、道長公がそれをよい加減に思し召さうか
- 八、何吉日の御穿鑿をなさることがありませう
- 九、こよみはかよみ「日讀」の轉
- 一〇、今日もさしてわるい日でもなかつた(此句

實に巧みである。道長、俊賢などが、喉から手
を出さんばかりに、待つて居た様子がよくわか
る。

一一、(外祖父道長公がこんなだのに)まして御
母彰子の御心はどんなに御嬉しかつたことであ
らう。道長記に「參内啓皇太后此由、其氣色非
可謂」とあるは此時である。

一二、大層仰々しく

一三、小一條院は御自身の發意とはいひながら
ちと輕卒であつたと思召した事でせうよ

御氣色うちかはりて、この殿も驚きたまふ。「いみじうかしこ
き事にこそあなれ。ただとききかせ奉り給へ。内に參らせ給
ひなば、いとど人がちにてえ申させ給はじ。」とあれば、げに
と思して、おはします方に參り給へれば、さならむと御心え
させ給ひて、すみのまに出でさせ給ひて、「東宮に參りたりつ
るか。」と問はせ給へば、よべの御消息くはしく申させ給ふに
さらなりや、おろかにおぼしめさむやは。おしておろし奉ら
む事は、憚りおぼしめしつるに、かかる事のいできぬる御よ
ろこび猶つきせず。まづいみじかりける大宮の御宿世かなと
おぼしめす。

民部卿に申し合はせさせ給へば、「唯とく、せさせ給ふべ
きなり。なにかよき日をもとはせ給ふ。少しものびば、おぼ
し返して、さらでありなむとあらむをば、いかがはせさせ給
はむ。」と申させ給へば、さる事と思して、御曆ごらんずるに

- 其五 裏面觀 四道長の事さだめ
- 一、わけを知らぬ人は
 - 二、少し身分のよいものは「よろしき」は 地位 教養のあること
 - 三、無上に心無しで何の察しもつかぬ分際のも

今日もあしき日にあらざりけり。關白殿もまゐらせ給へるほにて、「とくく」とそそのかし申させ給ふ。「まづいかにも大宮に申してこそは。」とて、内に坐します程なれば、まゐらせ給ひて、「かくなむ。」ときかせ奉らせたまへば、まして女の御心はいかがはおぼしめされけむ。それよりぞ東宮にまゐらせ給ふ。かう申す事は寛仁元年八月六日の事なり。御子どもの殿ばら、また例も御ともまゐり給ふ上達部殿上人ひき具せさせ給へれば、いとちたくひびきことにておはしますをまちつけさせ給へる宮の御心ちは、さりともしすずるはしうおぼしめされけむかし。

其五 裏面觀 四道長の事さだめ

心もしらぬ人は、つゆ参りよる人だになきに、きのふ二位の中將殿のまゐり給へりしだにあやしと思ふに、又今日かくおびただしく賀茂詣でなどのやうに、御さきのおともおどころお

- 四、お天子様がどうなすつたのだらう (東宮御殿 昨とはきちがへて)
- 五、大騒ぎであつた「優々しけれ」の方で前文中下各階級の人々の有様全体に投げた感じである。「忘々しけれ」としては違ふ
- 六、御母姦子皇后にさへ御知らせにならなかつた
- 七、案内を云ひ入れ取次を乞ふ事 轉じて訪問のこと
- 八、警衛して出入を差し止められた
- 九、(東宮は)この道長公に對しては
- 一〇、いろんなことで氣おくれせられたのか
- 一一、却て(前日能信に云はれたことよりも)御言少なで
- 一二、それにしてもどうしてこんな御決心をなされたか? なんて云はれたのでせうよ (これも皮肉の口吻がよく出てゐる)
- 一三、やがて東宮辭任院號下賜の沙汰を御取運びになつて(後一條天皇は僅かに十歳だから道長父子に實權があつた有様がこれでもわかる)
- 一四、院の例官代には從來此宮に奉仕した東宮坊の宮司や藏人たちをやめさせて別の人をお採りになるべきではない 紀略に此日のことを「停

どろしう響きてまゐらせ給へるを、いかなる事ぞとあきるるに、少しよろしき程のものは、御匣殿の御事申させ給ふなめりと思ふはさも似つかはしや。むげに思ひやりなききはのものは、又我が心にかかるままに、内のいかにおはしますぞなどまで、心さわぎしあへりけるこそ、あさましうゆゑしけれ。母宮だにもしらせ給はざりけり。

かくこの御方に物さわがしきを、いかなる事ぞとあやしくおぼして、案内し申させたまへど、例の女房のまゐるみちをかためさせたまひてけり。殿には年頃おぼしめしつる事などこまかにきこゑむと、心づよくおぼしめしつれど、まことになりぬるをりはいかになりぬる事ぞと、さすがに御心さわがせ給ひぬ。むかひ聞えさせ給ひては、方々に隠せられたまひにけるにや、ただ昨日のおなじさまに、中々言すくなにおぼせらるる。御かへりは、「さりともしいかにかくはおぼしめしよ

通屬一爲判官代主典代一又以左右近衛各五人爲隨人一とある。院となられると院廳をいいて別當・執事・年預・判官代(四位五位六位)殿上人・藏人(四人)・非藏人・主典代・廳官・公文などを任命される。

其六 裏面觀五

火焚屋の徹去雲むまでの御歌

- 一、あらはに御覽になつてゐるのも知らずに
- 二、聲色まで變へて
- 三、くずくせられようか
- 四、火焚屋・火炬屋・東宮夜警の火をたく小屋内裏と后宮と東宮とにあつて、これも一つの尊貴の相であつた
- 五、忍び替たててすすり泣く
- 六、延子御母は盛子村上皇女
- 七、あれほど思慮深い御内心は

りぬるぞ。」などやうに申させ給ひけむかしな。御氣色の心苦しさを、かつは見奉らせたまひて、すこしおしのごはせ給ひて、さらばけふよき日なりとて、院になし奉らせたまひて、やがて事どもはじめさせ給ひて、よろづのことさだめ行はせたまふ。判官代には、宮司ども藏人などかはるべきにあらず。別當には中宮の權大夫をなし奉り給へれば、ありて拜し申させ給ふ。事ども定まりはてぬれば、いでさせ給ひぬ。

其六 裏面觀五 火焚屋の徹去・雲むまでの御歌

いとあはれに侍りける事は、殿のまださふらはせ給ひける時、母宮の御方よりいづかたの道より尋ね参りたるにか、あらはに御覽するもしらぬ氣色にて、「いとあやしげなる姿したる女房のわななくく。」いかにかくはせさせ給へるぞ。」と聲もかはりて申しつるなむ、哀れにも又をかしうも。」とこそ仰せられけれ。「敕使こそ誰ともえたしかにもきき侍らね。祿な

- 八、この火焚屋の煙は大空までも立ちのぼることだらうと思つたのに意外にも早くもとりのけられたことよ、我が東宮は將來皇位にお即きになることと思つたのに云々と、暗喻せられたもの思ひの「ひ」に「火」をまかけてある拾遺の雜にも入る
- 九、決してそんなことはよもあるまいと思はれる
- 一〇、あれほど思ひ迫られた矢先きに、歌を咏まうなどとは御思ひつきにはなりませんまいよ
- 一一、世間の人が聞き傳へてゐるやうに、その場で直ぐお味みになるといふ程はどうであらう
- 一二、ささやき語るの

ど俄かにていかにせられけむ。」といへば、「殿こそはせさせ給ひけめ、さばかりの事になりて逗留せさせ給はむやは。」「火焚や陣屋などとりやられけるほどにこそ、えたへずしのびねなく人々侍りけれ。まして皇后宮堀河の女御殿などは、さばかり心ふかくおはします御心どもに、いかばかり思召しけむとおぼえ侍り。世の中の人、女御殿の、

雲むまでたちのぼるべき煙かと思えし思ひのほかにもあるかな

といふ歌よみ給へりなど申すこそ、さらによもとおぼゆれ。いとさばかりのことに和歌のすぢおぼしよらじかしな。御心の中にはおのづから後にもおぼえさせ給ふやうもありけめど人のきき傳ふるばかりはいかがありけむ。」といへば、翁、「けにそれはさることに侍れど、昔もいみじき事の折、かかる事いと多くこそきこえ侍りしか。」とてささめくはいかなる事に

其七 裏面觀六

道長 小一條院を御掣取のこと

こんなには壓迫しておいて寛子を嫁がせやうといふのだから 今日今日の感縁陰險型に比べると遙かに人のよい仕打である 決局道長の本願は東宮の地位を娘婿から娘の實子に移さうといふに在った 女婿と嫡孫とどちらも似たり似たりの近親だが小一條院が御即位となつては朝政を専らにすることが出来ない——唯それだけの我儘を満たさうといふので斯くも横車を押したものであつた。

一、「めのおろし」で「責めおろし」ではない色々と壓迫を加へて東宮辭退を餘儀なくおさせ申しては

二、同年十一月廿二日御掣どり 當時は結婚のちないは婿が嫁の内へ通ふから嫁がせることをも婿どりといふ

三、お台所を宮中に準じていふ

四、毒味をしつつ

五、これこそは宮の御満足に思召すことであらうといぢらしく思はれます。

六、其一に着がいつた 道長が「敦康親王を東宮にお薦めしようとは思ふが云々」の處

か。

其七 裏面觀六 道長小一條院を御掣取のこと

さてかくせめおろし奉り給ひては、又御掣にとり奉らせ給ふほどでもかしづき奉らせたまふ御ありさま、まことに御心も慰ませ給ふばかりこそきこえ侍りしか。おもものまゐらするをりは臺盤所におはしまして、御臺や盤などまで手づから拭はせ給ふ。なにをもめし試みつつなむまゐらせ給ひける。御障子ぐちまでもておはしまして、女房にたまはせ、殿上にいだすほどにも、たちそひて、よかるべきやうに教へなど、これこそは御本意よとあはれにぞ。このきはに故式部卿の宮の御事ありけりといふことも、そらごとなり。何故あるにもあらなくに、昔のことどもこそ侍れ、おはします人の御事申す便なきことなりかしな。

七、私風清のもろがとやかう御掣したとて始まることでもないのに (此句下文につける謙遜の語だと思ふが或註に此を上文につけて「敦康親王と今回三宮立坊とは何の關係もないことだのに あなたの前にお話しになつた故式部卿宮云々といふのはうそです」と様にした向もある)

六、娥子皇后の皇子達

一、太宰ノ師に任せられてゐたのに

二、式部卿に轉ぜられた

三、寛仁二年十二月七日未刻〇去 廿五歳

四、この敦康のみこのお次の 御母〇子世に岩倉式部卿宮と申す

五、中務省の長官の皇子の義 御母同上

六、御母同上 仁和寺の宮といふ 仁和寺は山城國葛野郡で兼好法師の庵の跡の双ヶ丘のつひ下にある。光孝天皇の仁和年間建立の勸願寺で

眞言宗 仁利寺宮編年記に「師明親王法名聖信仁和寺濟信僧正出家年十四母后夢上人來云將託后能不經幾程皇后有娠十ヶ日之間不嘗〇胎誕生之時神光照室小兒之時有成人之量」

七、一條左大臣源雅信男

八、御愛弟子 御秘藏弟子

九、長和元年十二月四日齋宮卜定

一〇、「荒」一本に「惡」とあるが「荒」の意味

六、娥子皇后の皇子達

さて式部卿の宮と申すは故一條院の一のみこにおはしますその宮をば、年ごろ帥そとの宮と申ししを、小一條院式部卿にておはしまししが、東宮にたたせ給ひて、あくところにて、帥をばのかせ給ひて、式部卿の宮とは申ししぞかし。その後の度の東宮にもはづれたまひて、おぼし歎きし程に、うせ給ひて後、又この小一條院の御さしつぎの二の宮敦儀の親王をこそは、式部卿とは申すめれ。また次の三の宮敦平の親王を中務の宮と申す。次の四の宮師明の親王と申す。幼くより出家して、仁和寺僧正の御かしづきものにておはすめり。此の宮たちの御妹の女宮達二人、一所は、やがて三條院の御時の齋宮にてくだらせ給ひにしを、のぼらせ給ひてのち、あら三位道

が不明瞭だ「荒涼」の意が不品行の意か 三位になつたのは長和五年道雅の幼時は父伊周や祖父道隆や畢族の愛を一身にあつめたものなのが成長後はこんな不覺の名をとるやうになつた當子との關係は榮花玉むら菊・ゆふしでの卷々にくはしく、双方の女房の執持らしく書かれてある

七、師尹左大臣の諸子

- 一、近頃に入つては
- 二、公卿補任には長和元年四月廿七日贈右大臣とある
- 三、幼名長命君 侍從遠江守
- 四、寛弘九年正月廿七日叙從三位とある その頃大藏卿在任か?
- 五、母能正の女 伊豫守出家の月日不明

八師尹の中の姫君道長に直訴

- 一、お氣の毒な有様でゐられるやうです
- 二、遺産の分け前 處置配分を受けた領地

雅の君に名^二たたせ給ひにければ、三條院も御なやみのをり、いとあさましき事におぼしなげきて、尼にならせたまひにきいま一所の女宮^三まだおはします。

一一、うき名をたてられたので

七、師尹左大臣の諸子

小一條の^四大將の御姫君こそは、ただ今の皇后宮と申しつるよ。三條院の御時に后に立て奉らむとおぼしけるに、こちよりては大納言のむすめにて后に立つ例なかりければ、御父の大納言を、贈^二太政大臣になしてこそは、后にたてさせ給ひてしか。されば皇后宮いとめでたくおはすめり。御せうと一人は侍從^三入道、いま一所は大藏卿^四通任の君こそはおはすめれ。又伊豫^五の入道もそれぞかし。

八、師尹の中の姫君道長に直訴

今一所の女君は、いと甚しく心うき御有様にておはすめり

- 三、これ程おちぶれると恥も外聞もないと様にはられたのであらう。
- 四、徒歩より 徒歩で
- 五、法成寺の御堂のこと此堂建立のことは道長の章に委しい
- 六、讀經祈願 お經を讀んで佛を拜む
- 七、「脇において息ふ台にする」意か「脇をかけた息ふ」意か今もある胸のあたりにする台
- 八、佛殿の内陣の境目の格子(もとはは寝殿などの階の前に大を防ぐとて立てた)
- 九、聴きあやまりかと思はれたが
- 一〇、口あらく云ふことも流石にかあいさうで
- 一一、(だが併し)此様に(婦人の身で夜ふけに唯一人で)お出でになるといふ事はよくない。誰か人を以て言はせられれば宜しい 早くお歸りなさい
- 一二、(私も)そのやうに思ひまして幾度も思ひ直して見ましたが
- 一三、取次いであなたに申上げる人が ちつともありませんので
- 一四、手摺りして泣く様子を見て
- 一五、南の總門(正面の大門)

父大將のとらせたまへりける處分の領所近江にありけるを、人にとられければ、すべきやうなくて、かばかりになりぬれば、物の恥かしさもしられずや思はれけむ、夜かちより御堂に参りて、うれへ申し給ひしはとよ。殿のおまへは阿彌陀堂の佛の御まへに念誦しておはしますに、夜いたくふけにければ、御脇息によりかかりて、すこし眠らせ給へるに、犬防ぎのもとに人のけはひのしければ、怪しと思しめしけるに、女のけはひにて、忍びやかに、「物申しさぶらはむ。」と申すを、御ひが耳かとおぼしめすに、あまたたびになりぬれば、まことなりけりとおぼしめして、いとあやしくはあれど、「たぞあれは。」と問はせ給ふに、「しかく、の人の申すべき事にさぶらひて参りたるなり。」と申し給ひければ、いとく、淺ましくおぼしめせど、あらくおぼせられむも、さすがにいとほしくて、「何事ぞ。」と問はせ給ひければ、「これしろしめしたる事に候ふ

- 一六、政成の父經任 從五位下越後守
- 一七、不愛ならば「愛嬌がない」とか「無愛想だ」とかいふのだが不問や不合 ならば「不都合だ」といふのでこの意にはよくかなふ 古典保存會本に「無哀」とある此も聞えない
- 一八、御叱責 叱つて出入を差しとめる
- 一九、御懸訴の領地は
- 二〇以前にもましてどつさり
- 二一、それ程御難儀になつて物の恥かしさなど考へないが宜い よくも直訴せられたもんだ それさまことに賢いやり方だ
- 二二、式部大進は相當正六位下だが年功によつて五位に叙せられたものを式部大夫といふ 但し政成の傳は不明
- 二三、あれほど御立派な師尹公の御裔にしてはしつかりとした人がちと無さすぎるやうだ 言ひまはしが不充分だ「御末にしも少しもはかなくしき人のおはせぬぞ口をしき」などあると同じ作意だと思ふ

らむ。」とて、事のありさまこまかに申したまふに、いとあはれにおぼしめして、「更なり、皆ききたる事なり。いと不便なることにこそあなれ。今しかすまじきよし、速かにいはせむか^二くいましたる事、あるまじき事なり。人してこそいはせたまはめ。とく歸られね。」とおほせられければ、「さこそ返すくもおもひ給へさぶらひつれど、申しつぐべき人の更にさぶらはねば、さりとあはれとは仰せごとさぶらひなむと思ひたまへて参りさぶらひながらも、いみじうつましくさぶららひつるに、かくおほせらるる事、やるかたなくうれしくさぶらふ。」とて、手をすりて泣くけはひに、ゆゆしくもあはれにも思召されて、殿も泣かせ給ひにけり。

出で給ふ路に、南大門に人々ゐたる中をおはしければ、な^六にがしのぬしのひきとどめられけるこそ、いと不愛の事なりや。後に殿もきかせ給ひければ、いみじうむづからせ給ひて

註校 新釋大鏡上卷 終

いと久しう御かしこまりにていましき。さて御うれへの所は永く論あるまじく、この人にてあるべきよし仰せくだされにければ、もとよりのもいとしたたかに領じ給ふ、きはめていとよし^三さばかりになりなんには、物の恥もしらでありなむ、かしくく申したまへるとよき事。」と口々ほめ聞えしこそ、申々におぼえ侍りしか。大門にてとらへたりし人は式部大夫源政成が父なり。さばかり優におはしける御末こそ、少しはか^三しき人なけれ。

中卷

(12) 一、右大臣師輔

一、序説

- 一、文德皇子御母は伴氏仁壽三年賜姓源氏 正二位寛平八年七月十六日右大臣 世に近院右大臣といふ 古今集歌人の一人
- 二、九條ノ坊門南 町尻東に邸があつた
- 三、承平五、二、二三(一五九五)―天徳四、五
- 四(一六二〇) 廿六年
- 四、天暦元、四、二六(一六〇七)―天徳四、五
- 四(一六二〇) 十四年
- 五、上文「五十三にて」とあるそれが享年
- 六、前途遠且多望の御身を以てと
- 七、しひて小聲に物語るものの
- 八、手を拍つて感慨に堪へぬもののやうだ、「せめて」は「迫りて」だがこれを「手をうちてあふぐ」にかけては「思ひあまつて」となるし、直下の「さゝやく」にかけると「自分の感情を押し鎮めて冷静にしよう」とつとめながらも「となる、前からの文勢では後の方だと思ふ。」

二、安子皇后

大

鏡(中卷)

中卷

一、右大臣師輔

一、序説

この大臣は、忠平のおとこの二郎君、御母右大臣能有の御女、いはゆる九條殿におはします。公卿にて二十六年。大臣の位にて十四年ぞおはしましたし。天徳四年五月二日出家。

せさせ給ひにき、御年五十三にて。御むまごに東宮又四西の宮を見おき奉りて、かくれ給ひけむは、きはめてくちをしき御事ぞや。御年まだ六十にも足らせ給はねば、ゆくすゑはるかにゆかしき事多かるべきほどにてと、世繼せめてささやくものから、手をうちてあふぐ。

二、安子皇后其一 夜ふけての御渡りに戸をたてさせ給ひしこと

其一 夜ふけての御渡りに戸をたてさせ給ひしこと

一、師輔は十二男七女

一、伊尹 二、兼通 三、兼家

四、遠景 五、忠君 六、遠度

七、遠基 八、高光 九、爲光

一〇、公季 一一、尊禪 一二、深覺

一安子 村上后 二、侍登子 重明室

三高明室 4、皇子 冷泉女御 5高明室

6繁子 7重信室

二、大さう氣をおき懼らせられた

三、むつかしい事(有りにくい事)

四、その餘の(たやすい)事は今更申すべきでは

ありません

五、口さがなく俗に「やかましやで」といふに當

ると思ふ。さがなくは悪・不良・不祥・不善な

ど宛てて意地のわるいことをいふのが本来だが

王朝以後の文で「さがなく」とか「口さがなく」と

あるのは、口やかましいことで就中男女間の

語として嫉妬深いことをいつたものだ

六、物怨じ これもここは嫉妬の意

七、嫉妬の物怨じをなされて「嫉妬」にまげに居

その殿の御公達十一人女五六人をおはせし。第一の御女は

村上の先帝の御時の女御、多くの女御御息所の中に、すぐれ

てめでたくおはしましき。天徳二年十二月廿六日後にた

たせ給ふ、皇后宮と申しき、御年三十三。

帝も、この女御殿には、いみじうおち申させ給ひき。あり

がたき御事をも奏せさせたまふ事をば、いなびさせ給ふべく

もあらざりけり。いはんや自餘の事をば申すべきならず。す

こし御心さがなく、御物うらみなどもせさせ給ふやうにぞ、

世の人にいはれおはしましし。御門をも常にふすべ申させた

まひて、いかなる事のありけるをりにか、夕さり、わたらせ

おはしましたりけるを、御格子をたたかせ給ひけれど、あけ

させ給はざりければ、叩きわづらはせたまひて、「女房になど

あけぬぞとへ。」と、なにがしのぬしの童殿上したるが、御

供なるにおほせられければ、あきたるところやあると、こゝ

れないやうにフス〜煽らせること(後世の俗語「煽く」といふもこれの派生語か?)

八、御格子をたたいておとなはれる

九、女房に「なぜあけないか」つて問うて見よ」と

一〇、中納言兼輔の子守正 但守正は天慶九年に

藏人だがから殿上童とあるからには此は別人であらう(關根先生の註)

一一、「細殿の口」は庇の間の入口だが、これは

清涼殿中弘徽殿東側の庇の間で一の口二の口三

の口と三つあつたその中の一つ 一二、いつもの流儀だな

後他に轉補されないもの資國が伊賀守になつたのは長久四年正月廿四日

一三、父は從五下大藏大輔義理 前司は前守でその

其二 嫉妬のためかはらけをなげ給ふ

一、清涼殿の上局の名

二、同上

三、皇后や女御が上直の御部屋

四、宣耀殿女御芳子

五、なる程あの美貌だから寵愛せられるのだなあ

六、御立腹になつて

七、叛逆罪を犯したとしても律に親・故・權・能

功・賞の六つに當るものは情狀を酌量せよと

かして見給ひければ、さるべき方は、みなたてられて、細殿の口のみあきたるに、人のけはひしければ、よりにかくとのたまひければ、いらへはともかくもせで、いみじく笑ひければ、参りてありつるやうを奏しければ、御門も打笑はせたまひて、「例の事なり。」と、おほせられてぞ、歸り渡らせおはしましける。此の童は伊賀の前司資國がおほちなり。

三、其二嫉妬のためかはらけをなげ給ふ

藤壺弘徽殿^三への御局はほどもなくちかきに、藤壺の方に

は小一條の女御、弘徽殿^四には此の^五後のぼりておはしましあ

へるを、いとやすからずおほして、えやしづめがたくおはし

ましけむ、中へだての壁に穴をあけて、のぞかせ給ひけるに

女御の御かたちのいとつくしうめでたくおはしましければ

ある。近親は第一に考へらるべきだとの仰せ
 八、まして私の事に關聯して「まる」は男女を
 通じての自稱代名詞であつた。賢いことを「廉
 あり」といふに對して「圓い」は愚かなこと
 九、外聞がよくないのだ
 一〇、只もう直ぐこちらへ御召しなさいませ
 一一、どうしたものかと思し召されて

うべ時めくにこそありけれと御覽するに、いとど心やましく
 ならせ給ひて、あなよりとほるばかりのかはらけのわれして
 うたせ給へりければ、御門のおはしますほどにて、こればか
 りにはえたへさせ給はず、むづかり坐して「かうやうの事
 は女房はえせじ、伊尹、兼通、兼家などがいひもよほして、
 せさするならむ。」とおほせられて、皆殿上にさぶらはせたま
 ふほどなりければ、三所ながら、かしこまらせ給へりしかば
 そのをりに、后いとどおほきに腹立たせたまひて、「わたらせ
 たまへ。」と申させ給へれば、おもふにこの事ならむとおぼし
 めして、わたらせ給はぬを、度々なほくと御消息ありけれ
 ば、渡らずばいとどこそむづからめと、おそろしくいとほし
 くおぼしめして、おはしましたるに、「いかでかかる事はせさ
 せ給ひたるぞ、いみじからむさかさまの罪ありとも、此の人
 をばおぼし許すべきなり。いはんやまろがかたさまにて、か

くせさせたまふは、いとあさましく心うき事なり。只今めしか
 へせ。」と申させ給ひければ、「いかでか只今はゆるさむ。おと
 ぎき見ぐるしき事なり。」ときこえさせ給ひけるを、「更にある
 べき事ならず。」とせめ申させ給ひければ、「さらば。」とてかへ
 りわたらせ給ふを、「おはしましなば、只今しもゆるさせたま
 はじ、只こなたにてをめせ。」とて、御袖をとらへ奉りて、立
 て奉らせ給はざりければ、「いかがはせむとおぼしめして、此
 の御方に職事めしてぞ、まゐるべきよしの宣旨くださせ給ひ
 ける。

其三 めでたき御心ばへと御内助

これのみにもあらず、かやうなる事どもいかに多くきこえ
 侍りしかど。大方の御心はいとひろく、人の御ためなどに
 も思ひやりおはしまし、あたり／＼にあるべきほど／＼は、
 すぐさせ給はず、御かへりみあり。かたへの女御たちの御爲

其三 めでたき御心ばへと御内助
 一、どんなに澤山おありなされた事かよ」侍りし
 かは「の」は「は」は感歎詞である。ここは普通は
 「侍りしかど」となつてをる。此ならずつと前
 のかはらけ投げを受けて「こんな嫉妬騒ぎはど
 んなに度々あつたことだらう、ですけれど云々
 」と續く。けれどもこの文の直ぐ前は皇后が身

内最負をして勅勅を許した話であるから「このやうな人助けになるやうな御美談は」と續けたものの方が宜いと思ふ

二、周圍の人々には吉凶慶弔に時折々の御手當や御心附にもつとも滯らせられないで

三、同じく村上帝に奉仕の女御たちのお爲めにもみやびかな御交際をなされるのに

四、御自身にも思ひよらせられないこの御妬みの方だけは……か(御自御なされないこの嫉妬の事だけはどうか遊ばした事でありませうか?)

五、あまり天皇が甘やかし過ぎられることが、えてしておありなされるので(一本に「安子皇后の御見ゆるしに一定の限度があつてその限度を越えて安子皇后のお眼にあまるやうな女御の振舞が時折あるのだから」と様に解いたものがあるが今は採らない)

六、男女色戀の沙汰は不斷の心がけにもよらぬ事と見えまするわい(諺に「色は思案の外」西諺に「Love is blind」といふに當る)その道を「嫉妬の道」としたものは、畧阿だが狭義に失する

八、(イヤ)こんな立入つた事までは申しませう

九、時じぶんの音間はだがへずせられ

一〇、だから、崩御の時には「無論さもあるべき事とはいひながら

一一、御勤めになつて申し行はせられ

一二、主上の御耳に入つては爲めの悪い事(迷惑する人が出来る)を自然事の序に人が申すのをば「おのずから」は下の「申をば」にかゝる

一三、その御立派な御心ばへが一つの御祈禱代りに(功德)にもなつて

一四、くりかへしく重複させて申すやうな御退屈なことをどうして致しませう。

にもかつは情あり、御みやびをかはさせ給ふに、心より外にあまらせ給ひぬる時の御物妬のかたにや、いかにおはしましけむ。此の小一條の女御は、いとかく御かたちのめでたうおはすればにや、御ゆるされにすぎたるをりくの出でくるにより、かかる事もあるにこそ。その道は心ばへにもよらぬ事にやな。かやうの事までは申さじ、いとかたじけなし。

大かた殿上人女房さるまじき女官までも、さるべきをりのとぶらひをせさせ給ひ、いかなるをりも、必ず見すぐし聞き放たせたまはず、御覽じ入れてかへり見せさせ給ふ。まして御はらからだちをばさらなりや。御兄をば親のやうに頼み申させ給ひ、御弟をば子の如くに、はぐくみ給ふ御心おきてぞや。さればうせ坐したりし、ことわりとはいひながら、の中世界までこそは聞きつき奉りて惜しみかなしび申ししか。御門よろづのまつり事をば聞えさせあはせて、せさせたま

ひたるに、人の歎きとあるべき事をば直させたまひ、喜びとなりぬべき事をばそのかし申させ給ひ、おのづからおほやけきこしめして、あしかりぬべき事など人の申すをば、御口よりいださせ給はず。かうやうの御心おもむけのありがたくおはしませば、御祈りともなりて、榮えおはしますにこそあべかめれ。

冷泉院、圓融院、爲平の式部卿の宮と、女宮四人との御母后にて、又ならびなくおはしましき。みかど東宮と申し、代代の關白攝政と申すも、多くはただこの九條殿のひとすぢなり。男宮たちの御ありさまは、代々の御門の御事なれば、かへすく、又はいかが申し侍らむ。

三、式部卿の宮の事、東宮を皇弟圓融院に越えられ給ふ威儀のみこ姫入内後小野宮實資に嫁ぐ。子の日の御遊

三、式部卿の事、東宮を皇弟圓融院に越され給ふ。威儀のみこ・姫入内 後小野宮實資

に嫁ぐ・子の日の御遊

一、爲平親王 村上第四皇子 天曆六、寛弘七・

五十九歳

- 二、榮花 月の宴にある 將來有望の皇子とて誰もく姫君のある上卿は心を寄せた中にも源高明は又なく鐘愛せられた姫をとほのめかされてとどこの姫に決定せられたとある
- 三、御一族に
- 四、思慮深く 深く魂膽をめぐらして不道理にも
- 五、五の宮 守平親王
- 六、縫殿の陣ともいふ北の朝平門の處
- 七、言ひ分のおありなさる方 即ち西宮の源高明公の一族の方々
- 八、天皇御即位の式の時高御座の左右に侍して威儀を整へる皇子 通常無力の皇族が當られる
- 九、安和二年三月廿五日源滿仲・藤原善時の密告によつて爲平親王・西宮高明・源達・橘繁通等を廢立陰謀の連累者として糾弾したこと 即ち安和の變で榮華月の宴・蜻蛉日記・後拾遺書などに記事が散見する
- 一〇、ですが下賤の 私どもが考へても不都合だと思ふからでせうか、つひ口が滑つたのです「ふあい」を不愛想ととつて「ですがそれを語らないのは自分ながらも不愛想だと思ひまして云々

此の後の御腹には式部卿の宮こそは、冷泉院の御次に、まづ東宮にもたち給ふべきに、西の宮殿の御婚におはしますにより、御弟のつきの宮に、ひきこされさせ給へるほどなどの事どもいといといみじく侍り。その故は、式部卿の宮、御門にゐさせ給ひなば、西の宮殿の御ぞうに世の中うつりて源氏の御榮えになりぬべければ、御をぢたちの魂ふかく、非道に、御弟をばひきこし申させ奉らせ給へるぞかし。

世の中にも宮の中にも、殿ばらのおぼしかまへけるをば、いかでかはしらむ。次第のままにこそけと式部卿の宮の御事を思ひ申したりしに、俄に若宮御ぐしかいけづり給へなど御めのとたちに仰せられて、大入道殿御車にうちのせ奉りて北の陣よりなむおはしましけるなどこそは傳へうけたまはりしか。されば道理あるべき御かたの人たちは、いかがはおぼされけむ。そのころ宮たちあまたおはせしかど、事しもあれ

- 「としたのはどうであらう、仮名は「あい」は愛にした方が正しいが(間)「あい」の音便としても聞える(短観抄には「あひ」とある)そして上來文一帯の筆致は西宮左大臣に同情して藤原氏の僭越専横を暗に憤慨してをるから自分は矢張「不問」か「無問」かを採りたい
- 一一、氣を落して不本意げにもみらせられないで
- 一二、瓊子女王のこと
- 一三、そんなことはなさらないでもと思はれる
- 一四、小野宮右大臣實資
- 一五、9の五の二四参照
- 一六、すぐれた歌(但あの歌はさまでの秀歌ではない)
- 一七、正月初子の日郊外に出て小松を曳き若菜をつみ親しき方へ贈り相手を祝福し又は自らも食して縁起を祝ふこと
- 一八、大人こゝは上の「幼くおはし」の對話で今いふ大人と同じだ(時には地位の上なことをいふ)
- 一九、清涼殿の具の御溝水の流下する處を瀧口といひそこに詰めて夜警をつとめる武士をも瀧口といふ(その瀧口以外には)との意

威儀の親王をさへせさせ給へりしよ。見給へりける人もあはれなる事にこそ申しけれ。そのほど西の宮殿などの御こころよな。いかがおぼしけむ。さてぞかし、いとあそろしくかなしき御事どもいできにしは。かうやうに申すもなか／＼にいと／＼ことおろかなりや。かくやうの事は人中にて下臈の申すにいとかたじけなし、とどめさぶらひなむ。されど猶われながらふあいの物にておぼえさぶらふにや。

式部卿の宮我が身のくちをしう本意なきを、おぼしくずれどもおはしまさで、なほ末の世に、花山院の御門は、冷泉院のみこにおはしませば、御をひぞかし。その御時に御むすめ奉り給ひて、御みづからもつねにまわりなどしたまひけるこそ、さらでもありぬべけれ。世の人もいみじうそしり申しけり。さりとても御つきなどのおはしませば、古の御本意のかなふべかりけるとも見ゆべきに、御門出家し給ひなどせさせ

二〇、布衣は木綿製の狩衣をいふ(異禮装の衣冠に次ぐものを布衣といふのも此と關係はあるが別である)

二一、凡べて非常にめでたい見物ばかりであるのことはいつまでも心に忘れられませぬ

二二、立てる場所が何處にあらう?といった有様でしたとき(所謂「立錫の餘地なし」といふ盛況

二三、ぎつしりと

二四、いだしぎぬ 何か事ある時の儀容として女官や女房が着物の袖口や裾を綺麗に出して列べること

二五、事ある時臨時につきそひの女房乗用牛車を提供されるその供せられた車を出車といふ

二六、選りすぐれた 粒を揃へられた

二七、氣色 様など

二八、あきれたものだ

給ひてのち、又この今の小野宮二四の右大臣殿の北の方にならせ給へりしよ。いとあやしかりし御事どもぞかし。その女御殿には道信中將の君も、御消息きこえ給ひけるに、それはさもなく、かのおとどに參り給ひにければ、中將の申し給ふぞかし。「うきは身にしむ心ちこそすれ。」とは、いまに人の口にのりたる秀歌一六にて侍るめり。

まこと此の式部卿の宮は、世にあはせたまへるかひあるをり、一度おはしましたるは。御子の日の日ぞかし。御弟の皇子たちも、いまだ幼くおはしまして、かの宮おとなにおはします程なれば、世おぼえ、御門廿七の御もてなしも、ことに思ひ申させたまへるあまりに、その日こそは、御供の上達部殿上人などの狩装束馬鞍まで、内裏のうちに召し入れて御覺ずるは、又なき事とこそは承れ。瀧口二九をはなちては、布衣三〇のものを内にまゐることは、かしこき君の御時も、かかる事の侍りけるにや。大方いみじかりし日の見物ぞかし。

物見車は大宮のぼりに、所三三やは侍りしとよ。さばかりりの事こそ、この世にはえさぶらはね。殿ばらののたまひけるは、「大路わたる事はつねなり。藤壺のうへの御局三三につぶとえもいはぬ打出三四ども、わざとなくこぼれいでて、きさいの宮、内の御まへなどさしならび、みすのうちに、おはしまして御覽せしに、御まへ通りしなむ倒れぬべき心ちせし。」とこそ宜ひけれ。

又それのみかは、大路にも宮の出車三五十許りひきつづけて立てられたりしは、一町かねては、あたりに人もかけらず。瀧口さぶらひの御前三六どもに、えりととのへさせ給へりし、さるべきもの子どもなどにて、心のかぎり今日はわが世と、人はらはせ、きらめきあへりしきそくどもなど、よそ人まことにいみじうこそ見侍りしかとて、車のきぬの色などをさへ

四、大齋院の事

- 一、天曆五年七月廿五日薨去四歳
- 二、天曆七年の御出生で正和四年三月三日四十歳で薨去
- 三、九の宮 長和四年四月六日薨去(六十歳)萬壽二年より十一年前
- 四、應和四年四月廿四日御産みになつて同廿九日安子皇后御自身は御亡くなりになつたあの時御降誕の十の宮こそは……天長三年六月廿五日十二歳で齋宮に卜定 長元八年六月廿六日七十二歳迄六十年餘、齋院として賀茂に奉仕
- 五、皇女の伊勢神宮に仕へる方を齋宮といひ賀茂に仕へる方を齋院と謂ふ、共に天皇御一代毎に交代せられるのを原則とし、未婚の處女の品行方正で神慮にかなつた皇女を卜定して三年禊齋の上、下られる
- 六、延喜式に齋宮忌詞といふがあつて神道では佛教の事を口にするを忌み己むを得ない場合には詞をかへて謂つた
- 死ぬる を 直る
- 病む を 息む

語りぬたるぞあさましきや。

四、大齋院の事

さてこの御腹におはしましし女宮一所はいはかなくうせ給ひにしぞかし。又女七の宮は、御物怪こはくうせ給ひにき。

今一所は入道一品宮とて三條におはしましき。うせ給ひて十餘年にならせ給ひぬらむ。うみおき奉らせたまひしたびの十の宮こそは、今の齋院におはしませ。いつきの宮世におほくおはしませど、これはことに動きなくよに久しくたまおはしますも、たゞこの御一すぢのかく榮へ給ふべきとぞ見申す。御門たびくうせ給へど、この齋院はう

ごさなくおはします。それも賀茂の明神のうけたまへれば、かくうごさなくおはしますなり。

昔の齋宮齋院は、佛經などの事はいませ給ひけれど、此の宮には佛法さへ崇め給ひて、朝ごとの御念誦かかせたまはず

- 位 を 襲承る
- 佛 を 中子
- 標 を 染紙

といふ類である

- 七、僧侶に對する手當(本來は役生善處の爲めにする作善、功德)
- 八、神に御仕へする人
- 九、思はれますわ「は」感歎詞
- 一〇、澤山集つた人々はそのまめでたく成佛を遂げるであらう(と佛教的に祝福せられた詞)
- 一一、賀茂祭の當日前二日午の日紫野の有栖川で齋院が御視せられること
- 一二、未の日の饗宴 申の日の國祭 酉の日葵祭 この三日の祭に様々賑やかな定例行事がある
- 一三、齋院御所のことこれも有栖川にあつて御館とも新館ともいふ(ここを歌つたものは澤山ある)
- 一四、御召しになつて居た小桂 婦人の衰(けし不斷)の服
- 一五、その特別な心持を御見せになつたものと見える
- 一六、つまらない人間は到底思ひつくことは出来

ちかうはこの御寺のけふの講には、さだめて布施をこそおくらせ給ふめれ。いととうより神人にならせ給ひて、いかでかかる事をおぼしめしよりけむとおほえさぶらふは。賀茂の祭の日一條の大路にそこらあつまりたる人、さながらともに佛とならむとちかはせたまひけむこそ、なほあさましく侍れ。さりとて又現世の御榮華をととのへさせ給はぬかは。御帳よりはじめ三箇日の作法、出車などめでたさは。大かた御さまのいというにらうく、しくおはしましたるぞ。

今の關白殿、兵衛佐にて御禊を御前させ給へりしに、いとをさなくおはしませば、例は本院にかへらせ給ひて、人々に祿などは賜はするを、これは河原よりいでさせ給ひしかばおもひかけぬ御事にて、さる御心まうけもなかりければ、御まへに召しありて御對面などさせ給ひて、奉りたまへりける御こうちきをぞ、かづけ奉らせ給ひける。入道殿きかせた

- ますまいよ
- 一七、親懸座 祭りのお渡りを見る爲めに設けた座席
- 一八、御輿の外に簾を釣り簾の内側に帷を垂れる
- 一九、皆紅の扇の端を
- 二〇、矢張齋院は氣のきいた方だ かうした合圖をなさらなかつたならば、どうして御覽になつたといふ事がわからなからう
- 二一、表 今日祭の祭の御印の葵の影を見てからはこの身の年とつたことも嬉しいと思ひます
裏 御子様方が光りかがやくばかり御立派に御出ましになつてゐる御姿を御見受けしてやがて一天下をしるしめす方だと思へば、かうした盛んな御様子を拜することの出来るのも年をとつたならばこそと今日は我身の老いを嬉しく存じます
- この歌は後拾遺雜や、榮花の初花にもある
- 二二、賀茂祭には神山の葵を神官が氏子に配り之に柱にかけそへて家々の飾りとする之を「もろかづら」といふ「二葉」は葵の二葉暗に我が皇子二方に譬へられたもの
- 二人の皇子が二人ながら都合よくあなたに御日

まひて、「いとをかしくもし給へるかな。祿なからむも便なくとりにやり給はむも程へぬべければ、とりわきたるさまを見せ給ふなめり。えせものはえおもひよらじかし。」とぞ申させ給ひける。

この當代（一）や東宮（二）などのまた宮たちにておはしましし時、祭見せ奉らせたまひし御さじきのまへすぎさせたまふほど、殿の御膝に二所ながらすすまゐらせ給ひて、「此の宮たち見奉らせ給へ。」と、申させ給へば、御輿のかたびらより、あかいろの御扇のつまを、さしいでさせ給へりけり。殿を始め奉りて、
（三）「なほ心ばせめでたくおはする院なりや。かかるしるしを見せ給はずばいかでかは見奉らせ給はむともしらまし。」とこそは感じ奉らせ給ひけれ。さて齋院より大宮にきこえさせ給へる、

（三）ひかり出づるあふひのかげを見てしより年つみけるも嬉

しかりけり

御かへし、

（三）もろかづらふた葉ながらに君にかくあふひや神のしるしなるらむ

げにも賀茂の明神などのうけ奉り給へればこそは、五代までうちつづきさかえさせたまふらめな。「この事いとをかしうせさせ給へり。」と、世の人申ししに前帥（三）殿のみぞ、「追従（四）ふかき老いぎつねかな、あなあいぎやうな。」と申し給ひける。

五、貞観殿の侍

まことこのきさいの宮の御弟の中の君は重明式部卿の宮の北の方にてぞ、坐せしかし。その親王は村上の御はらからにおはします。この宮のうへ、さるべき事のりをは、物見せ奉りにとて、後のむかへ奉りたまへば、忍びつつ参り給ふに、御門ほのかに御らんで、いと美しうおはしましけるを、いと

- にかかるとが出来ましたのも、この賀茂の明神様の御引合はせであります（とまことに嬉しく存じます）
- 二三、前太宰権帥 隆家 道隆の諸子の中、一番氣骨のあつた人
- 二四、おべつか使ひの古狐だなあ、アタ面白くない
- 五、貞観殿の侍
- 一、大さう御好色の御心癖で
- 二、「斯様々々に思ふ」と無理矢理になつてねだられるので
- 三、左様に（道ならぬ事を）どうして見許しておかれようか
- 四、況やこれは他人の事とちがつて一段と御不愉快に思召したのであります（けれども）
- 五、御周廻を廣く御かまひなさる御心用意の深さ

六、日本紀畧では貞観殿侍となられたのは村上
天皇崩御の後 安和二年十月十日甲申とある

いろなる御心ぐせにて、宮に、^二「かくなむ思ふ。」とあながちに
せめ申させ給へば、一二度しらすがほにて、ゆるし申させ給
ひてけり。

さてのち御心は通はせ給ふげなる御けしきなれど、^三さのみ
はいかがはとやおぼしめしけむ。后さらぬことだに、このか
たさまには、なだらかにもえつくりあへさせ給はざるな
に、ましてこれはよそのことよりは、心づきなうもおぼしめ
しぬべけれど、御あたりをひろうかへり見給ふ御心の深さに
人の御ため聞きにくくうたてあれば、なだらかに色にもいで
ず、すぐさせ給ひけるこそ、いとかたじけなうかなしき事な
れな。さて后の宮もうせおはしましし後に、式部卿の宮

もうせたまひて、みかどわりなくこひしとおぼしければ。

めしとりて、いみじく時めかさせたまひて、貞観殿の内侍の
かみとぞ申ししかし。世になくおぼえおはして、こと女御御

息所そねみ給ひしかどかひなかりけり。これにつけても、九
條殿の御さいはひとぞ、人申しける。

六、其他の姫君

- 一、他人から後でまを迎へては
- 二、繁子 從三位典侍といひ道兼の室
- 三、憊子 母は贈正一位盡子 安和元年十一月七日女御として入内

又三の君は、西宮殿の北の方にておはせしを、御子うみて
うせ給ひにしかは、よそ人は君たちの御ためあしかりなむと
て、また御弟の五にあらせ給ふ愛君と申すにうつらせ給ひに
き。四の君はとくうせ給ひにき。六の君は冷泉院の東宮にお
はしまししにまゐらせ給ひなど女君たちはみなかくおはしま
さふ。

七、をとこ君たち、多武峯少將の事

- 七、をとこ君たち 多武峯少將の事
- 一、伊尹兼通兼家爲光公季
- 二、天元四年八月卅日權僧正 寛和元年二月廿八日天台座主
- 三、治安三年十二月僧正 長久四年九月十六日寂八十九歳
- 四、「高德の僧」といふ程の意、修驗者は即ち行

をとこ君たちは、十一人の御なかに五人は太政大臣になら
せたまへり。それあさましくおどろくしき御さいはひなり
かし。その御外は、右兵衛督忠君、又北野の三位遠度、又大
藏卿遠量、多武峯入道少將君なり。又法師にては飯室の權僧